

会津若松市第7次総合計画

中間評価

令和3年11月

会津若松市

目次

はじめに	1
------------	---

第1章 第7次総合計画の概要

会津若松市第7次総合計画のフレーム	2
基本計画の位置づけと構成	3
政策・施策<体系>	4
行政評価による進行管理	5

第2章 前期の進捗状況

1 政策目標全体の達成状況	6
2 政策目標別の達成状況	
(1) 政策目標1 未来につなぐひとづくり	7
(2) 政策目標2 強みを活かすしごとづくり	8
(3) 政策目標3 安心、共生のくらしづくり	9
(4) 政策目標4 安全、快適な基盤づくり	10
(5) 政策目標5 豊かで魅力ある地域づくり	11
3 重要業績評価指標(KPI)及び関連指標	12

第3章 中間評価

1 政策分野の総括	17
2 外部評価委員会からの意見	126
3 市民意見の聴取(タウンミーティング)	127
4 第7次総合計画とSDGs	132

第4章 後期の財政見通し	149
--------------------	-----

第5章 中間評価のまとめ

1 中間評価のまとめ	153
2 今後の取組	159

はじめに

1 目的

第7次総合計画の進行管理については、会津若松市自治基本条例に基づき、行政評価により実施していますが、当該総合計画が令和3年度末で計画期間の中間となる5年を経過するため、中間的な評価を実施し、総合計画の確実な推進につなげていくものです。

2 中間評価の対象範囲と実施方法

第7次総合計画の基本構想に掲げる「まちづくりのビジョン」及び「まちづくりのコンセプト」の実現は変わることのない目標であるため、中間評価については、基本計画における「政策・施策」を対象とし、行政評価の取組にあわせて実施しました。

(1)対象範囲

基本計画における42の「政策分野」及び「施策」

(2)実施方法

自己評価 (行政評価)	・政策分野毎の総括及び施策毎のこれまで取組や成果を評価、検証することで、今後の課題を明らかにします。 ・重要業績評価指標(KPI)の達成状況を評価するとともに、KPIの再点検を行います。
外部評価	・外部評価委員会において、政策目標の進捗状況、重要業績評価指標(KPI)の達成状況について意見等を聴取します。
市民意見	・タウンミーティングを開催し、総合計画の進捗状況等を報告、市民からの意見等を聴取します。

第1章 第7次総合計画の概要

会津若松市第7次総合計画のフレーム

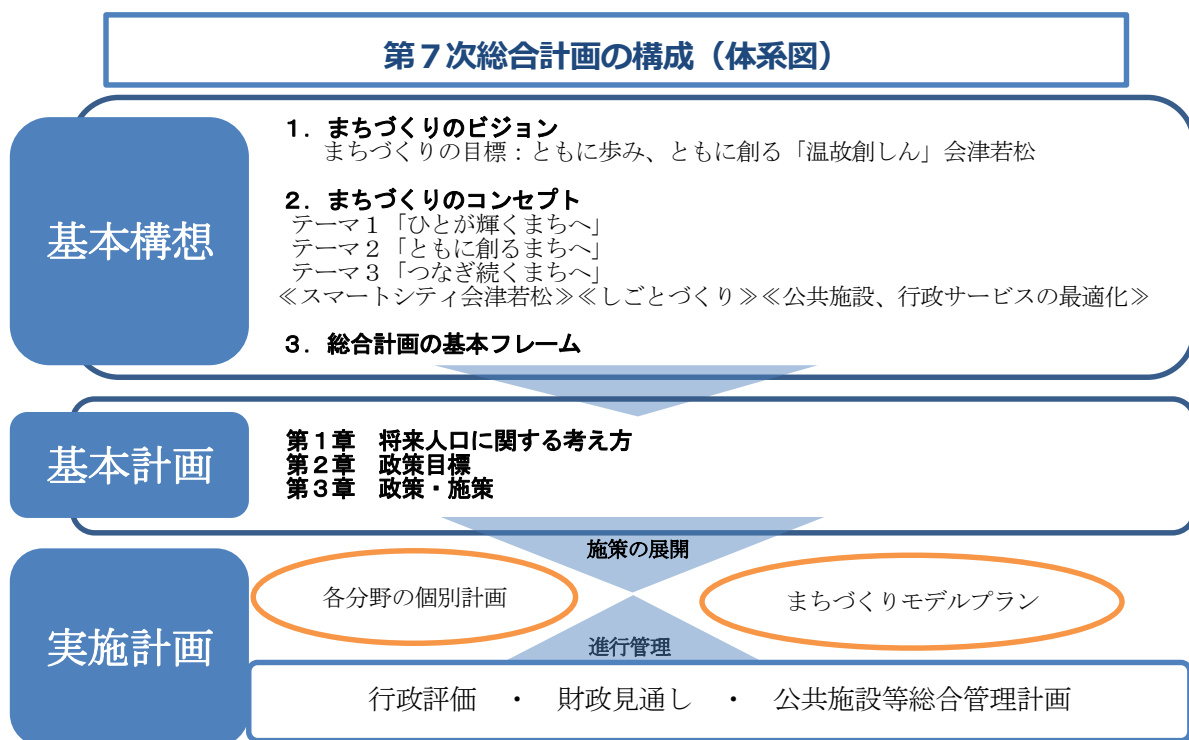
■計画の位置づけ

この計画は、会津若松市の最上位の計画であり、この基本構想の 1.に掲げる「まちづくりのビジョン」の実現に向けた計画です。

■計画の構成

この計画は、本市の将来に向けたまちづくりの基本的な方向性を示す「基本構想」と、基本構想に基づき進める市政運営にあたっての政策及び施策の体系等を明らかにする「基本計画」で構成します。

また、当該計画とは別に示す「行政各分野の個別計画」、「まちづくりモデルプラン(地域課題等をテーマとして、それらに対する取組をモデル的に示したもの)」、「行政評価」、「財政見通し」、「公共施設等総合管理計画」については、本計画の実施計画的側面を持つ計画等として位置付けます。



■計画の期間

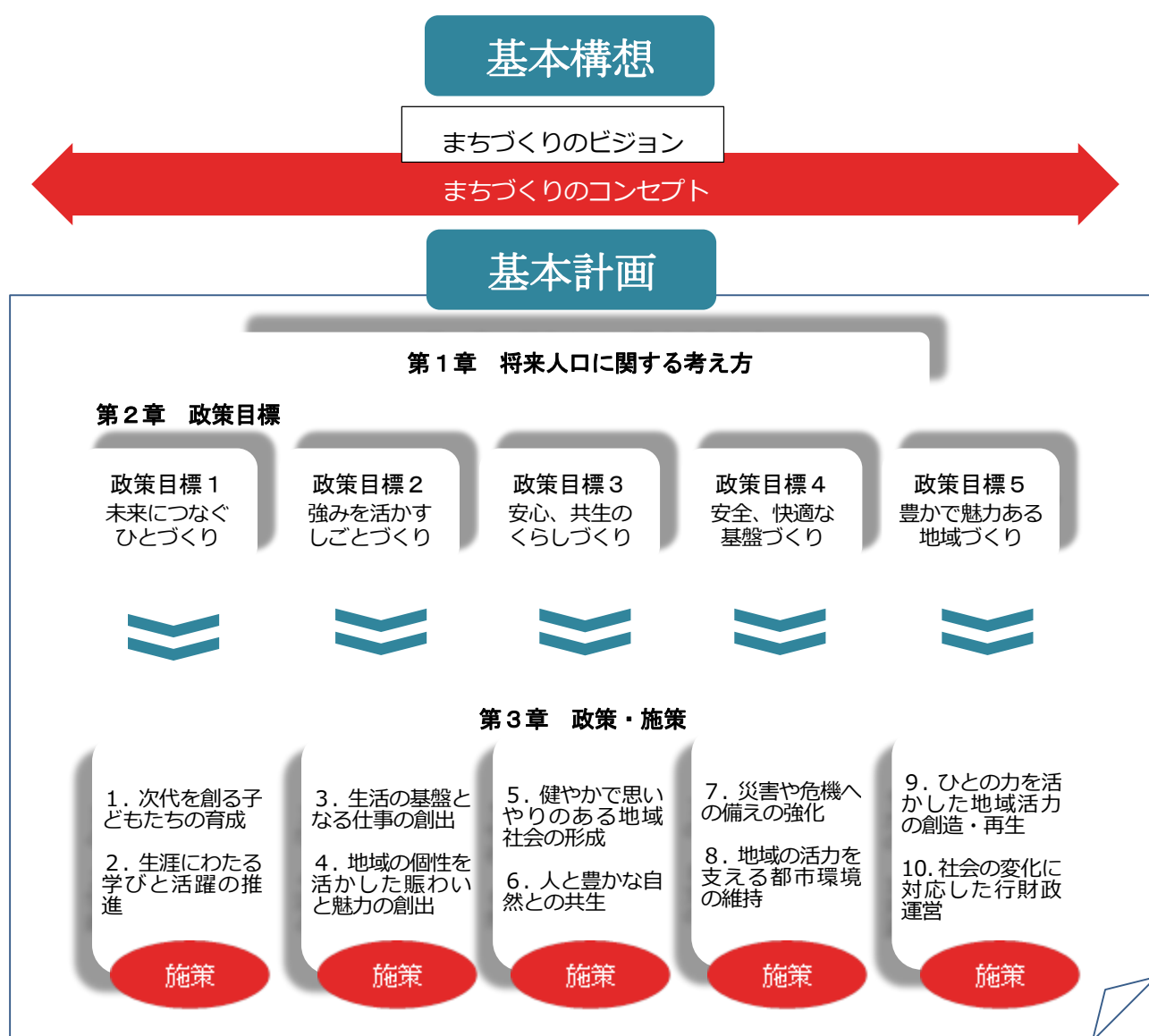
この計画は、平成 29 年度(2017 年度)から令和8年度(2026 年度)までの 10 か年を計画期間とします。

基本計画

基本計画の位置づけと構成

この基本計画は、「基本構想」に基づき進める市政運営にあたっての政策及び施策の体系等を明らかにするものであり、本市の「将来人口に関する考え方」を示すとともに、基本構想に掲げる「まちづくりのビジョン」の実現に向け、「まちづくりのコンセプト」を踏まえた「政策目標」と「政策・施策」で構成します。

また「政策・施策」は、各「政策目標」に連なる「政策分野毎の施策」で構成します。



政策・施策 <体系>

政策目標	政策	政策分野		
1 未来につなぐ ひとづくり	1 次代を創る 子どもたちの育成	1. 子ども・子育て		
		2. 学校教育		
		3. 教育環境		
		4. 地域による子ども育成		
	2 生涯にわたる 学びと活躍の推進	5. 生涯学習		
		6. スポーツ		
		7. 歴史・文化		
		8. 男女共同参画		
		9. 社会参画		
2 強みを活かす しごとづくり	3 生活の基盤となる 仕事の創出	10. 食料・農業・農村		
		11. 森林・林業		
		12. 中小企業		
		13. 企業立地・産業創出		
	4 地域の個性を活かした 賑わいと魅力の創出	14. 雇用・労働環境		
		15. 観光		
3 安心、共生の くらしづくり	5 健やかで思いやりのある 地域社会の形成	16. 中心市街地・商業地域		
		17. 健康・医療		
		18. 地域福祉		
		19. 高齢者福祉		
		20. 障がい者福祉		
	6 人と豊かな自然との共生	21. ユニバーサルデザイン		
		22. 低炭素・循環型社会		
		23. 自然環境・生活環境		
4 安全、快適な 基盤づくり	7 災害や危機への 備えの強化	24. 公園・緑地		
		25. 生活・安全		
		26. 地域防災		
		27. 治水		
	8 地域の活力を支える 都市環境の維持	28. 雪対策		
		29. 都市づくり		
		30. 道路		
		31. 公共交通		
		32. 上下水道		
		33. 住宅・住環境		
		34. 景観		
		35. 情報通信技術		
		5 豊かで魅力ある 地域づくり	9 ひとの力を活かした 地域活力の創造・再生	36. 地域自治・コミュニティ
				37. 交流・移住
38. 大学等との連携				
10 社会の変化に対応した 行財政運営	39. まちの拠点			
	40. 公共施設			
	41. 行政運営			
	42. 財政基盤			

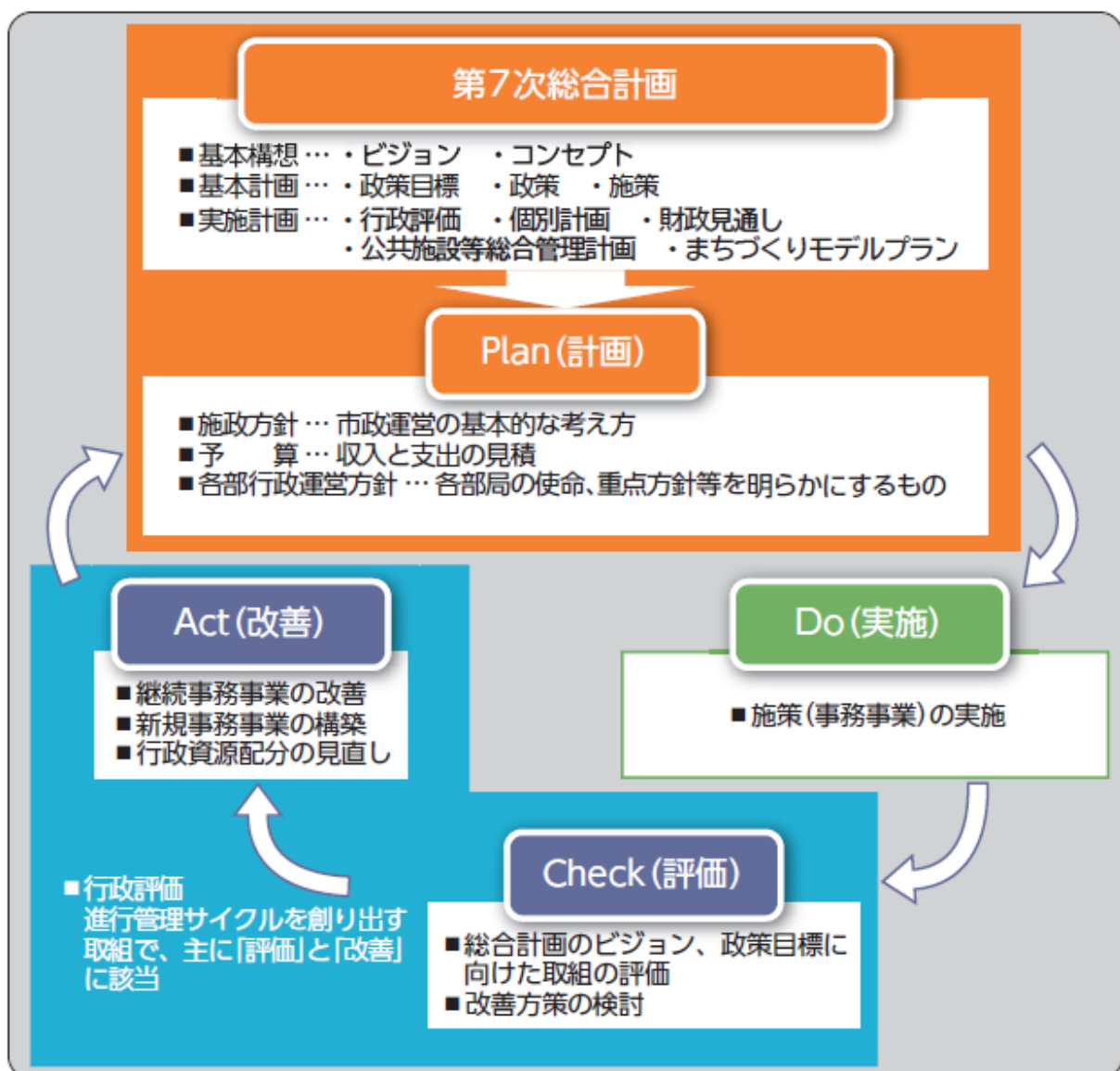
行政評価による進行管理

第7次総合計画に掲げるビジョンや政策目標の実現に向けた計画の進行管理は、行政評価によって行っています。

この中では、政策分野毎の施策の取組状況を評価することに加えて、既存の取組の改善と新たな施策の立案を行い、翌年度の計画推進に向けた取組を打ち出していきます。

また、評価の過程においては、市民の皆様や学識経験者の方などによる外部評価を実施し、その意見を踏まえながら取組を検討していきます。

なお、行政評価による総合計画の進行管理サイクルの関係を以下の図で示します。



第2章 前期の進捗状況

1 政策目標全体の達成状況

- 政策目標ごとに掲げる重要業績評価指標(以下、KPI)及び関連指標の実績値の推移をグラフに示し、毎年度の目標値に対する実績値や計画初年度の平成 29 年度から令和2年度までの指標推移をもとに、これまでの取組の検証と今後の見込みについて評価を行いました。
- 同時に、現在評価に用いているKPIが、政策目標及び政策分野の目指す姿の実現に向けて、その進捗の具合を客観的に把握するための適切な指標となっているか再点検し、必要な場合は新たなKPIの設定等を行いました。
- 今回の中間評価における達成状況については、令和2年度時点の目標値に対する実績値から、目標に達成しているものを「A」、達成率が 80%を超えるものを「B」、達成率が 50%を超えるものを「C」、50%に至らないものと「D」とし、4つに区分し、数値による客観的な評価を行いました。

<政策目標別の重要業績評価指標（KPI）及び関連指標の達成状況>

達成状況区分	政策 目標 1	政策 目標 2	政策 目標 3	政策 目標 4	政策 目標 5	合計	割合	
A 達成している	4	6	7	16	3	36	34.0%	73.6%
B 達成率 80%以上	11	8	12	5	6	42	39.6%	
C 達成率 50%以上	2	3	1	5	4	15	14.2%	26.4%
D 50%未満	4	3	1	1	4	13	12.3%	
合計	21	20	21	27	17	106	100 %	100 %

※令和2年度の目標値に対する実績値の評価としています。

※指標によって目標値及び実績値年度が異なる場合があります。

- 5つの政策目標に掲げる 42 の政策分野に設定したKPI及び関連指標は 106 件あり、令和2年度の実績値（一部、目標値及び実績値年度が異なります）において、「A」は 36 件(全体の 34.0%)、「B」は 42 件(39.6%)、「C」は 15 件(14.2%)、「D」は 13 件(12.3%)となっています。
- 中間評価の時点において、「A及びB」目標を達成している又は達成率が 80%を超えるものは、78 件、全体の 73.6%であり、前期の進捗状況は目標値に対し、概ね順調に進捗しています。
- 一方で、達成率が 80%に満たない「C及びD」は、28 件、全体の 26.4%であり、一部、目標に対して遅れが見られている状況にあります。
- 特に、進捗が 50%未満の「D」13 件の遅れには、政策・施策ごとに様々な要因等があり、今後の後期5年間の取組において、目標値の達成に向けて、改善や修正等を図っていく必要があります。

2 政策目標別の達成状況

5つの政策目標ごとのKPI及び関連指標の達成状況は、以下のとおりです。

なお、個別の政策分野の指標の分析と今後の見込みにつきましては、別冊の「重要業績評価指標(KPI)及び関連指標の達成状況シート」に記載しました。

(1)政策目標1 未来につなぐひとづくり

政策	政策分野	KPI数	達成状況			
			A	B	C	D
1 次代を創る 子どもたちの育成	1 子ども・子育て	2	1	1		
	2 学校教育	5	1	4		
	3 教育環境	1		1		
	4 地域による子ども育成	3	2	1		
2 生涯にわたる 学びと活躍の推進	5 生涯学習	2		1	1	
	6 スポーツ	1				1
	7 歴史・文化	2				2
	8 男女共同参画	2		2		
	9 社会参画	3		1	1	1
	計	21	4	11	2	4

(政策目標全体の達成状況)

- 政策目標1においては、9つの政策分野に設定したKPI及び関連指標は、21件あり、そのうち、「A」は4件(全体の19.0%)、「B」は11件(52.4%)、「C」は2件(9.5%)、「D」は4件(19.0%)となっています。
- 「A及びB」目標を達成している又は達成率が80%を超えるものは、15件、全体の71.4%であり、前期の進捗状況は概ね順調に進捗しています
- 一方で、達成率が50%に満たないもの「D」は、4件、19.0%であり、2割程度の遅れが見られている状況にあります。

(目標を達成している指標)

- 子ども・子育て(待機児童数(教育・保育施設))、学校教育(全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国と本市の中学生の比較(中学2年生))、地域による子ども育成(少年非行の割合、放課後子ども教室利用児童の割合)

(遅れの見られる指標)

- スポーツ(スポーツ施設の利用者数)、歴史・文化(市民文化祭参加行事数、歴史文化講座参加者数)、社会参画(障がい福祉サービス事業所利用者の一般就労人数)

(2)政策目標2 強みを活かすしごとづくり

政策	政策分野	KPI 数	達成状況			
			A	B	C	D
3 生活の基盤となる 仕事の創出	10 食料・農業・農村	6	1	3	1	1
	11 森林・林業	3		2	1	
	12 中小企業	2	2			
	13 企業立地・産業創出	2	1	1		
	14 雇用・労働環境	2		1	1	
4 地域の個性を活かした 賑わいと魅力の創出	15 観光	3	1			2
	16 中心市街地・商業地域	2	1	1		
	計	20	6	8	3	3

(政策目標全体の達成状況)

- 政策目標2においては、7つの政策分野に設定したKPI及び関連指標は、20件あり、そのうち、「A」は6件(全体の30.0%)、「B」は8件(40.0%)、「C」は3件(15.0%)、「D」は3件(15.0%)となっています。
- 「A及びB」目標を達成している又は達成率が80%を超えるものは、14件、全体の70.0%であり、前期の進捗状況は概ね順調に進捗しています
- 一方で、達成率が50%に満たないもの「D」は、3件、15.0%であり、一定の遅れが見られている状況にあります。

(目標を達成している指標)

- 食料・農業・農村(新規就農者数)、中小企業(製造業出荷額、地場産業製造品出荷額)、企業立地・産業創出(新規企業立地件数)、観光(教育旅行県外来訪校数)、中心市街地・商業地域(中心市街地における新規出店者数)

(遅れの見られる指標)

- 食料・農業・農村(グリーンツーリズムによる都市農村交流人口)、観光(観光客入込数、市内宿泊施設の外国人宿泊者数)

(3)政策目標3 安心、共生のくらしづくり

政策	政策分野	KPI 数	達成状況			
			A	B	C	D
5 健やかで思いやりのある地域社会の形成	17 健康・医療	2		2		
	18 地域福祉	2	1	1		
	19 高齢者福祉	2		2		
	20 障がい者福祉	1	1			
	21 ユニバーサルデザイン	1	1			
6 人と豊かな自然との共生	22 低炭素・循環型社会	8	2	6		
	23 自然環境・生活環境	2	1			1
	24 公園・緑地	3	1	1	1	
	計	21	7	12	1	1

(政策目標全体の達成状況)

- 政策目標3においては、8つの政策分野に設定したKPI及び関連指標は、21件あり、そのうち、「A」は7件(全体の33.3%)、「B」は12件(57.1%)、「C」は1件(4.8%)、「D」は1件(4.8%)となっています。
- 「A及びB」目標を達成している又は達成率が80%を超えるものは、19件、全体の90.5%であり、前期の進捗状況は順調に進捗しています
- 一方で、達成率が50%に満たないもの「D」は、1件、4.8%であり、一部に遅れが見られている状況にあります。

(目標を達成している指標)

- 地域福祉(生活困窮に係る相談者のうち支援を行った人の割合)、障がい者福祉(障がいのある人が差別等を感じた割合)、ユニバーサルデザイン(ユニバーサルデザインの認知度)、低炭素・循環型社会(清掃手数料収納率(現年度分、過年度分))、自然環境・生活環境(湯川の水質の環境基準達成箇所数)、公園・緑地(公園施設長寿命化10箇年計画進捗率)

(遅れの見られる指標)

- 自然環境・生活環境(猪苗代湖の水質)

(4)政策目標4 安全、快適な基盤づくり

政策	政策分野	KPI数	達成状況			
			A	B	C	D
7 災害や危機への備えの強化	25 生活・安全	3	2			1
	26 地域防災	2	1	1		
	27 治水	1	1			
	28 雪対策	2	2			
8 地域の活力を支える都市環境の維持	29 都市づくり	2	1	1		
	30 道路	3	2		1	
	31 公共交通	3			3	
	32 上下水道	5	3	1	1	
	33 住宅・住環境	3	2	1		
	34 景観	2	2			
	35 情報通信技術	1		1		
	計	27	16	5	5	1

(政策目標全体の達成状況)

- 政策目標4においては、11の政策分野に設定したKPI及び関連指標は、27件あり、そのうち、「A」は16件(全体の59.3%)、「B」は5件(18.5%)、「C」は5件(18.5%)、「D」は1件(3.7%)となっています。
- 「A及びB」目標を達成している又は達成率が80%を超えるものは、21件、全体の77.8%であり、前期の進捗状況は概ね順調に進捗しています
- 一方で、達成率が50%に満たないもの「D」は、1件、3.7%であり、一部に遅れが見られている状況にあります。

(目標を達成している指標)

- 生活・安全(交通事故発生件数、犯罪発生件数)、地域防災(防災出前講座参加者数)、治水(雨水幹線の整備進捗率)、雪対策(地域と連携した除雪困難世帯の支援体制が整った町内会の数、除雪車1台あたりの除雪延長)、都市づくり(国土調査認証率)、道路(都市計画道路の整備率、生活道路の整備率)上下水道(污水処理人口普及率、浄水施設の耐震化率、基幹管路の耐震適合率)、住宅・住環境(安全、衛生、景観等の問題を抱える空家等の解消率、市営住宅の長寿命化に向けた改善戸数)、景観(景観に関する市民満足度、屋外広告物の更新率)

(遅れの見られる指標)

- 生活・安全(消費者講座及び学習会参加者数)

(5)政策目標5 豊かで魅力ある地域づくり

政策	政策分野	KPI 数	達成状況			
			A	B	C	D
9 ひとの力を活かした 地域活力の創造・再生	36 地域自治・コミュニティ	3	1	1	1	
	37 交流・移住	4	1			3
	38 大学等との連携	3		1	1	1
	39 まちの拠点	1		1		
10 社会の変化に対応した 行財政運営	40 公共施設	1		1		
	41 行政運営	2	1	1		
	42 財政基盤	3		1	2	
	計	17	3	6	4	4

(政策目標全体の達成状況)

- 政策目標5においては、7つの政策分野に設定したKPI及び関連指標は、17件あり、そのうち、「A」は3件(全体の17.6%)、「B」は6件(35.3%)、「C」は4件(23.5%)、「D」は4件(23.5%)となっています。
- 「A及びB」目標を達成している又は達成率が80%を超えるものは、9件、全体の52.9%であり、前期の進捗状況は概ね順調に進捗しています
- 一方で、達成率が50%に満たないもの「D」は、4件、23.5%であり、2割程度の遅れが見られている状況にあります。

(目標を達成している指標)

- 地域自治・コミュニティ(地域づくり活動組織数(変更後))、交流・移住(移住実践者数)、行政運営(市ホームページアクセス数)

(遅れの見られる指標)

- 交流・移住(国際交流協会における活動人数、ゆかりの自治体との交流事業数、移住相談件数)、大学等との連携(卒業後の会津地域内就職者の割合(会津大学))

3 重要業績評価指標(KPI)及び関連指標

各政策分野の重要業績評価指標(KPI)及び関連指標を以下のとおり一覧にまとめました。

目標値(R2)、実績値(R2)、R2の目標値に対する実績値の達成状況※について、前述のとおり、ABCDの4つに区分した達成状況を示しています。

なお、個別のKPI及び関連指標の分析と今後の見込みにつきましては、別冊の「重要業績評価指標(KPI)及び関連指標の達成状況シート」にまとめました。

No.	政策分野	指標等の名称	最終目標値(R8)	目標値(R2)	実績値(R2)	達成状況	所管課	別冊の頁
1	1.子ども・子育て	出生数	946人	984人	796人	B	こども保育課	1
2	1.子ども・子育て	待機児童数(教育・保育施設)	0人	0人	0人	A	こども保育課	1
3	2.学校教育	学校が好きな児童生徒の割合	100%	91%	87%	B	学校教育課	2
4	2.学校教育	全国学力・学習状況調査における全国と本市の小中学生との比較値(小学6年生)	105%	100.3%	98.2%	B	学校教育課	2
5	2.学校教育	全国学力・学習状況調査における全国と本市の中中学生との比較値(中学3年生)	101%	96.8%	93.3%	B	学校教育課	3
6	2.学校教育	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国と本市の小中学生との比較値(小学5年生)	105%	103.4%	103.3%	B	学校教育課	3
7	2.学校教育	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国と本市の中中学生との比較値(中学2年生)	100%	98.6%	100.3%	A	学校教育課	4
8	3.教育環境	学校施設のうち、耐震基準を満たす棟数の割合(学校施設の耐震化の確保)	100%	100%	99.0%	B	教育総務課	4
9	4.地域による子ども育成	ファミリーサポートセンター支援件数	3,000件	3,000件	2,572人	B	こども家庭課	5
10	4.地域による子ども育成	少年非行の割合(1,000人当たり)	1.8人	2.2人	1.9人	A	あいづっこ育成推進室	5
11	4.地域による子ども育成	放課後子ども教室利用児童の割合	10.0%	7.8%	8.3%	A	生涯学習総合センター	6
12	5.生涯学習	公民館講座に参加している市民の割合	35.0%	33.1%	17.8%	C	生涯学習総合センター	6
13	5.生涯学習	図書館における市民100人あたりの貸出冊数	460冊	440冊	383冊	B	生涯学習総合センター	7
14	6.スポーツ	スポーツ施設の利用者数(年間延べ人数)	1,050,000人	1,014,000人	497,713人	D	スポーツ推進課	7
15	7.歴史・文化	市民文化祭参加行事数	75件	72件	19件	D	文化課	8
16	7.歴史・文化	歴史文化講座参加者数	360人	300人	75人	D	文化課	8
17	8.男女共同参画	男女共同参画推進事業者表彰を受けた事業者数(累計)	60事業者	42事業者	41事業者	B	協働・男女参画室	9

No.	政策分野	指標等の名称	最終目標値 (R8)	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成 状況	所管課	別冊の 頁
18	8.男女共同参画	市の審議会等における女性委員の割合	30.0%	30.0%	29.3%	B	協働・男女参画室	9
19	9.社会参画	NPO・ボランティアと市の協働事業数	85事業	67事業	41事業	C	協働・男女参画室	10
20	9.社会参画	高齢者ボランティア登録者数	215人	129人	114人	B	高齢福祉課	10
21	9.社会参画	障がい福祉サービス事業所利用者の一般就労人数	20人	13人	4人	D	障がい者支援課	11
22	10.食料・農業・農村	認定農業者数	400人	375人	296人	C	農政課	11
新規	10.食料・農業・農村	中心経営体の主たる従事者数	387人	-	-	-	農政課	12
23	10.食料・農業・農村	新規就農者数(単年度)	7人	7人	7人	A	農政課	12
24	10.食料・農業・農村	効率的安定的な農業経営体への農地の集積率(県基準)	78.0%	77.3%	76.8%	B	農政課	13
25	10.食料・農業・農村	ほ場整備率	92.4%	91.9%	91.7%	B	農林課	13
26	10.食料・農業・農村	グリーンツーリズムによる都市農村交流人口(年間)	8,000人	6,500人	2,957人	D	農政課	14
27	10.食料・農業・農村	多面的機能支払取組面積	5,000ha	4,790ha	4,479ha	B	農政課	14
28	11.森林・林業	森林経営計画策定数(累計)	38件	23件	17件	C	農林課	15
29	11.森林・林業	森林施業面積(累計)	2,417ha	2,117ha	1,999ha	B	農林課	15
30	11.森林・林業	間伐実施面積(累計)	2,612ha	2,312ha	1,988ha	B	農林課	16
31	12.中小企業	製造業出荷額(年間)	227,500百万円	217,320百万円	242,185百万円	A	商工課	16
32	12.中小企業	地場産業製造品出荷額(年間)	9,919百万円	4,761百万円	8,195百万円	A	商工課	17
33	13.企業立地・産業創出	新規企業立地件数(累計)	40件	34件	51件	A	企業立地課	17
34	13.企業立地・産業創出	ベンチャー企業数(累計)	60社	49社	43社	B	商工課	18
35	14.雇用・労働環境	就職面接会の就職者数(1開催あたり)	50人	47人	29人	C	商工課	18
36	14.雇用・労働環境	会津若松市勤労者福祉サービスセンター会員数	2,800人	2,600人	2,390人	B	商工課	19
37	15.観光	観光客入込数(年間)	4,000千人	3,864千人	918千人	D	観光課	19
38	15.観光	市内宿泊施設の外国人宿泊者数(年間)	36,900人	24,400人	9,124人	D	観光課	20
39	15.観光	教育旅行県外来訪校数(年間)	820校	739校	787校	A	観光課	20

No.	政策分野	指標等の名称	最終目標値 (R8)	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成 状況	所管課	別冊の 頁
40	16.中心市街地・商業地域	中心市街地における新規出店者数	13.6件	13.6件	17.6件	A	商工課	21
41	16.中心市街地・商業地域	中心市街地内における歩行者通行量(12時間あたり・平日と休日の加重平均)※R1	27,675人	27,675人	24,162人	B	商工課	21
42	17.健康・医療	特定健康診査受診率	60.0%	52.0%	45.4%	B	国保年金課	22
43	17.健康・医療	特定保健指導実施率	75.0%	72.6%	61.2%	B	健康増進課	22
44	18.地域福祉	ふれあい・いきいきサロン活動を行う団体数	142団体	122団体	118団体	B	地域福祉課	23
45	18.地域福祉	生活困窮に係る相談者のうち支援を行った人の割合	65.0%	58.0%	70.0%	A	地域福祉課	23
46	19.高齢者福祉	介護や支援を必要としない高齢者の割合	80.8%	80.2%	80.0%	B	高齢福祉課	24
47	19.高齢者福祉	認知症サポーター養成講座受講者数	17,300人	13,300人	13,232人	B	高齢福祉課	24
48	20.障がい者福祉	障がいのある人が差別等を感じた割合	5.0%	18.0%	11.9%	A	障がい者支援課	25
49	21.ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザインの認知度	54.5%	44.2%	49.3%	A	協働・男女参画室	25
50	22.低炭素・循環型社会	再生可能エネルギー発電施設の設備容量	279,467kw	227,616kw	226,315kw	B	環境生活課	26
51	22.低炭素・循環型社会	ごみの総排出量(ひとり1日あたり)	970g	1,124g	1,241g	B	廃棄物対策課	26
52	22.低炭素・循環型社会	燃やせるごみの排出量 ※追加	29,983t	39,418t	39,665t	B	廃棄物対策課	27
53	22.低炭素・循環型社会	生活系ごみの排出量(ひとり1日あたり) ※関連指標	480g	574g	662g	B	廃棄物対策課	27
54	22.低炭素・循環型社会	事業系ごみの排出量(ひとり1日あたり) ※関連指標	200g	263g	307g	B	廃棄物対策課	28
55	22.低炭素・循環型社会	総リサイクル量 ※関連指標	13,000t	13,000t	11,726t	B	廃棄物対策課	28
56	22.低炭素・循環型社会	清掃手数料収納率(現年度分) ※関連指標	97.60%	97.00%	97.05%	A	廃棄物対策課	29
57	22.低炭素・循環型社会	清掃手数料収納率(過年度分) ※関連指標	44.50%	43.00%	44.39%	A	廃棄物対策課	29
58	23.自然環境・生活環境	猪苗代湖の水質(湖心部COD75%値)	0.5mg/l	0.5mg/l	1.4mg/l	D	環境生活課	30
59	23.自然環境・生活環境	湯川の水質の環境基準達成箇所数	7箇所	7箇所	7箇所	A	環境生活課	30
60	24.公園・緑地	花と緑のスタッフ登録者数	90人	82人	49人	C	まちづくり整備課	31
61	24.公園・緑地	公園等緑化愛護会登録団体数	85団体	82団体	72団体	B	まちづくり整備課	31
62	24.公園・緑地	公園施設長寿命化10箇年計画進捗率	100%	84.0%	92.0%	A	まちづくり整備課	32

No.	政策分野	指標等の名称	最終目標値 (R8)	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成 状況	所管課	別冊の 頁
63	25.生活・安全	交通事故発生件数(年間)	305件	367件	202件	A	危機管理課	32
64	25.生活・安全	犯罪発生(刑法犯認知)件数(年間)	800件	853件	453件	A	危機管理課	33
65	25.生活・安全	消費者講座及び学習会参加者数	500人	450人	172人	D	環境生活課	33
66	26.地域防災	防災出前講座参加者数	1,000人	760人	1,005人	A	危機管理課	34
67	26.地域防災	消防団員定員充足率(機能別消防団員を含む。)	95.0%	94.2%	91.5%	B	危機管理課	34
68	27.治水	雨水幹線の整備進捗率	20.0%	18.3%	18.3%	A	都市計画課	35
69	28.雪対策	地域と連携した除雪困難世帯の支援体制が整った町内会の数	80件	62件	87件	A	道路課	35
70	28.雪対策	除雪車1台あたりの除雪延長	4.0km	4.1km	4.1km	A	道路課	36
71	29.都市づくり	扇町土地区画整理事業進捗率(事業費ベース)	100%	98.2%	97.1%	B	開発管理課	36
72	29.都市づくり	国土調査認証率	38.42%	37.81%	37.81%	A	農林課	37
73	30.道路橋梁	都市計画道路の整備率	70.0%	65.5%	65.5%	A	道路課	37
74	30.道路橋梁	生活道路の整備率	65.0%	63.8%	64.7%	A	道路課	38
75	30.道路	橋りょうの修繕率	100%	51.1%	39.5%	C	道路課	38
76	31.公共交通	路線バス利用者数(年間)	178万人	178万人	89万人	C	地域づくり課	39
77	31.公共交通	会津鉄道の輸送人員(年間)	55万人	55万人	31万人	C	地域づくり課	39
78	31.公共交通	会津若松駅の乗車人員(1日あたり)	2,800人	2,800人	1,747人	C	地域づくり課	40
79	32.上下水道	水道普及率	95.8%	95.6%	95.2%	B	上下水道局 上水道施設課、総務課	40
80	32.上下水道	上水道が整備されていない地区数	7地区	7地区	9地区	C	健康増進課	41
81	32.上下水道	汚水処理人口普及率	90.0%	85.8%	87.3%	A	上下水道局 下水道施設課	41
82	32.上下水道	浄水施設の耐震化率 ※追加	92.9%	92.9%	92.9%	A	上下水道局 上水道施設課	42
83	32.上下水道	基幹管路の耐震適合率 ※追加	50.5%	47.4%	47.4%	A	上下水道局 上水道施設課	42
84	33.住宅・住環境	安全、衛生、景観等の問題を抱える空家等の解消率	30.0%	12.0%	33.3%	A	危機管理課	43
85	33.住宅・住環境	市営住宅の長寿命化に向けた改善戸数	488戸	365戸	365戸	A	建築住宅課	43

No.	政策分野	指標等の名称	最終目標値 (R8)	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成 状況	所管課	別冊の 頁
86	33.住宅・住環境	住宅の耐震化率	98.0%	89.0%	86.0%	B	建築住宅課	44
87	34.景観	景観に関する市民満足度	65.0%	53.0%	73.0%	A	都市計画課	44
88	34.景観	屋外広告物の更新率 ※追加	98.0%	92.0%	96.0%	A	都市計画課	45
89	35.情報通信技術	オープンデータ登録数	300件	210件	207件	B	情報統計課	45
90	36.地域自治・コミュニティ	町内会加入率	92.0%	92.0%	90.6%	B	環境生活課	46
91	36.地域自治・コミュニティ	地域づくり活動組織数	15件	9件	7件	C	地域づくり課	46
92	36.地域自治・コミュニティ	地域づくり活動組織数 ※上記No.91に代わり設定	10件	5件	5件	A	地域づくり課	47
93	37.交流・移住	国際交流協会における活動人数 (年間)	4,000人	4,000人	1,476人	D	企画調整課	47
94	37.交流・移住	ゆかりの自治体との交流事業数(年間)	60事業	55事業	14事業	D	総務課	48
95	37.交流・移住	移住相談件数(年間)	240件	210件	101件	D	地域づくり課	48
96	37.交流・移住	移住実践者数 (平成29年度からの累計)	224世帯	134世帯	139世帯	A	地域づくり課	49
97	38.大学等との連携	卒業後の会津地域内就職者の割合 (会津大学)	40%	17%	4%	D	地域づくり課	49
98	38.大学等との連携	卒業後の会津地域内就職者の割合 (会津大学短期大学部)	50%	36%	26%	C	地域づくり課	50
99	38.大学等との連携	卒業後の会津地域内就職者の割合 (専門学校)	90%	84%	82%	B	地域づくり課	50
100	39.まちの拠点	新市建設計画の事業着手率	100%	95%	94%	B	地域づくり課	51
101	40.公共施設	市有建築物の耐震化率	95.0%	95.0%	89.0%	B	公共施設管理課	51
新規	41.行政運営	地域ID登録者数 ※関連指標	34,870人	—	—	—	スマートシティ推進室	52
102	41.行政運営	人口1万人当たりの職員数	78人	78人	81人	B	人事課	52
103	41.行政運営	市ホームページアクセス数	200万件	176万件	402万件	A	秘書広聴課	53
104	42.財政基盤	実質公債費比率	6.0%	4.2%	5.6%	C	財政課	53
105	42.財政基盤	財政調整基金残高/標準財政規模	10.0%	10.0%	6.5%	C	財政課	54
106	42.財政基盤	市税徴収率	97.2%	97.2%	96.2%	B	納税課	54

※目標値及び実績値は令和2年度で示していますが、指標によって目標値及び実績値年度が異なる場合があります。

第3章 中間評価

1 政策分野毎の総括

政策分野 1	子ども・子育て
-----------	---------

目指す姿

みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち

◆施策1 子どもの育ちを支える取組の推進



すべての子どもが、その家庭の状況にかかわらず、健やかに育つことができる環境を整え、経済的支援を図るなど、引き続き子どもたちの成長を支える取組を推進します。

*子ども・子育て支援事業計画の推進

【これまでの取組】

平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の施行にあわせ、「会津若松市子ども・子育て支援事業計画(第1期)」を策定、令和元年度に第2期「会津若松市子ども・子育て支援事業計画(期間:令和2年度から5カ年)」を策定しました。

【今後の方針】

「子どもがいきいきと育つまち」「子どもを安心して産み・育てることができるまち」「子育てをみんなで支えるまち」の実現に向け、子ども・子育て会議等の意見を踏まえながら、第2期「子ども・子育て支援事業計画」に示された各施策・事業の更なる計画的な推進に取り組んでいきます。

*教育・保育施設の利用者負担額の軽減

【これまでの取組】

教育・保育施設等の利用者負担について、平成27年度から市独自に多子軽減の対象を拡大、平成28年度からは婚姻歴のないひとり親に対し、寡婦(夫)控除にみなし適用を実施、令和元年10月からは、国の制度設計により幼児教育・保育の無償化を実施しました。

【今後の方針】

幼児教育・保育の無償化が実施されていますが、0歳～2歳児は住民税非課税世帯のみが無償化対象と限定されていることから、今後とも、市独自策を含めた多子世帯やひとり親世帯の利用者負担額の軽減策を継続していきます。

*こども医療費助成事業

【これまでの取組】

子ども医療費の助成対象年齢を平成23年度に18歳まで拡大し、子どもの健康増進を図るとともに、子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減しました。

【今後の方針】

少子化等の影響により対象となる子どもの数は減少し、それに伴って事業費は減少傾向にあるものの、市民が安心して子育てしていくための重要な施策であり、安定した事業運営を図るため、財源の確保と利用者の適正な医療の受診について理解を得ながら実施していく必要があります。

適正かつ必要な受診につながるような広報活動を行い、事業の継続実施を図ります。

県補助対象外である小学校1年生から小学校3年生までを補助対象にすること、所得制限及び1レセプト1,000円の自己負担の撤廃を要望していくとともに補助事業の継続を求めていきます。

*結婚支援事業

【これまでの取組】

結婚支援を担う人材の育成と、結婚希望者が自信を持って婚活に取り組むための自己研鑽の場の提供に取り組むとともに、地域の経済団体などと連携し、結婚希望者を地域全体で支援する機運の醸成を図りました。

【今後の方針】

結婚希望者のニーズに沿った支援を通して、結婚希望者の希望が叶えられるよう努めていきます。

*訪問介助美容事業と拠点整備事業

【これまでの取組】

「AIZUビューティーいきいきサロン」を開設し、高齢者、子育て中の家族とその子ども、美容師を目指す学生等の多世代交流とともに、訪問介助美容師の仕事づくり、学生を含めた人材の育成に取り組みました。

※令和3年度より、民間主体の取組へ移行しました。

◆施策2 安心な妊娠・出産、育児等の支援



安心して家庭をもち、子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、育児等への切れ目のない支援を行います。

*妊娠・出産、育児への切れ目のない支援

【これまでの取組】

母子保健施策と子育て支援施策を一体的に提供し、包括的な支援を行うことを目的とした子育て世代包括支援センターを設置し、また母子保健コーディネーターとして助産師を配置し妊娠期から出産期の支援体制の強化を図り、ニーズにあわせたきめ細やかな支援の提供に取り組んでいます。

【今後の方針】

引き続き、妊娠・出産、育児に関する様々な不安や悩みに対応するため、子育て世代包括支援センターにおける情報の共有や関係機関との連携強化に継続して取り組むとともに、市民への周知などセンターの活用推進を図っていきます。

*安心・安全な妊娠・出産への支援

【これまでの取組】

妊産婦の健康診査の助成回数や検査項目の拡充等により経済的負担の軽減を図るとともに、産後の健康診査時に「産後うつ病質問票」を実施し、医療機関と連携し産婦の精神面の状況把握と支援を行っています。

【今後の方針】

母子健康手帳交付時における実情把握や保健指導、産後の心身の回復状態にあわせて支援を行う産後ケアやニーズにあわせた訪問指導等、妊産婦の不安解消や孤立化防止を図るために、引き続き、関係機関と連携した支援に努めます。

*乳幼児期の育児支援事業

【これまでの取組】

乳児家庭全戸訪問事業による母子の状況把握に努め、子育て支援に関する情報提供及び支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供や保健師の訪問等を行っています。また、軽度の発達障がいに焦点をあてた5歳児発達相談事業の開始や、健診事後相談において公認心理師、言語聴覚士等専門職による相談の導入や実施回数の拡大等、相談体制の整備にも取り組んでいます。

【今後の方針】

発育・発達についての正しい情報や子育て支援に関する情報の提供、専門職による相談及び支援等に継続して取り組んでいきます。

*乳幼児健康診査

【これまでの取組】

疾病や発達障がいの早期発見や乳幼児期からの生活習慣病予防のため、眼科屈折検査機器や発達質問票の導入、健診票の見直し、保健指導内容の充実等に取り組むとともに、未受診児への対応の見直しも行いました。

【今後の方針】

子どもが健やかに成長できるよう関係機関との連携も含め健診内容の充実を図っていきます。

*ホームスタート事業

【これまでの取組】

子どもを安心して産み育てることができるよう、妊婦及び乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産及び子育てに関する正しい情報を提供することにより、子育て等に関する不安の解消を図るとともに、子ど

もの健やかな成長を促すための支援を行ってきました。

地域のつながりが希薄化する中、子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭、出産に際して不安を抱えている家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていく必要があるため、支援者である市民ボランティアの育成に努めてきました。

【今後の方針】

子育て家庭への支援について、訪問件数は年々増加していく傾向にあるため、今後も、保護者の不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行い、子育てに不安を抱える家庭への支援の充実に取り組んでいきます。

◆施策 3 未就学期から学齢期の成育環境の充実



多様な就労形態や保育ニーズに対応するため、質の高い教育・保育サービスの提供を進め、子どもたちの放課後の居場所をより豊かで安心できるものとしします。

*保育サービスの充実

【これまでの取組】

共働き家庭の増加等による保育需要の高まりに対応するため、幼稚園の認定こども園への移行を推進し、保育枠の拡大に努めました。

【今後の方針】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設に対し、施設型給付及び地域型保育給付を適正に支給し、教育・保育の質の向上を図っていきます。また、公立の教育・保育施設の方向性に関しては、保護者等からの意見を踏まえながら、検討していきます。また、河東地区に開設予定の幼保連携型認定こども園の整備・運営については、地域住民や関係者に意見を伺いながら、検討を行っていきます。

*児童健全育成事業

【これまでの取組】

平成 27 年4月からこどもクラブの対象年齢を小学校6年生まで拡大するとともに、利用時間の延長を行いました。また、直営こどもクラブを学校内へ移設、運営を民間に委託し、さらに、こどもクラブの新設やクラスの増設により、量の拡大を図りました。

【今後の方針】

毎年待機児童が発生していることから、受け入れ人数の拡大等により待機児童対策に取り組むとともに、育成支援の質の向上を図るため、市主催の研修会を継続し、学校やこどもクラブ受託法人との連携強化により事業運営の改善にも取り組んでいきます。

*児童館運営事業

【これまでの取組】

18歳未満のすべての児童に健全な遊びと生活の場を与え、健康の増進や情操を豊かにすることを目的に、様々な行事等を実施しました。

【今後の方針】

児童に対する遊びを中心とした健全育成のために、児童館事業の質的向上に努めていきます。

*子どもの居場所づくり

【これまでの取組】

「デジタル未来アート展」やプログラミングワークショップ等の開催により、屋外での遊びが困難となる冬期間において、子どもに遊び場を提供するとともに、デジタル技術への興味・関心を醸成してきました。また、平成30年度以降、本事業の運営やコンテンツ開発は、すべてが地元の企業、団体等により行われてきており、地元企業などの技術力向上及びしごとづくりにもつながりました。

【今後の方針】

地域でICT教育を行っている地元企業や団体、会津大学、スマートシティ AiCTの入居企業等の協力を得ながら、子どもが遊びを通して楽しみながらプログラミングをはじめとしたデジタルテクノロジーを学習できる機会を拡充していくとともに、地元企業等によるコンテンツの開発・提供を促進し、子どもたちの「学びの場」「遊びの場」及び企業等の「しごとづくりの場」を継続して創出していきます。

◆施策4 子どもが安心して生活できる環境づくり



ひとり親や父母のいない児童の家庭について、子どもの育成に必要な環境整備を行います。また、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携を一層進め、子どもや子育てに課題を抱える家庭への対応体制を強化します。

*児童虐待防止対策事業

【これまでの取組】

子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・多様化していく中、子どもと妊産婦の福祉に関する支援のため、令和2年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じたよりきめ細かな相談対応や支援を行うことにより、児童虐待の未然防止・早期発見を図る体制の強化に取り組みました。

【今後の方針】

児童や家庭をめぐる問題が増加しており、その内容も複雑・多様化の傾向にあるため、相談・虐待通告への迅速な支援体制が求められているため、子ども家庭総合支援拠点により、よりきめ細かな支援を行っていくとともに、その中でも特に支援が必要な要保護児童等については、要保護

児童対策地域協議会や関係機関との連携を強化することで、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図っていきます。

*ひとり親家庭等への支援の充実

【これまでの取組】

民設民営による母子生活支援施設の整備の支援や各種手当、助成事業などを実施し、子育てと就業の両立が難しいひとり親家庭を支える体制づくりに取り組みました。

【今後の方針】

ひとり親家庭等をはじめとして、市民から幅広く寄せられる相談に対して、家庭相談員などの助言・指導・情報提供を行っていきます。ひとり親家庭医療費助成において、県補助金の対象外となっている1,000円自己負担廃止について、県へ継続して要望していきます。

◆施策5 障がいのある子どもたちの療育体制の充実



障がいのある子どもたち一人ひとりに寄り添った、きめ細かな支援及び環境整備を行うとともに、自立や社会参加に必要な力を育みます。

*障がい児福祉計画の推進

【これまでの取組】

平成29年度に策定した障がい児福祉計画に基づき、早期から子どもの特性を見出し、理解するとともに、障がいのある子どもたちが、地域で学び共に生きるための環境整備に取り組んできました。

【今後の方針】

令和2年度に策定した第2期障がい児福祉計画に基づき、障がいのある子どもが健やかに育ち、すべての子どもが等しく、安心して生活するために、関係機関と連携を図りながら、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援をしていきます。

目指す姿

学ぶ喜びや楽しさを実感しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく身に付けた子どもたちが育つまち

◆施策1 確かな学力の育成



子どもたちが、学力の基礎となる知識を確実に身に付け、それらを活用して課題を解決する力を育成します。加えて、子どもたちが学ぶ喜びや楽しさを実感し、主体的に学習に取り組む姿勢を養います。また、「学力向上推進計画」に基づき、学校と家庭が連携して学力向上に取り組めます。

*あいづっこ学力向上推進事業

【これまでの取組】

長期的かつ総合的な視点から学力向上を進めていくため、平成29年度から「あいづっこ学力向上推進計画」に基づき、学力向上の取組を推進しています。特に、計画的に電子黒板を配置し、さらには、GIGAスクール構想に基づく児童生徒1人1台の学習用タブレット端末の整備も完了しました。

【今後の方針】

令和2年度に中止となった全国学力・学習状況等調査が今年度は実施されたことを踏まえながら、本市独自のチャレンジテストを継続して実施し、教員が問題作成することで教材分析力・指導力を伸ばすこと、各学校の学力向上対策の自己評価の材料とすることで、その後の指導改善に取り組めます。また、電子黒板や児童生徒1人1台の学習用タブレット端末を活用して、児童生徒の学習意欲の向上並びに個別最適化された学びにより、資質・能力を育成するとともに、研修等を通じた教職員のICT活用指導力の向上にも取り組めます。

*コミュニティ・スクール推進事業及び学校のあり方検討事業

【これまでの取組】

少子化の進行や社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化するなど、学校や教職員だけでは解決できない課題も増えていることから、学校運営協議会の導入を推進し、令和2年度には全ての学校がコミュニティ・スクールとなりました。

【今後の方針】

今後は、子どもの未来像について、教育行政課題を踏まえ、学校の状況を把握しながら検討していく必要があります。このため、市立学校の設置に係る義務教育学校や小規模特認校制度等の導入など、学校規模の適正化等の様々な課題について、学校運営協議会からの意見等を踏まえ、有識者や市民、学校関係者等の知見を活用しながら検討していきます。

◆施策 2 豊かな心の育成



自分や他者を大切にできる心や自己肯定感を育み、「あいづっこ宣言」の精神を基盤とした規範意識を高めます。また、ふるさと会津に誇りと愛着を持ち、たくましく生きる人材を育成します。
さらに、子どもたちの生命を守り、学校を安心して学べる場所とするため、学校、家庭、地域、関係機関、行政等の連携により、いじめや不登校などの未然防止、早期対応に取り組みます。

*あいづっこ人材育成プロジェクト事業

【これまでの取組】

あいづっこ学力向上推進計画とともに、本市の人材育成の両輪として位置づけ、「本物に出会い本物に学ぶ」をコンセプトに事業を展開し、子どもたちの心を豊かに醸成してきました。

【今後の方針】

人材育成を図るため、学校のニーズを把握し、利用促進に努め、継続して事業を実施していきます。

*適応指導・教育相談事業

【これまでの取組】

不登校児童生徒を対象に適応指導教室を開設し、学校への復帰や自立のための支援を行っています。また、いじめ防止等対策事業において、市、教育委員会、学校、保護者、関係機関等が連携・協力することによって、いじめ根絶を目指し、未然防止、早期発見、早期解決ができる体制を整えるとともに、児童生徒を取り巻く社会環境の変化に対応するため平成 30 年4月に「いじめ防止基本方針」の一部改定を行いました。

【今後の方針】

現在も、いじめや不登校などの問題を抱える児童生徒及び保護者等から多岐にわたる相談が寄せられており、関係部局との連携・協力をさらに深め、一層効果的な相談体制の充実に努めていきます。

◆施策 3 健やかな体の育成



子どもたちが運動の楽しさや喜びを実感できる機会をつくり、心身の健康の保持増進による健やかな子どもの育成を図ります。

また、安全安心な学校給食を提供することに加え、学校給食を通じた食育の推進を図ります。

*学校保健・体育活動の支援

【これまでの取組】

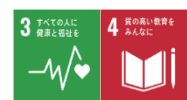
学校の部活動については、競技力や技術の向上、さらには指導をとおして地域の方とふれ合うことにより、基本的な礼儀を身に付け、日常生活習慣を見直そうとする態度を養うために、部活動指導員の配置や部活動週末合同練習会の実施など、関係機関と連携して取り組みました。

【今後の方針】

「会津若松市部活動に関する方針」に基づき、適切な運営のための体制整備に取り組むとともに、関係機関と連携し「部活動週末合同練習会」を開催し、少子化が進行する中、学校の枠を越え、地域団体

と連携しながら活動することにより、生徒の競技力や技術の向上を図るとともに、生徒の自主性、協調性、連帯感の高揚と社会性の形成を図っていきます。さらには、休日の部活動の地域移行へ向けて、具体的な取組内容を検討していきます。

◆施策 4 特別支援教育の充実



特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりに寄り添った、きめ細かな支援及び環境整備を行い、学びを通して自立や社会参加に必要な力を育みます。

*特別支援教育

【これまでの取組】

教育上特別な配慮を要する児童生徒について、専門的な知識を有する者で構成する教育支援委員会による調査や相談により、専門的な判断のもと、適正な就学先の選択を支援しました。また、学校の実情に合わせて特別支援教育支援員を配置するとともに、日常的に保護者等の相談を受ける教育相談員を増員するなど、支援体制の充実を図りました。

【今後の方針】

これまでの取組を継続しながら、心身に障がいのある子どもの成長過程に応じた一貫した支援の仕組みを教育機関だけでなく、保育機関、医療機関、福祉関係機関等と連携しながら構築する必要があることから、特に就学前の児童について、福祉部門との連携を強化し、相談体制を整え、支援の充実を図っていきます。

目指す姿

すべての子どもたちが、等しく教育を受け、安全で安心して学校生活を送れる環境が整ったまち

◆施策1 就学環境の充実



子どもたちが等しく義務教育を受けることができるようにするため、経済的理由や通学環境などから、児童及び生徒の就学に支障をきたす状況にある保護者などに対して必要な援助を行います。

* 就学支援(就学援助事業)

【これまでの取組】

経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、学校給食費、医療費等を支援し、義務教育の円滑な推進を図ってきました。特に、新入学児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を実施するなど、より実情に沿った支援を行ってきました。

【今後の方針】

新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変にも配慮しながら、義務教育の円滑な実施に向けて、援助を必要とする児童生徒の保護者に対し適切に就学援助が実施されるよう、制度の周知徹底を図っていきます。

* 通学支援

【これまでの取組】

スクールバスについては、地域特性を踏まえ、学校、保護者等と協議をしながら、毎年度、対象児童生徒の変化にあわせ、コースや乗降所を見直しつつ、適切な運行に努めてきました。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症予防の観点より過密乗車を避けるため、運行車両の大型化や追加便運行等の対応を行いましたが、今後も感染状況を見極めながら、感染予防対策に努めていきます。

【今後の方針】

遠距離通学する児童生徒の保護者に対しては、バス・列車の乗車券や補助金を交付してきましたが、通学実態や地域の公共交通状況等を踏まえ、地域の実情に応じた効果的な支援のあり方を検討していきます。

* 奨学資金給与

【これまでの取組】

目的が同様の国・県による給付事業の影響により、申請者数が大幅に減少してきたため、令和2年度に「あいづっこ高校生応援奨学金」として、高校入学者及び大学等受験者に向けた制度の見直しを

行ったことから、申請者数は一定程度増加しました。

【今後の方針】

新制度の周知を図るとともに、申請状況を踏まえながら、給与時期や要件等について、検証を継続します。

◆施策 2 学校環境の充実、整備



子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、計画的な学校施設の耐震化を進め、さらに、予防保全の視点から施設や設備の適切な維持管理や改修を行います。

また、新学習指導要領や各学校の特色、教育目標、教育課題等に対応した適切な教材や図書の整備を進めます。

*学校施設耐震化事業

【これまでの取組】

会津若松市学校耐震化推進基本計画を踏まえ、耐震基準に満たない校舎等について改築及び補強工事を行ってきました。構造体(建物)の耐震化については、令和3年度に全て完了する見込みです。

【今後の方針】

大規模空間での吊り天井や照明器具の落下防止対策や、窓ガラスの飛散防止フィルム貼付など、非構造部材の耐震化にも取り組んでいきます。

*校舎等改築事業

【これまでの取組】

安全・安心な教育環境を確保するため、耐震基準に満たない校舎等のうち改築が必要なものについて計画的に整備を進めてきました。平成29年度には河東学園中学校、平成30年度に城北小学校北東棟、令和2年度に行仁小学校の校舎等が完成し、当面予定していた校舎等の改築は全て完了したところです。なお、行仁小学校のグラウンドについては令和3年度に完成する見込みです。

*教育ICT環境推進事業

【これまでの取組】

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指すこととした国の「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台タブレット端末と各学校の校内通信ネットワークを整備しました。

【今後の方針】

このタブレット端末を学校はもとより、家庭への持ち帰りも視野に入れながら最大限に活用していくため、令和3年度に策定する「市教育ICT推進プラン」に基づき、ICTを活用した多様な方法による学習の促進し、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、教職員のICT活用・指導力向上に取り組んでいきます。さらに、機器等の適切な保守管理や教職員への支援体制を充実させていきます。

目指す姿

地域社会全体で子どもたちを育み、子どもたちが社会的、精神的に成長するまち

◆施策1 子どもと子育て家庭を支える地域づくり



地域社会の中で安心して子育てができ、一人ひとりの子どもたちが健やかに成長することができるよう、地域で子育てを支える意識づくりや交流機会の創出等を推進します。

*ファミリー・サポート・センター事業

【これまでの取組】

子育てをしやすい環境づくりには、行政のみならず地域や家庭との連携が必要であるため、土日に会員登録のための事業説明会を開催するなど、サポート会員数の増加に取り組んできましたが、提供(サポート)会員数は伸び悩んでいる現状にあります。市民ニーズの高まりや共働き世帯の要望を踏まえ、土日に依頼会員と提供会員のマッチングを行うほか、ひとり親家庭等に対する利用料の半額助成を実施するなど、ファミリー・サポート・センター事業の充実に取り組み、市民一人ひとりの子どもと子育て家庭を支える意識づくりが図られました。

【今後の方針】

提供(サポート)会員確保のため、広報周知等に努めるとともに、安心して子どもを預けられるよう、研修等による提供(サポート)会員の資質向上を図り、地域での子育て支援体制の強化に努めていきます。また、就労形態や就労時間の多様化により、保育施設では対応できない需要に対応する体制を構築していく必要があるため、会員登録やマッチング、説明会等、平日だけではなく、休日にも対応できるように事務所に職員を配置するなど、利便性の向上に取り組んでいきます。

*地域子育て支援センターの充実

【これまでの取組】

地域における子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に、豊富なノウハウを蓄積する保育所や認定こども園が拠点となって子育て親子の交流や保育士等による育児相談を行っています(令和3年度当初で26か所)。

【今後の方針】

利用者のニーズに対応するため、地域子育て支援拠点の設置を推進し、地域の子育て支援機能の充実を図っていきます。

*地域学校協働本部事業(地域学校協働活動・放課後子ども教室)の推進

【これまでの取組】

地域学校協働本部事業として、地域学校協働活動と放課後子ども教室の2つの活動に取り組んできました。地域学校協働活動については、令和3年度までにすべての中学校区に地域学校協働活動推進員(地域学校協働活動コーディネーター)を配置し、全市的な取組として活動を行っています。

【今後の方針】

今後も、取組を担うコーディネーターやボランティアなどの人材を継続的に発掘・育成し、地域学校協働本部の組織化を進め、地域の中で子どもを育む意識を深め、より多くの地域の方々に主体的に参加いただけるように努めます。放課後子ども教室は、市子ども・子育て支援事業計画に記載した、令和3年度までの目標開設数を1ヶ所上回り、13ヶ所開設することができました。また、放課後子ども教室の利用児童の割合は、目標を上回り、順調に推移しています。

*子ども読書活動の推進

【これまでの取組】

これまで、会津図書館では、図書館だよりや年齢別のブックリスト等の発行、こどもとしょかんやティーンズコーナーにおける企画展示、図書館見学の受入、各種読書関連イベントの開催等により、子どもの読書意欲の喚起や読書活動の推進を図るとともに、外国語の絵本や点字図書、しかけのある絵本など、支援を必要とする子どもも利用できる図書の充実に努めてきました。

【今後の方針】

「あいづっこ読書活動推進計画」に基づき、引き続き、家庭を中心に、地域や学校等と連携し、子どもの発達段階に応じた読書活動と読書環境の整備を推進していきます。

◆施策2 青少年の健全育成



会津藩校日進館の教えである「ならぬことはならぬ」に代表される会津の精神を踏まえて策定した「青少年の心を育てる市民行動プラン“あいづっこ宣言”」を青少年健全育成の柱とし、地域ぐるみで青少年を育みます。

*青少年の心を育てる市民行動プラン事業

【これまでの取組】

“あいづっこ宣言”という共通のテーマ設定により、家庭、学校、地域及び青少年育成に関する団体と連携するとともに、民間企業にも協力をいただきながら青少年の健全育成に効果的な事業を地域社会全体で実施してきました。加えて、令和3年度の宣言策定20周年記念を契機とし、紹介動画や市政だよりでのマンガ形式での連載など、より親しみやすい手法による普及啓発に取り組み、宣言に込められた内容の理解促進に努めてきました。

【今後の方針】

各団体等との連携を図りながら、子どもだけでなく大人への普及啓発活動にも重点を置き、宣言に込められた内容の更なる理解促進と、宣言の実践化を図ってまいります。

***青少年健全育成事業**

【これまでの取組】

「青少年育成市民会議」や「子ども会育成会」等の青少年関係団体の活性化を図るとともに、自主性や自立性を持った豊かな子どもを育成するため、市子ども会育成会連絡協議会との連携により、中高生のジュニアリーダーの育成(平成26年度～)をするなど、青少年の健全育成に取り組んできました。

【今後の方針】

青少年を取り巻く環境が一層複雑・多様化する中であって、青少年の健全育成には家庭、学校、地域等の連携した取組が不可欠であることから、今後も青少年関係団体などと連携し、地域全体で青少年の健全育成を推進していきます。

目指す姿

誰もが生涯にわたって学び、活躍でき、地域社会の中で輝いているまち

◆施策1 生涯学習活動の支援



知の循環型社会の構築を目指して、生涯にわたる学びを支援し、学びの成果を地域社会に還元できる人材の育成を推進します。

【これまでの取組】

平成27年策定の「会津若松市生涯学習推進ビジョン」に基づき、生涯学習総合センター（會津稽古堂）を中心に、地域の関係機関、大学や高等学校といった高等教育機関、活動団体、企業、商店街などと連携・協働し、子どもから成人まで幅広い年齢層を対象とした講座を開催するとともに、生涯学習ネットワークの強化を図ってきました。また、SNSなどのソーシャルメディアを活用した情報発信に努めながら、生涯学習情報の提供を行ってきました。

【今後の方針】

ICTを活用した積極的な情報の提供を行いながら、多様な機関・団体と連携・協働し、地域の活力を活かした特色ある講座や事業を実施するなど、さらなる生涯学習活動の支援に努めます。

◆施策2 読書活動の推進



図書館を拠点として、市民が求める資料の充実やサービスの提供に努め、生涯にわたり文化的・創造的な生活ができるよう読書活動を推進します。

【これまでの取組】

市民からの要望に応えながら、魅力ある図書資料等の購入や郷土資料・行政資料の収集を図り、乳幼児から高齢者までを対象とした図書の整備を進めてきました。さらに、民間活力を生かす雑誌スポンサー制度を導入することにより、図書資料の充実に努め、また、図書館システムを更新するとともに「会津若松市デジタルアーカイブ」の公開をしました。

【今後の方針】

安定した図書館サービスと業務の効率化及び、貴重な郷土資料の保存と利用者の利便性向上を図ります。

◆施策 3 地域における社会教育の推進



各公民館を地域の学習・活動の拠点として、住民が主体的に地域課題に取り組んでいくための環境づくりなど、地域に根ざした社会教育の推進により、地域コミュニティの活性化を図ります。

【これまでの取組】

公民館講座等において、地域づくり教室の開催や地域づくり協議会を発足させるなど、地区公民館を地域の学習拠点として、地域住民が主体的に地域課題に取り組んでいくための環境づくりを進めてきました。また、地域学校協働活動において、学校と地域との連携協力体制を構築し、地域住民のつながりづくりや、生きがいつくりに取り組んできました。

【今後の方針】

地域住民が公民館を拠点として学習及び社会活動に参加できるよう、住民参加型事業の展開や地域学校協働活動などを通じて地域コミュニティの活性化に取り組むとともに、市公共施設等総合管理計画を踏まえながら、利用者が安心して公民館を利用できるよう適切な維持管理及び環境の整備に努めます。

目指す姿

いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも、スポーツを楽しむことができるまち

◆施策1 スポーツ機会の充実



子どもから高齢者までの誰もが、スポーツに親しめる機会の充実を図り、総合型地域スポーツクラブ等の育成・支援に努めます。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたスポーツの振興を図ります。

*各種スポーツ大会の開催

【これまでの取組】

鶴ヶ城ハーフマラソン大会をはじめとする各種スポーツ大会を開催し、市民のスポーツ機会の充実に努めてきました。

【今後の方針】

新しい生活様式のもと、市民の理解を得て安全安心な大会運営に取り組んでいくため、開催方法をはじめとした課題について、関係機関等と協議を重ねたうえで課題改善に努め、参加者及び市民から信頼を得る大会を目指します。

*東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業の推進

【これまでの取組】

タイ王国のホストタウンとして国より認定を受け、事前キャンプをはじめ各種交流事業等を実施するため、「2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業等会津若松市推進協議会」を設置し、官民一体による推進体制を整備しました。

【今後の方針】

本大会を契機に高まったスポーツに対する興味・関心を次世代へつなぐため、アスリート育成を目標とした指導者の人材育成に努めていきます。

*総合型地域スポーツクラブの育成

【これまでの取組】

市と総合型地域スポーツクラブとの共同で、魅力あるプログラム作成を図るため、モデル事業を実施するなど、総合型地域スポーツクラブが自主財源を確保できるように支援を行ってきました。

【今後の方針】

さらに総合型地域スポーツクラブが積極的に自主事業を展開できるよう支援し、市民の健康づくりや地域コミュニティの活性化につなげていきます。

◆施策 2 スポーツ環境の充実



市民が、安全に安心して、生涯にわたり、健康・体力づくりのできる環境を整備します。また、武道の継承など、地域に根ざしたスポーツの振興を図るため、市の施設のみならず、県や関係機関等の施設との連携に努めていきます。

*市民スポーツ施設の管理

【これまでの取組】

スポーツ環境の充実を図るため、施設・設備の計画的な修繕・改修を図り、より魅力的で安全な管理・運営を行ってきました。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により市民スポーツ施設を一定期間休館しましたが、来館者の安全と安心を確保するために感染予防対策として天井取り付けタイプとハンディタイプの非接触型体温測定器を設置しました。

【今後の方針】

新型コロナウイルス感染症対策を講じながら施設運営を行っていきます。

*コミュニティプールの管理と利用促進

【これまでの取組】

指定管理者による安全監視や設備等の管理はもとより、健康教室等の各種事業を実施し、更なる市民サービスの向上に努めてきました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一定期間休館しましたが、来館者の安全と安心を確保するために感染予防対策として天井取り付けタイプとハンディタイプの非接触型体温測定器を設置しました。

【今後の方針】

日々の点検、適切な保守管理を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら施設運営を行っていきます。

*学校体育施設の利用促進

【これまでの取組】

市民にとって利便性が高く、身近なスポーツ施設である小中学校体育施設を開放し、市民の体力の維持向上、健康増進に寄与してきました。

【今後の方針】

令和2年度までは、管理指導員を配置しての開放でしたが、令和3年度より、各利用団体から管理員を選出していただき、キーボックスによる鍵の管理及び施設利用の際の使用規則の遵守をお願いしています。

目指す姿

文化芸術に親しむ機会にあふれ、本市の豊かな歴史資源の継承のもと、文化や歴史の魅力が世界に発信されているまち

◆施策1 地域の文化力を醸成する文化、芸術の振興



地域の特色を生かした芸術文化事業や文化祭などの開催を支援します。また、質の高い文化芸術に触れる機会を充実し、地域の文化力の向上と市民が主体となった芸術文化活動の促進を図ります。

*文化芸術に対する意識の醸成、文化芸術活動の担い手の育成

【これまでの取組】

市民文化祭の開催支援や地域文化団体への支援・協力等を通じ、市民に文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、市民自らの文化芸術活動の促進を図ってまいりました。また、あいづまちなかアートプロジェクト事業では、積極的に若手作家や子どもたちによる新たな作品制作に取り組むなど、担い手の育成にも努めるとともに、全国の漆芸系大学や、地元ゆかりのアーティストの協力を得ながら、市民の文化芸術に対する意識の醸成を図ってまいりました。

【今後の方針】

文化芸術活動の形が多様化し高齢化が進む中で、引き続き、市民が気軽に文化芸術に触れ、活動できる機会が創出されるよう、市民文化祭や発表の場の在り方について検討してまいります。特に子どもたちにとって文化芸術は、豊かな感性や創造性を育む大きな効果が期待できることから、文化芸術活動については、学校教育との連携を図りながら取り組んでまいります。

*芸術鑑賞の機会の充実、地域の資源を活かした文化事業の展開

【これまでの取組】

「あいづまちなかアートプロジェクト事業」や、小学生を対象とした「ふれあい美術展」などを通じ、積極的な文化資源の発信と収蔵美術作品の活用による鑑賞機会の充実に努めました。また、あいづまちなかアートプロジェクトについては、常設展示スペースの要望を受け、文化団体や芸術の専門家による検討部会で検討を行い、試行的な取組を実施してまいりました。

【今後の方針】

地域の文化芸術振興のためには、市民が文化芸術を鑑賞できる機会が得られるとともに、文化芸術活動に主体的に参加し創造していく機会を増やしていくことが重要であることから、学芸員などの専門家の知識を活用しながら事業企画や展示内容を年間を通じ計画的に実施するなど、今後の事業内容の充実に努めてまいります。

◆施策 2 地域の歴史・文化を育む環境づくり



誰もが気軽に地域の歴史や文化に触れ、学ぶことができる機会を創出します。また、歴史と文化が薫るまちを目指し、市民が活動しやすい環境づくりを行います。

*文化施設等の利活用推進と適切な管理、整備

【これまでの取組】

文化活動の拠点となる文化施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、効率的な運営管理と市民サービスの向上を図るとともに、老朽化した施設・設備を計画的に改修してまいりました。また、新型コロナウイルス感染症に係る、国・県・市の公共施設の指針に基づいたイベント開催や貸館を実施するとともに、様々な感染症対策を施すことで、利用者が安心して利用できる環境づくりに取り組んでまいりました。

【今後の方針】

文化施設及び歴史資料センターは老朽化が進んでおり、施設・設備を計画的に改修するなど、利用者の安全性や利便性に配慮した環境整備を図ってまいりました。今後も必要な整備を行うとともに、公共施設マネジメントの視点を考慮しながら、今後の施設の在り方について検討してまいります。

*美術品等の展示収蔵機能の研究、検討

【これまでの取組】

市収蔵美術作品の収蔵施設については、美術品に適した温度や湿度の管理が必須であることから、市外の専門業者等により適切な管理を行ってまいりました。また作品の活用については、あいづまちなかアートプロジェクトやふれあい美術館を通じ、市民が市収蔵美術作品を鑑賞できる場を設けるとともに、収蔵作品のデジタル化に取り組むことで、作品の活用機会の創出や、新しい鑑賞機会の提供に取り組んでまいりました。

【今後の方針】

現在、分散管理を行っている美術品等の収蔵機能については、今後も適切な保存と効率的な活用に向け検討を進めるとともに、展示については、あいづまちなかアートプロジェクトやふれあい美術館での活用に加え、作品のデジタル化などの新しい展示方法を取り入れることで、より一層の活用を図ってまいります。

◆施策 3 歴史資源・伝統文化の保存・継承



文化財をはじめとする本市の貴重な歴史資源や伝統文化を後世に継承する取組を進めながら、情報発信や公開などにより、郷土の歴史や文化の理解促進を図ります。

*史跡・名勝及び天然記念物等の保存・整備・活用

【これまでの取組】

国指定の史跡・名勝・天然記念物である御薬園・院内御廟・赤井谷地沼野植物群落について、文化庁や専門家により構成される指導会議での指導を受けながら保護や整備を行いました。さらに赤井谷地

等で市民にその価値を理解してもらうため見学会を開催しました。史跡等に隣接する土地を一部取得し、保存推進を図ってまいりました。

【今後の方針】

歴史や文化は、その地域特有の財産であり、地域の魅力を発信するための貴重な資源であることから、歴史・文化に対する一層の理解と郷土への誇りや愛着を醸成する取組に加え、文化財や歴史資料をはじめとする、本市の有する豊かな歴史資源や伝統文化を適切に保護し、後世に確実に継承していく取組を進めてまいります。

*埋蔵文化財の調査・保護の充実

【これまでの取組】

平成 20 年度から平成 22 年度において、埋蔵文化財保護のために分布調査を実施し、遺跡台帳の整備を行いました。また、開発行為に伴い事前に発掘調査を実施し、遺跡の内容を記録として保存してまいりました。

【今後の方針】

文化財を総合的に把握し、地域一体で活用を図るため、文化財保護の指針となる「文化財保存活用地域計画」の策定に向け、更なる取組を進めてまいります。

院内御廟や赤井谷地、日新館天文台跡等について、現地での見学会や歴史文化講座を行うなど、市民の文化財に対する理解促進に向けた、積極的な文化財の活用を図ってまいります。

*歴史の継承

【これまでの取組】

ビジュアル市史を刊行・販売するとともに、歴史資料の収集、保存、研究を行ってまいりました。また、歴史資料センターを開館し、歴史資料の展示や先人顕彰を行うとともに、歴史講座や体験学習、歴史に関するレファレンスなどを行い、郷土の歴史の継承に努めてまいりました。

【今後の方針】

戊辰戦争を題材に作成した、郷土及び郷土の歴史を学ぶことができる授業カリキュラム「戊辰戦争から郷土会津を学ぶ」を活用し、各小中学校と連携しながら、子どもたちのさらなる郷土理解の促進を図ってまいります。

政策分野

8

男女共同参画

目指す姿

性別にかかわらず、多様性を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を十分に発揮することができるまち

◆施策1 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備



男女が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性や能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、意識づくりや社会環境づくりに取り組みます。

【これまでの取組】

「第4次・第5次会津若松市男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、子どもたちへの意識づくりや事業者への啓発、女性の人材育成、政策・方針決定過程への女性の参画推進などに取り組んできました。

【今後の方針】

子どもたちへの男女共同参画の視点による学習の推進や、職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家事育児等への参画、さらに個人のエンパワーメントの充実による、女性の人材育成と登用の機会拡大などの取組を推進していきます。

政策分野

9

社会参画

目指す姿

たくさんの市民が、地域の課題解決や活性化に向けた活動に参画する活力のあるまち

◆施策1 市民活動・協働の推進



地域の魅力づくりや課題解決に向けて、NPO・ボランティア等が活躍できる機会を創出していきます。また、多様な主体と行政が、相互に尊重しながら、ともに考え、活動し、実践していくための取組を推進します。

【これまでの取組】

市民協働推進指針に基づき、協働事業の実践とその成果の周知等を通して市民協働の理解促進に取り組むとともに、協働の担い手となるNPO法人や市民活動団体の活動支援とネットワークの構築等により、団体の活動の活性化に取り組んできました。

【今後の方針】

より協働しやすい仕組みづくりや団体の活動支援とネットワークの充実を図り、多様な主体と行政が、相互に尊重しながら、ともに考え、活動し、実践していくための取組を推進していきます。

◆施策 2 高齢者等の活躍の促進



多様な社会経験を持つ人が、自らの知識・経験・能力を活かし、就労やボランティア活動等を通して、地域社会に参画し活躍できる場や機会を提供するなど、積極的な社会参画を促進します。

* 高齢者の生きがいづくり

【これまでの取組】

「あいづわくわく学園」や「ゆめ寺子屋事業」などの内容の充実、老人クラブへの支援を継続して行い、高齢者の生きがいづくり及び地域リーダーの育成を図りました。

【今後の方針】

高齢者が元気で、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、高齢者の役割づくりや生きがいづくりへの支援を一層充実する必要がある。「あいづわくわく学園」や「ゆめ寺子屋」の受講者が減少傾向にあることから、事業の効果的な周知方法や高齢者のニーズ等の変化に対応した事業内容の充実に向けた検証と改善を継続します。

* 高齢者の社会参加・参画の促進

【これまでの取組】

地域住民がともに支え合う体制づくりのため、地域支援ネットワークボランティア事業等に取り組み、高齢者のボランティアへの参加を支援しました。

【今後の方針】

地域支援ネットワークボランティア事業、地域サロン活動支援事業等を通じて、地域福祉活動を担う高齢者を増やしていく必要があります。そのため、これらの事業のさらなる周知を関係団体と連携しながら実施していきます。令和3年度より毎年贈呈の敬老祝金と敬老記念品を見直し、地域活動を通じて、高齢者の社会参加の促進・介護予防の推進を図ることを目的とした「つながりづくりポイント事業」へ再構築しました。また、人生100年時代を迎える中で、社会の変化に合わせた敬老事業のあり方が求められており、地域毎の特色を生かした各地区敬老会の拡充を推し進め、市民・団体参加型の実行委員会による開催等を通じて、高齢者福祉に対する理解関心を促していきます。

* 高齢者の就労支援

【これまでの取組】

シルバー人材センターへの運営費の補助を継続して行い、豊富な社会経験を持つ高齢者が、能力を

発揮できる就労の場や地域のために活躍できる機会の拡充に努めました。また、平成28年度よりシルバー人材センターが、介護予防・日常生活支援総合事業として介護予防訪問事業に取り組んできました。

【今後の方針】

会員数は増加傾向にあり、また、高齢者の知識や経験を社会に生かす一助になっていることから、引き続き運営費の補助や情報提供等により支援を継続します。

◆施策3 障がいのある人の活躍の場の創出



障がいのある人が、それぞれ個性を發揮しながら、就学や就労、社会への参画などの自己実現できる環境づくりを推進します。

*障がいのある人の社会参加・参画の促進

【これまでの取組】

余暇活動支援センター「ふらっと」を移転し、障がいのある人の余暇活動の充実や社会参加の促進に努めてきました。また、平成28年度に障がい者団体等活動費補助金要綱を策定し、団体の活動を支援しました。

【今後の方針】

余暇活動支援事業については、参加者やイベントの実施内容等の固定化がみられており、余暇活動へのニーズ等を把握しながら、スポーツや文化団体等との連携を進めるなど、事業の効果的なあり方を検討していきます。障がい者団体への補助金については、申請件数が伸び悩んでおり、分かりやすい周知方法の検討や、補助金活用事業の好事例をホームページ等で紹介するなど、自発的活動や市民交流活動による利用促進に取り組んでいきます。

*障がいのある人の雇用・就業の促進

【これまでの取組】

障がい者理解及び一般就労の促進を図るため、市においてワークシェアリング事業を実施するとともに、平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法により、毎年度障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、推進を図ってきました。

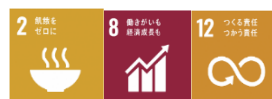
【今後の方針】

このような取り組みにより、市内の障がい者雇用状況は年々上昇し、令和元年度は県内平均雇用率を超える実績となったが、法定雇用率は満たしていない状況にあるため、引き続き雇用促進に向けた周知活動等に取り組みます。具体的には、上記の取組を継続するとともに、障がいのある人の雇用・就業促進のため、市商工課や農政課、商工会議所、農業関係団体などと連携し、企業の掘り起こしを進め、県授産事業振興会等と連携して企業・農家と障がいのある人のマッチングを進めます。また、障がいのある人の雇用を促進するため、市障がい者活躍推進計画に基づき、市役所における就業のあり方等について検討していきます。

目指す姿

力強く魅力ある農業と活力ある農村が実現し、安全な食料が安定して供給されるまち

◆施策1 食料の安定供給



地産地消をはじめとした地元農産物の消費拡大及び安全な農産物の安定供給を推進します。また、会津ブランドの確立と販路拡大及び多様な消費者ニーズへ対応した生産・供給体制の構築を目指します。公設地方卸売市場の効率的な管理運営と公平・公正な取引及び品質管理体制を確保しながら、市場機能の維持・活性化を図ります。

*農産物の地産地消の推進

【これまでの取組】

これまで、平成29年に策定した「第3次あいづわかまつ地産地消推進プラン」に基づき、地元産農産物の利活用や消費の拡大などに取り組みながら、地産地消運動の推進を図ってきました。

【今後の方針】

同プランは令和3年度で計画期間が満了することから、関係機関の意見等を踏まえながら総括し次期プランを策定するとともに、次期プランに基づく施策展開により安全な地元産農産物の安定供給と消費拡大を図り、移出入収支の改善に結び付けていきます。

*安全な農産物の生産支援と情報の発信

【これまでの取組】

農産物の安全性を確保するため、野菜・果樹等のモニタリング検査や米の全量全袋検査(令和2年度からはモニタリング検査へ移行)を実施し、その結果を公表してきました。

【今後の方針】

本市農産物の品質や安全性を迅速かつ正確にPRし、消費者の安心につなげていきます。

*会津産農産物及び食のブランド確立

【これまでの取組】

これまで、本市振興作物の生産振興による「農産物のブランド化」や、地元産農産物をテーマ食材として活用した「あいづ食の陣」の取組により、消費拡大や付加価値付けを通じた「食のブランド化」を推進してきました。

【今後の方針】

多様化する消費者ニーズに対応した農産物の生産拡大や、飲食店等での地元産農産物を活用したメニュー提供による食の魅力発信などを通じて、ニーズに対応した農産物の生産・供給体制の構築や、

会津ブランドを生かした地域外需要の向上に取り組みます。

*公設地方卸売市場機能の維持・活性化

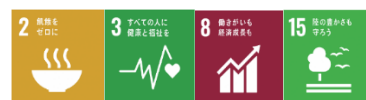
【これまでの取組】

市場機能を適切に維持するため、集荷体制の強化や販路拡大、低温加工施設の設置を進めました。また、指定管理者制度の導入により運営コストの低減を図るとともに、市場内事業者の経営安定に努めました。

【今後の方針】

人口減少や市場取扱高の減少、施設の老朽化などの課題を見据え、指定管理者や市場内業者との連携により、引き続き地域拠点市場としての機能維持を図ります。

◆施策 2 農業の持続的発展



力強く持続可能な農業の実現に向けて、担い手の育成・確保に努め、振興作物の重点的な生産拡大と需要に応じた米の安定的な生産により、地域間競争力の確保と農業経営の収益性の向上を図ります。また、優良農地を確保するとともに、農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農地の有効利用を図ります。

さらに、ICT等の先端技術の農業生産への活用を推進することにより、農産物の収量増加、品質向上、省力化、技術の継承に取り組みます。

*地域農業の担い手の育成

【これまでの取組】

認定農業者や集落営農組織等の経営改善及び安定化を図るとともに、新規就農者の育成と確保に努めてきました。また、「実質化された人・農地プラン」の作成を支援し、地域農業の維持・継続を図ってきました。

【今後の方針】

農業者の減少や高齢化、後継者不足といった構造的な課題に対応するため、新たな担い手の育成・確保への取組を進め、「実質化された人・農地プラン」の作成支援により、将来の担い手確保に取り組みます。

*農業生産体制の向上

【これまでの取組】

これまで需要に応じた米生産と収益性の高い園芸作物や大豆・そば・サトイモ等の土地利用型作物を組み合わせた複合経営を推進し、農業経営基盤の強化に取り組んできました。

【今後の方針】

園芸作物の産地化・ブランド化や稲作における生産コストの削減・省力化、大豆・そばの団地化などを目指し、引き続き複合経営の推進を図るとともに、認定農業者を中心とした担い手の農業経営の改善を図ることで、農業生産体制の向上に取り組みます。

*振興作物の重点販売と売れる米作りの推進

【これまでの取組】

これまで農業用機械施設の導入への支援により、振興作物の収量増加や品質向上、農作業の省力化を図り、また、近年の夏季の高温等による園芸作物の生産量や品質低下への対応として、遮光資材の導入支援にも取り組んできました。中でもアスパラガス、キュウリ、チェリートマトについては、令和2年6月に竣工したJA集出荷施設「会津野菜館」との連携により生産を拡大するため、支援事業を拡充して園芸ハウスの導入を促進してきました。水稲については、全国的な需給環境の緩みに鑑み、備蓄米等の取組拡大により需要に応じた生産を推進してきました。加えて、本市産コシヒカリの厳選米「AiZ' S-RiCE(アイヅライス)」について、福島大学食農学類と酒粕堆肥の有効性に係る共同研究を行うなどさらなるブランド化への取組を進め、本市産米価格の維持・向上を図るべく取り組んできました。

【今後の方針】

今後においても、振興作物について国の経営所得安定対策による「産地交付金」等を活用し生産振興を図るとともに、園芸ハウスの導入・農業用機械施設の整備・スマートアグリを導入を支援し、重点的に拡大を図っていきます。また、水稲については、引き続き全国的な主食用米の生産過剰・供給超過の状況にあることに鑑み、特に飼料用米の取組拡大により需給調整に取り組んでいくほか、本市産米価格の維持・向上を図るため、「AiZ' S-RiCE」のブランド化へ向けた取組を継続していきます。

*優良農地の確保と担い手への集積・集約化

【これまでの取組】

農地中間管理事業を活用し、地域の担い手へ農地を集積・集約し、農地の有効活用に努めました。

【今後の方針】

地域農業の維持・継続には引き続きの農地集積が有効であることから、「実質化された人・農地プラン」で中心経営体に位置付けられた担い手への農地集積を進め、効率的に規模拡大できるよう、農地中間管理事業の活用による農地集積・集約を図ります。

*ICT等の利活用による農業生産技術の向上と次世代継承

【これまでの取組】

園芸作物の更なる生産拡大・品質向上・省力化を目指し、ICTを活用した養液土耕栽培設備の導入による実証事業を実施してきたほか、水田の水管理システムや栽培支援ドローンの導入による労働時間の短縮効果・コスト削減効果を実証してきました。

【今後の方針】

生産性の高い農業の実現や多様な担い手の確保・育成が求められていることから、引き続きICT等の先端技術の導入を支援していくとともに、その効果を広く生産者や関係機関へ周知し共有することで普及を進め、若い農業者への技術の継承に取り組めます。

◆施策3 農業生産基盤の整備



生産性の高い農業生産基盤の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業生産による経営の改善を図ります。また、農産物を安定的に生産するため、農業水利施設の機能保全と計画的な改修による農業用

水の安定供給を図ります。

*土地改良事業の推進

【これまでの取組】

国・県・関係団体が実施する土地改良事業に対し支援しており、土地改良事業を推進することにより、農地の区画整理をはじめ道路や用排水路の新設・改修を実施し、効率よく利便性の高い施設に整備したことで地域農業の発展と農業経営の安定が図られました。

【今後の方針】

国・県・関係団体が実施する農業用施設の長寿命化対策や農地の区画整理及びかんがい排水などの多様な土地改良事業に対し支援することにより、農業用水の安定供給及び地域農業の発展と農業者の所得向上につなげていきます。

*大区画基盤整備による農業生産性向上

【これまでの取組】

農業の生産性を高め、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、経営の改善を図るため生産基盤整備が実施され、令和2年度までに計画した地区の事業化が実現しました。

【今後の方針】

基盤整備により大区画に農地を整備するとともに、道路、用排水路を効果的に配置した農地の集積を行うことで、農業生産性の向上を図っていきます。また、大区画ほ場により効率的な農業経営を目指し、スマートアグリ事業による農業用水の遠隔操作等を行うなど農作業の負担軽減を図っていきます。

*農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した基盤整備の推進

【これまでの取組】

現在、農業者の所得向上を目的とした農地中間管理機構関連農地整備事業を活用して基盤整備を実施している地区は高野地区の1地区であります。後継者や担い手不足の問題の他に負担金償還に対する不安などから、農業者の所得向上を目的とした農地中間管理機構関連農地整備事業への関心が高まっており、各地域で説明会などを行っているところであります。

【今後の方針】

事業を推進させることにより担い手への農地の集積・集約化を加速させ、農業経営の効率化や所得向上につなげていきます。



◆施策 4 農村の振興

地域資源を生かした都市住民等の交流活動や農業6次化の推進などにより、地域の活性化や農業・農村の所得の増大に努めます。また、農業・農村のもつ多面的機能の発揮のため、環境負荷の低減や地域資源の維持・継承、農地・農業用施設の維持管理の適正化と住民の防災意識の向上などを図り、暮らしやすい農村環境を整備します。加えて、有害鳥獣による被害を防止するための対策を適切に行います。

***グリーンツーリズムや観光農業の推進**

【これまでの取組】

市グリーンツーリズム・クラブへの支援を通じた都市農村交流の推進や、国による「SAVOR JAPAN」(農泊・食文化海外発信地域)の認定を受け、訪日外国人旅行者の誘客に向け取り組んできました。

【今後の方針】

新しい生活様式に対応した受入体制の整備に意を用いながら、農業体験メニューの充実を図るなど、関係機関との連携により更なる都市間交流・訪日外国人の誘客に取り組めます。

***環境保全効果の高い営農活動の普及**

【これまでの取組】

有機栽培等の環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援し、環境保全型農業を推進してきました。

【今後の方針】

環境負荷の軽減に配慮した持続的農業の普及のため、既存団体への支援に取り組めます。

***多面的機能の維持・発揮に向けた支援**

【これまでの取組】

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、地域資源の保全管理に係る集落の共同活動を支援し、多面的機能支払制度の活用を推進してきました。

【今後の方針】

現在、農業者の減少や高齢化等により活動の継続が困難な組織があることから、組織の課題に応じて助言・指導等を行い、引き続き、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図ります。

***農村の快適な生活環境の維持と保全**

【これまでの取組】

農村環境改善施設については、施設利用者が快適に利用できるよう、毎年適正な維持管理を行ってきました。また、農村の生活環境改善のため、地区から要望のあった道路・水路等の整備工事を実施するとともに、地区で行う維持管理作業に必要な砂利や二次製品などの原材料を提供し、道路・水路等を良好に維持するための支援を行ってきました。

【今後の方針】

各施設とも老朽化への対応が求められることから、施設の保全に努めながら利用者が快適に利用できるよう適正な維持管理を図ります。また、農村地域全体が高齢化や離農世帯との混住化などにより、行政に対する要望が年々多様化し、増加していることから、今後も道路・水路等の整備工事や維持管理支援を継続し、あわせて多面的機能支払制度の活用も視野に入れながら、農村環境の維持・保全に努めていきます。

***有害鳥獣の被害防止・捕獲**

【これまでの取組】

電気柵の普及推進による農作物被害の防止にあわせ、必要に応じて有害鳥獣の捕獲を実施してき

ました。また、有害捕獲とは別にイノシシの個体数調整を目的とするイノシシ捕獲報償金制度に加え、地区により広域的に実施する電気柵の設置と緩衝帯整備による防除対策の実施により、イノシシによる被害拡大の防止に努めてまいりました。近年、ツキノワグマに加えてイノシシによる被害や目撃情報が増加傾向にあることから、「市鳥獣被害防止計画」をマスタープランと位置付け、また、専門家による集落環境診断を踏まえて地区による自主的な防除対策を実施することで、鳥獣による農地等への侵入が軽減され、住民意識の高揚に併せて生産者の収穫量の確保と営農意欲の向上を図ってきました。

【今後の方針】

捕獲従事者の確保や捕獲技術の向上に努め、イノシシの個体数調整を目的とした指定管理鳥獣捕獲事業について、県猟友会若松支部と協議しながら推進します。さらに、「会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会」において13市町村連携による射撃場建設に向けた協議を行います。

目指す姿

豊かな森林資源を活用した林業による資源循環が可能なまち

◆施策1 林業の振興



林道や保安林・治山施設の整備や森林病虫害被害の拡散抑制による林業の生産基盤整備と環境保全を図ります。林業事業者が策定する森林経営計画に基づき、林業の低コスト化に向けた継続的な支援や、民有林の整備を持続的かつ計画的に進めます。また、適切な間伐の実施により、原木、間伐材の安定供給を図ります。

*林道、保安林、治山施設の整備

【これまでの取組】

市が管理する林道や作業道について、豪雨や融雪等の影響を受けた箇所での適切な管理を行いました。また、令和元年度から林業専用道舟子峠線の開設工事に着手し、県による航空レーザ計測が実施されました。

【今後の方針】

林業の生産基盤として路網の整備を推進するとともに、航空レーザ計測の成果を活用した森林資源の正確な把握に取り組みます。

*森林経営計画に基づく森林整備の支援

【これまでの取組】

森林所有者の経営意欲が低下する中、林業事業者が作成する森林経営計画の策定の支援により、補助事業を活用した低コストで持続性・継続性のある森林整備を推進してまいりました。また、国の森林環境譲与税を活用して、森林所有者によって適切な管理がなされていない森林について、市が経営管理を行うことが可能となり、それに必要な「経営管理権」の取得に向けて取り組みました。

【今後の方針】

森林クラウドを導入した林地台帳の整備により、森林所有者情報の精度の向上を図るとともに、「経営管理権」の取得に向けて継続して取り組みます。

*間伐材搬出支援等による森林整備の促進

【これまでの取組】

県内の集成材や木質バイオマス発電用燃料チップ等の需要に対し、林業事業者において森林経営計画に基づき実施される間伐で搬出される間伐材の運搬経費の支援により、原木等の安定供給が図られました。

【今後の方針】

間伐事業を推進しながら、会津産間伐材の安定供給に継続して取り組みます。

*森林病害虫被害の拡散抑制

【これまでの取組】

松くい虫などの森林病害虫の被害木の伐採・くん蒸による伐倒駆除や、未被害木への薬剤注入による感染予防を計画的に行い、被害の拡散防止による森林資源の確保と自然景観の確保に取り組みました。

【今後の方針】

「市の木」であるアカマツについて、歴史・観光の景観形成に必要な資源として保全に努めます。

◆施策 2 森林資源の需要拡大



会津地域から供給される原木(間伐材含む。)について、国県や管内の林業関係団体と連携し、森林環境の保全と、建材、CLT等の集材、燃料チップ、ペレットなど様々な用途での需要拡大を図ります。加えて、ウルシ樹の育成により、会津漆器に利用するウルシ液などの森林資源の活用を図ります。

*森林環境の保全と木材の活用

【これまでの取組】

県の森林環境交付金を活用して、市有施設や学校、幼稚園等を対象に木質化やペレットストーブの導入による木質バイオマスの利活用が図られました。さらに、市内の小・中学校において実施する森林環境学習に対する支援を行いました。

【今後の方針】

県森林環境交付金事業が令和3年度から令和7年度まで事業期間の延長が決定されたことから、県産材の利活用推進に向けて継続して取り組みます。

*会津産木材の流通体制の整備

【これまでの取組】

会津流域林業活性化センターにおいて、会津管内の林業関係団体との連携により、方部別に原木サテライト市場の整備が進められました。

【今後の方針】

会津産材の流通の低コスト化を図るため、方部別のサテライト市場や木材集荷場の整備を進め、市場における競争力の強化を図ります。

*CLTや集成材の新たな木材需要の創出

【これまでの取組】

木材の新たな需要に対応するため、平成29年度に会津地域13市町村が連携して「会津地域森林資源活用事業推進協議会」を設立し、市の公共施設や温泉ホテル、旅館への木質バイオマスボイラの導入の可能性について検証されました。さらに、協議会の民間部門を中心に「会津地域森林資源活用機

構(株)が設立され、木質バイオマスボイラを使用した熱供給事業の検討が進められました。

【今後の方針】

協議会の一員として、構成団体と連携したCLTラミナ材供給や木質バイオマスボイラによる熱供給事業の具現化に向けて取り組みます。さらに、協議会による再生可能エネルギー導入計画を進める上で、正確な森林資源の把握が必要であることから、県が実施した航空レーザ計測の成果の活用を図ります。

*ウルシ樹の育成

【これまでの取組】

会津漆器の原材料であるウルシ液を生産するため、一箕町金堀地区でウルシ苗木の保育管理とウルシ液の掻き取りを行い、採取したウルシ液を全量、会津漆器協同組合に供給しました。さらに、増産に向けて平成 29 年度から新たなウルシ団地として、大戸町南原地区において土壌改良とウルシ苗木の新植と保育管理を行っています。

【今後の方針】

本市の代表的な伝統工芸である漆器産業の更なる発展のため、安定的なウルシ液の生産を継続する必要があることから、今後もウルシ苗木の保育管理とウルシ液の掻き取りに継続して取り組みます。

◆施策 3 森林の活用



公有林や遊歩道の整備を進め、憩いやレクリエーションの場としての豊かな森林環境を活かしていきます。さらに、森林ボランティアや森林環境学習、林業体験会等を通じて森林を守り育てる意識を醸成します。

*自然休養林の適正管理

【これまでの取組】

快適な森林レクリエーションの場として一般市民等に憩いと安らぎを提供するため、自然休養林内の遊歩道の適正な管理を行いました。また、市民と共生の森は市有林を中心に、自然観察や林業体験のフィールドとしての環境整備に取り組みました。

【今後の方針】

石山遊歩道では令和元年6月にツキノワグマによる人身被害が発生したことから、遊歩道を通行止めとしました。この通行止めの措置に係る対応として、立入禁止の看板設置などによる注意喚起、定期的な遊歩道の巡回・点検と適切な維持管理を今後も継続します。また、遊歩道の現状や管理状況など、関係管理者と情報を共有しながら、通行止めの解除に向けた協議・検討を継続して行います。

*森林ボランティア等の活動の促進

【これまでの取組と今後の方針】

市民と共生の森や会津東山自然休養林を活用した森林環境学習、林業体験、森林浴、また森林ボランティアによる保育作業を実施しており、今後も継続します。

目指す姿

中小企業が元気で経済活力にあふれるまち

◆施策1 地場産業の振興



技術後継者の育成や商品開発・販路開拓等の支援、PR推進により、漆器や清酒をはじめとした地場産業の振興を図ります。

*技術後継者の育成支援

【これまでの取組】

会津漆器技術後継者訓練校の運営や会津酒造技術後継者育成協議会への支援を通して、地場産業の将来を担う後継者の育成を図っています。地場産業を取り巻く環境は、国内需要が低下している状況にあります。会津漆器、酒造ともに関係機関等と連携しながら、ニーズに沿ったモノづくり、酒造りができる人材の育成が図られています。

【今後の方針】

各業界との連携を密にしながら、持続的な業界の発展に向け、技術後継者の育成を支援していきます。特に会津漆器においては、訓練校終了後の自立に向けた支援のあり方について業界等と協議・検討していきます。

*商品開発や販路開拓の支援

【これまでの取組】

会津漆器については、国内最大規模の展示会への出展に向けた取組やANAグループと連携した商談会やテスト販売などを通して、トレンドを意識した商品開発やブランド力向上を図ってきました。また、会津清酒については、会津清酒消費拡大推進協議会の取組を通して、会津清酒への理解促進を図る取組に加え、全国新酒鑑評会等での高い評価に基づく酒造技術の高さについて、地域内外に情報発信を行い、ブランド力強化を図ってきました。

【今後の方針】

各業界との連携のもと会津漆器・会津清酒の魅力とブランド力の向上への取組を推進していくとともに、ECサイトやオンラインの活用についても協議・検討を進めていきます。

*地場産業のPR推進

【これまでの取組】

会津ブランドものづくりフェアの開催を通じて、地域内外への情報発信、伝統工芸品の販売力強化、ものづくり産業の振興等を図ってきたところであり、さらにはさいたま市との連携協定を活用して地

域外での PR 事業も実施しています。

【今後の方針】

ものづくりの楽しさを体感し、会津の伝統工芸に触れる機会を提供し、地場産業の PR を推進していきます。

◆施策 2 経済循環の推進



異業種間連携・産学官連携を推進して地域内経済の活性化を図っていきます。さらに、会津ブランドを活かした商品の差別化や、大手流通業者等との連携による地域外流通の拡大等により地域経済の活性化を図ります。

*流通業者との連携による地域外流通の拡大

【これまでの取組】

大手流通業者との地域貢献協定を活かし、同社の持つノウハウや支援を受けながら、地域内事業者の生産力の確保、品質管理・マーケティングの向上、物流網の整備等に取り組みながら、地域産品の継続的な全国への流通販売を目指してきました。

【今後の方針】

こうした取組を継続し、首都圏等において地域産品の情報発信や消費者ニーズに沿った商品提案等を行うことにより、継続取引の拡大に繋げていきます。

◆施策 3 経営基盤の強化



関係機関・団体と連携して相談業務の充実を図るほか、各種支援制度や融資制度により、企業における経営基盤強化を図り、競争力のある企業を育成します。

*中小企業・小規模企業振興の取組

「中小企業振興条例」を改正し、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進するために、市、企業、関係機関、市民等の役割を明確に規定しました。また、条例に基づく協議の場である「中小企業・小規模企業未来会議」において、各主体が振興に資する取組について協議してきました。

【今後の方針】

会議での情報共有や協議を通じて、各主体の中小・小規模企業の振興に向けた取組を進め、その成果を会議にフィードバックし、さらなる展開に繋げていきます。

*商工業団体との連携による支援充実

【これまでの取組と今後の方針】

商工会議所及び商工会と連携して、経営発達支援計画を策定し、中小・小規模企業の経営支援、金融支援等に取り組んでいます。近年は、事業所数の減少や経営者の高齢化等、中小企業の事業承継や新規創業・第二創業への取組が課題となっており、引き続き、多様化、高度化する相談への対応を図る

ため、関係団体と連携し、効果的な支援を行っていきます。

***中小企業における資金調達の円滑化**

【これまでの取組】

市中小企業未来資金保証融資制度については、これまで、経済情勢に応じて融資限度額を変更するなど、柔軟な運用を行っております。また、信用保証料補助制度についても、東日本大震災及び原子力発電所事故、さらには新型コロナウイルス感染症等、地域経済の影響への対応として、補助率の全額補助など対応してきました。

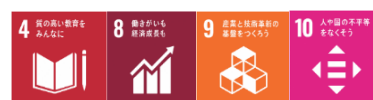
【今後の方針】

新型コロナウイルス感染症の影響は今しばらく続くことも予想されるため、引き続き、経済情勢を十分に踏まえ、制度の機動的な運用を図ってまいります。

目指す姿

企業誘致と支援、起業支援、新産業の創出により、安定したしごとのあるまち

◆施策1 企業誘致の推進と企業間連携の強化



工業用地の整備・供給などにより企業誘致を推進することに加え、企業間の連携を推進するなど、既存企業を支援することで、雇用の拡大と定住人口の増加、市民所得の向上を図ります。

*企業誘致の推進

【これまでの取組】

平成27年の河東工業団地完売に続き、平成28年から分譲を開始した徳久工業団地は平成30年度に完売するなど、雇用拡大に向けた取り組みを行ってきました。

【今後の方針】

本市の雇用創出と地域経済の活性化に向け、積極的な企業誘致と既存企業の安定操業に向けた支援に努めます。また、徳久工業団地等が完売したことから、企業誘致の受け皿となる新たな工業用地が必要とされており、工業振興計画に位置づけた新たな工業団地の整備に向け、(仮称)新工業団地基本構想を策定します。

*企業間連携の強化

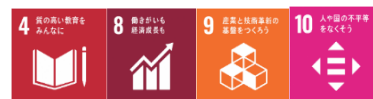
【これまでの取組】

平成20年9月に会津地域内のものづくり企業が主体となって組織された会津産業ネットワークフォーラム(ANF)を中心とした会津地域のものづくり企業間の連携強化、産業人材の育成、展示会への共同出展などを通して、企業の経営基盤の強化に努めてきました。

【今後の方針】

地域内企業の持続的な成長と発展を図る必要があり、ANFの取組を関係市町村と連携しながら、継続して支援していきます。また、AiCT入居企業をはじめとしたICT関連企業とも連携を図りながら、ものづくり企業の生産性向上及び経費削減等を目指します。

◆施策2 成長産業の集積



アナリティクス産業やICT関連産業の更なる集積や、医療とものづくり企業との医工連携の取組を進め、そこから生まれる技術革新や高付加価値化などにより、新たな産業基盤の構築と雇用の創出を図ります。

*ICT関連産業の集積

【これまでの取組】

平成 28 年度より施設整備とICT関連企業の誘致を推進し、平成 31 年4月にはスマートシティ AiCT が完成、令和3年9月末現在で37社が入居し、満室となるなど、首都圏の大手企業など ICT 関連企業の集積が進んでいます。また、本市への機能移転を検討する企業に対し、本市での事業を体験できる環境を提供する施設として、サテライトオフィスを設置しています。

【今後の方針】

今後もスマートシティ AiCT を核として、ICT関連企業を誘致し、さらなる集積を図るとともに、誘致企業と地元企業の連携による、様々な地域課題解決に向けた技術革新の拠点化への取組を支援していきます。

*医工連携による医療福祉関連産業の集積

【これまでの取組】

平成 22 年度から商工会議所とともに医工連携推進プロジェクトに取り組み、県など関係機関による連絡会議が組織され、平成 27 年度からは、地域のものづくり企業の医療福祉分野への新規参入等を目指し、医療トレーニング機器の開発に取り組み、試作品を完成させるとともに、医療機関においてユーザー評価を実施しました。

【今後の方針】

医療福祉関連分野は非常に専門性が高く、地域のものづくり企業だけでは、技術や製品の活用可能性やニーズ把握等が困難な状況にあるため、引き続き、ふくしま医療機器産業推進機構をはじめとした関係機関と連携して医療福祉関連産業の集積を図っていきます。

◆施策 3 起業支援・新産業創出



起業支援により、社会の変化に合わせた産業構造への転換と、新規雇用の創出に取り組みます。特に、会津大学等との連携によるベンチャーの育成や成長支援により、イノベーションを促進し新産業の創出を図ります。

*起業支援・新産業創出

【これまでの取組と今後の方針】

会津産 IT 技術認定表彰制度や展示会への出展補助制度を設け、市内ITベンチャーの認知度向上及び販路拡大を支援してきており、平成 27 年度からは会津IT産業振興協議会に対して、人材育成、販路開拓、技術力・商品力の強化等に向けた取組を支援してきました。AiCT の完成により ICT 企業の進出が進んでいるため、今後は、市内ITベンチャーとの技術的なコラボレーションの創出など、連携の推進を図っていきます。平成 25 年度施行の産業競争力強化法に基づき、金融機関や商工関係団体、NPO 等、関係機関と連携して、認定創業支援事業計画を作成し、平成 26 年度より、創業相談窓口、創業塾、個別相談会、インキュベーション事業等の支援事業に取り組んでいます。引き続き、関係機関と連携しながら、創業希望者の掘り起こしや創業後のフォロー体制の構築を図っていきます。

目指す姿

働きやすく、働き続けることができるまち

◆施策1 雇用環境の充実



就職面接会の開催や個別相談等を通じて、求職・求人のマッチングと多様な求職者への能力開発を支援します。また、就業意識の高揚を図り、労働者がやりがいや豊かさを実感できる社会の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

*求職と求人のマッチング支援

【これまでの取組】

平成 29 年度以降は、市内事業所における大量離職者の発生はなく、また、近年は、ほとんどの期間、有効求人倍率が 1 倍を超えて推移しています。一方で、求人・求職のミスマッチが生じていることなどから、就職フェアの開催等を通じて、求人・求職のマッチングの機会を提供するなど、雇用機会の確保に努めています。

【今後の方針】

新型コロナウイルス感染症等、予期せぬ社会情勢の変化により雇用環境が影響を受けることから、引き続き求人・求職のマッチングの機会を提供するなど、雇用環境の充実に努めていきます。

*雇用の創出

【これまでの取組と今後の方針】

緊急雇用創出事業を通じて、東日本大震災の被災求職者の雇用確保に努めてきたところであり、平成 21 年度以降、延べ 246 事業を実施し、2,205 人の雇用創出を図ってきました。緊急雇用創出事業は、風評対策に加え新型コロナウイルス感染症の影響により、低迷した市内経済の回復等にも資することから、事業の継続について国、県に要望していきます。また、平成 30 年度に福島労働局と協定を締結し、効果的かつ効率的雇用対策を講じるための協議会を設置し、高校生を対象とした合同企業説明会やセミナーを実施しています。今後とも、若年者の雇用対策を推進していきます。

◆施策2 勤労福祉の充実



安定的な労働環境を維持するため、一般財団法人会津若松市勤労者福祉サービスセンター「あしすと」と連携して、中小企業勤労者への福利厚生施策を充実します。また、勤労青少年ホームを核として、勤労者の交流や福祉の向上を図ります。

***勤労青少年ホーム管理運営**

【これまでの取組】

指定管理者制度による管理・運営を通じて、一般教養・実務教育に関する講座の開設及び生活や職業に対する各種相談・アドバイス等により、勤労青少年の健全育成を図ってきました。また、クラブ活動を始めとするレクリエーション活動を通して会員間の交流が図られてきました。

【今後の方針】

施設を適切に管理・運営し、勤労青少年の健全育成に取り組んでいきます。

***勤労者福祉サービスセンター**

【これまでの取組】

一般財団法人会津若松市勤労者福祉サービスセンターへの支援を通じて、中小・小規模企業従業員の各種福利厚生サービスを充実させ、労働者のワークライフバランスの推進に寄与してきました。

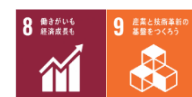
【今後の方針】

センターへの支援を継続し、勤労者福祉の充実に努めていきます。

目指す姿

歴史や文化に誇りを持ち、地域の魅力を楽しみ、伝えながら、おもてなしの心で来訪者を迎えるまち

◆施策1 地域資源を活用した観光振興



鶴ヶ城、飯盛山をはじめとした史跡名勝などの歴史的・文化的資源や猪苗代湖に代表される自然資源、さらには、温泉地やまちなか観光などの様々な地域資源を活用しながら、「会津まつり」に代表されるまつりやイベントなど、あらゆる機会を捉えて観光を振興し、地域の活性化に結び付けていきます。

*歴史的文化的な資源・資産の活用

【これまでの取組】

鶴ヶ城、飯盛山などの歴史資源や猪苗代湖などの自然資源、東山・芦ノ牧温泉などの地域資源の魅力向上を図り、多様なニーズに応える観光地域づくりとともに、会津まつりや會津十楽などの各種イベント開催により賑わいの創出を図ってきました。

【今後の方針】

新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、「新しい生活様式」を踏まえた新たな観光ニーズに合わせた施策を展開し、観光地としての魅力向上と賑わいの創出を図っていきます。

*温泉地域の活性化

【これまでの取組】

東山温泉及び芦ノ牧温泉のさらなる魅力向上と集客に向けて、両温泉街の取組への支援や温泉街の景観の保全・向上について、温泉関係団体等とともに、温泉街の目指すべき方向性や課題に対する取組の検討を進めてきました。

【今後の方針】

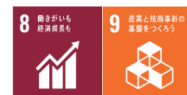
両温泉街の主体的な活動への支援を継続するとともに、更なる宿泊需要の平準化と滞在型観光の促進に向け、受入体制の整備などにも連携して取り組んでいきます。

*地域資源の活用

【これまでの取組と今後の方針】

北会津地区のホテルや河東地区の「皆鶴姫」伝説などの地域資源を活かしたまつりやイベントを官民協働により開催し、地域の魅力創造や賑わいの創出を図ってきました。今後も、地域の活性化に繋がるイベントとして更なる定着が図れるよう、事業継続に向けて取り組んでいきます。

◆施策 2 誘客宣伝の推進と受入体制の整備



テレビやラジオ、ホームページや SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)など、様々な媒体を活用した観光情報の発信を行うとともに、キャラバンや物産展など関係機関等と連携した効果的なプロモーションの実施、フィルムコミッションの推進による本市知名度の向上、さらには、教育旅行やコンベンション誘致などの各種施策の展開により、誘客宣伝を推進します。また、観光案内機能等の充実を図りながら、地域全体でおもてなしの向上を図るために市民参加、市民意識の高揚に努め、その推進を担う組織の強化に取り組みます。

*観光情報発信と誘客活動の推進

【これまでの取組】

これまで、ふくしま DESTINATION キャンペーンや天守閣再建 50 周年事業、戊辰 150 周年事業など様々な機会を捉え、県や関係団体等と連携した誘客活動を実施するとともに、SNS等様々な媒体を活用した観光情報の発信、観光客へのおもてなしに向けた受入体制の向上に取り組んできました。

【今後の方針】

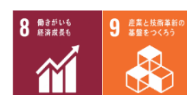
現在の取組を継続しつつ、感染症の影響により変化した新たな観光ニーズに対応しながら、観光地域づくり法人(DMO)である会津若松観光ビューローを中心とした地域の観光関係団体とともに、効果的な情報発信・プロモーションに取り組んでいきます。

*観光客受入に関わる人材の育成と市民意識の高揚

【これまでの取組と今後の方針】

受入体制の整備については、観光案内所やボランティアガイド、観光案内看板、サイン等について、外国人にも配慮した環境整備を推進しており、今後も、引き続き環境整備を図るとともに、ワーケーションや教育旅行など平日の滞在型観光促進のための受入体制の充実に向け、観光関係団体と連携して取り組んでいきます。

◆施策 3 広域観光・インバウンドの推進



会津 17 市町村が一体となって「仏都会津」を主要テーマとした広域観光を推進し、周遊型の観光誘客を図ります。また、外国人の誘客を推進するため、海外向け観光プロモーションの展開や、ICT を活用した情報発信、多言語表記等により外国人受入体制の充実を図ります。特に、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とし、これらの取組を推進します。

*広域観光の推進

【これまでの取組】

「極上の会津プロジェクト協議会」を中心として、会津 17 市町村や隣県とターゲットを共有し、魅力ある観光素材を組み合わせるなど、戦略的な周遊観光の促進と、新潟市や日光市、さいたま市等の自治体や交通事業者などと連携し、県域を越えた官民連携による滞在型観光を目的とした広域観光周遊ルートの構築に取り組んできました。

【今後の方針】

現在の取組を継続しつつ、With コロナに向けた分散型観光やマイクロツーリズムの推進と WEB や映像を効果的に活用した訴求力の高いプロモーションに取り組んでいきます。

*インバウンドの推進

【これまでの取組】

ターゲット国や地域を絞り込み、外国人の関心が高い観光資源の磨き上げと受入環境の充実を図ってきました。また、外国人の観光ニーズである広域的観光ルートづくりについて、県域を超えた官民連携により取り組んできました。

【今後の方針】

感染症の収束及び入国制限解除等を見据え、インバウンド再開に向けて、観光事業者や地域住民と情報共有し、インバウンド観光の理解促進のための勉強会の開催などに取り組むとともに、さらなる観光コンテンツの充実や ICT を活用したプロモーションなど、広域的連携を意識しながら、観光誘客に取り組んでいきます。

目指す姿

商機能やコミュニティ機能等が充実し、快適で利便性が高い、魅力・活力にあふれるまち

◆施策1 商店街機能の維持・強化



商店街による買物機能やコミュニティ機能の維持・強化を支援し、魅力あふれる商店街づくりを進めます。また、アミューズメント機能を含む、人の集まる商業機能の充実に取り組みます。

*商店街等による個店の魅力向上と人材育成、環境整備などへの支援

【これまでの取組】

商店街等が行う環境整備(神明通り商店街のアーケードなど)や人材育成、イベント等の活性化事業に対する事業費の一部を助成し、主体的な活動を促進することで、商店街の魅力向上と賑わい創出を図ってきました。また、国や県の施策の動向や商店街等のニーズを踏まえながら、より効率的、効果的な制度となるよう、条例改正に合わせ補助対象事業等の検討と見直しを行ってきました。商店街等の既存店舗の商環境は、複合的な要因(大規模小売店舗の郊外出店、後継者不足、施設の老朽化、多様化する消費者ニーズの変化、新型コロナウイルス感染症への対応など)により、一層厳しさを増しています。商業活動を維持・強化するためには、商店街等による環境整備などの魅力向上に向けた主体的・継続的な取組が求められています。

【今後の方針】

国や県の施策の動向や商店街等のニーズを踏まえながら、より効率的で効果的な制度となるよう、支援策について研究するとともに、中小企業及び小規模企業振興条例に基づく支援を行い、活気ある事業展開を促進していくほか、各種補助制度の更なる周知を図るなど、商店街等による活性化事業を支援していきます。

*空き店舗、空きスペースなどの活用支援と情報の一元化

【これまでの取組】

商店街等が行う空き店舗対策事業に対する事業費の一部助成などにより、商店街の魅力向上と商機能再生を図ってきました。

【今後の方針】

少子高齢化による人口減少や、後継者不足、売上不振等を背景とした、歴史的建造物の解体や遊休不動産(空き店舗、空き地、空家等)の増加が見込まれ、その保存や有効活用が求められています。まちなかに残る既存資源や遊休不動産等の情報収集とその活用策等の検討を行うとともに、地権者や事業主体とのマッチングを促進する仕組みづくりと民間の活力を引き出す「環境整備」や「土台づくり」に取り組んでいきます。

◆施策 2 中心市街地の魅力向上



中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地活性化協議会と連携しながら民間活力の活用や市民との協働により快適で利便性の高い、魅力あふれるまちづくりを推進します。

* 中心市街地活性化協議会等と連携した中心市街地活性化事業の推進

【これまでの取組】

多様な民間団体により設立された「会津若松市中心市街地活性化協議会」との連携により、「会津若松市中心市街地活性化基本計画」を策定し、国の認定を受けて(平成 27 年6月認定)、総合的な活性化事業の推進を図ってきました。また、中心市街地活性化協議会や、まちづくりのマネジメント機関である「株式会社まちづくり会津」との連携しながら、中心市街地活性化基本計画の効果的な事業展開を目的とした各種事業を展開してきました。

【今後の方針】

中心市街地も含めた市全体の人口減少が進んでいることに加え、長く空き店舗となったままの物件の活用が進まないことや老舗店の閉店もあり、市民のまちなかに対する印象改善までには至っていないことから、引き続き、中心市街地の活性化に取り組む必要があります。これまでの事業成果の検証を踏まえ、中心市街地活性化協議会、株式会社まちづくり会津、市民、商店街、関係団体、民間事業者等と連携を図りながら、各種事業の推進に努めるとともに、策定中の「立地適正化計画」との整合を図り、次期計画の策定に向けて取り組んでいきます。

* 協働による地域個性を活かしたまちづくり

【これまでの取組】

公募市民により設立した「会津まちづくり応援隊」と商店街、行政が連携し、まちなかの活性化策である「まちなか賑わいづくりプロジェクト」を策定し、中心市街地活性化基本計画に位置付けるとともに、その実行組織として設立した「まちなか賑わいづくりプロジェクト実行委員会」(市民、商店街、商工・観光団体、行政等により構成)により各種事業を実施し、市民の視点を取り入れた商店街等の魅力向上を図ってきました。

【今後の方針】

豊富な地域資源を活かした魅力的で賑わいのあるまちづくりを推進するためには、商店街のみならず、多様な主体が参画し、市民協働による中心市街地活性化を進める必要があります。「まちなか賑わいづくりプロジェクト」でこれまで実施してきた取組の検証を通し、地域住民のニーズや中心市街地の本質的な課題を探り、今後目指すべき方針を検討していきます。

目指す姿

健康づくりに取り組み、病気を予防して、健康でいきいきと暮らせるまち

◆施策1 生活習慣病の予防



生活習慣病の発症や重症化を予防するため、早期の発見・治療等に関する取組を推進します。また、子どもの頃からのより良い生活習慣の獲得に取り組み、ICTなども活用しながら市民自らによる適切な健康管理を進めます。

【これまでの取組】

各種健康診査やがん検診の内容充実による受診率向上に努め、効果的な保健指導を行うとともに、医療機関と連携を図ってきました。また、幼少期からの生活習慣獲得のために乳幼児健康診査などの機会を活用した食育推進や、「會津 LEAD」をキーワードとした情報発信に取り組むとともに、ICTを活用した「母子健康情報サービス」により母子の健康情報を自ら活用できる環境整備に努めました。

【今後の方針】

各種健康診査やがん検診の受診率の結果に応じた効果的な特定保健指導等に取り組むとともに、関係団体と連携を図りながら健康づくりの啓発・誘導に努めていきます。また、市民が自らの健康情報を活用して自身の健康管理に役立てられる環境整備に継続して取り組んでいきます。

◆施策2 感染症対策の推進



感染症の予防の徹底とまん延防止に努め、新型感染症等の発生に備え、新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づく危機管理体制の確立を進めます。

【これまでの取組】

感染症法等に基づき、新型インフルエンザ等対策行動計画や業務継続計画等を策定し、感染症対策の強化を図ってきました。また、新型コロナウイルス感染症対策として、発熱外来の整備、医療資材確保、医療従事者支援等に取り組むとともに、会津若松医師会等関係機関と連携しワクチン接種を実施し、予防接種法に基づく定期接種については、積極的な周知や接種勧奨により接種率の向上に努めました。

【今後の方針】

感染症の発生やまん延に備え、医療資材の備蓄等に努めるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大の状況に応じて、発熱外来の運営や市民に対する情報発信等、必要な対策に取り組んでいきます。

また、県や会津若松医師会等関係機関と連携を図りながら、予防接種の接種率向上に継続して取り組むとともに、予防接種による健康被害について、適切に対応していきます。

◆施策 3 地域における医療体制の確保



県及び医師会との連携のもと、小児科医をはじめとする医療従事者の確保を図り、救急時の医療対応を含めた地域医療体制を維持します。

【これまでの取組】

会津若松医師会及び会津若松歯科医師会と連携し、休日当番医制の実施、夜間急病センターの運営により、休日及び夜間の初期救急医療体制を整備してきました。また、二次救急医療機関と連携し、夜間及び休日等の重症救急患者の受入体制の確保に努め、さらに、令和2年11月からは、新型コロナウイルス感染症対応のため、夜間急病センターに発熱外来機能を整備しました。

【今後の方針】

各医師会や医療機関等と連携し、新型コロナウイルスの感染拡大状況を見極めながら、夜間及び休日等の救急体制の確保に努めていきます。

◆施策 4 医療保険制度の安定的な運営



医療制度改革の動向を的確に捉えながら、適切な医療給付を実施することで、医療保険制度の安定的な運営を図ります。

【これまでの取組】

平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化にあたり、他市町村と連携して県と協議を行い、県単位化への対応を着実に進めてきました。平成30年度には福島県国民健康保険運営方針を踏まえ、第3期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針を策定するとともに、会津若松市国民健康保険第2期データヘルス計画第3期特定健康診査等実施計画を策定し、国民健康保険税の適正賦課や収納率の向上、特定健康診査や特定保健指導等による健康づくりやレセプト点検等による医療費適正化に取り組んできました。また、新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金制度の創設や、国民健康保険税の減免等を実施してきました。

【今後の方針】

医療の高度化や高齢化により、一人あたり医療費が増加しており、また、被保険者に低所得者が多いことから今後も厳しい財政運営となるものと見込まれます。引き続き、健康づくりの推進等による医療費の適正化を図るとともに、県単位化に伴う制度改正に適切に対応していきます。また、県に納付する国保事業費納付金に見合った歳入の確保に努め、安定的な国民健康保険制度の運営を行っていきます。

目指す姿

高齢者をはじめ、障がいのある人、子どもたちなどの誰もが、住み慣れた地域で安心して共に暮らし続けることのできるまち

◆施策1 地域包括ケアシステムの構築



要支援者である高齢者や障がいのある人、さらには子どもたちなどが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、本市の特性を踏まえながら、地域において見守り、支え合うことのできる仕組み「地域包括ケアシステム」を構築します。

*地域福祉計画の推進

【これまでの取組】

「地域福祉を考えるフォーラム」を平成 28 年度から毎年開催し、地域福祉への理解促進を図ってきました。また、令和元年度には「地域福祉を考えるアンケート」を実施し地域の課題及び市民のニーズ等、地域の状況の把握を行い、さらに、地域ケア会議等において地域課題を把握し、それぞれの地域や地域包括支援センター等が抱える個別の課題解決に向け、取組に対する適切な支援に努めてきました。これまでの取組等を踏まえ令和 2 年度には「第 2 期地域福祉計画」を策定しました。

【今後の方針】

地域福祉に対する意識向上、地域活動における担い手の育成が必要であることから、社会福祉協議会と連携し、地域住民への理解促進や情報発信、多様な主体の参画による協議の場の創出に向けたコーディネートを行い、地域住民が取り組む地域福祉活動を継続的に行うための仕組みづくりを推進していきます。

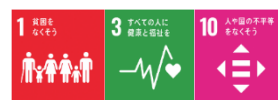
また、第 2 期地域福祉計画の重点的に取り組む施策である「会津若松市版地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域住民や相談支援機関とも連携し災害時にも対応できる支え合いのある地域づくり、相談支援体制の充実を進めていきます。

*地域福祉を支える関係団体等への支援

【これまでの取組と今後の方針】

会津若松市社会福祉協議会、会津若松市民生児童委員協議会及び会津若松地区保護司会等が行う、地域福祉活動等の事業を対象として補助金を交付し、地域福祉の推進を図ってきました。現状として、各団体とも自主財源が少なく活動資金が不足している状況にあることから、今後も、要支援者の援助や地域住民の見守り等、地域福祉を支える関係団体等の活動が円滑に行えるよう支援を継続していきます。

◆施策 2 生活を支える福祉の充実



様々な課題を抱える生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度に基づき、深刻な事態に陥ることを未然に防ぐための予防的な支援を強化していきます。また、こうした問題を地域全体の問題として多様な主体が共有し、連携できる仕組みを構築します。加えて、生活のセーフティネットである生活保護制度の適正な運用を図ります。

*生活に困窮する人の自立支援

【これまでの取組】

地域福祉課内に「生活サポート相談窓口」を設置し、相談支援員が生活困窮に係る様々な相談をうかがい、相談者の意向に寄り添いながら関係機関との連携を図り、自立に向けて包括的、継続的な支援を実施してきました。具体的な支援として、ハローワークと連携した就労支援や、基本的生活習慣の形成やコミュニケーション能力の習得、就労体験等により一般就労を目指す就労準備支援、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習支援などを、状況に応じて一体的に実施することで、複合的な課題を抱える相談者の自立に寄与しました。また、将来的な困窮や社会からの孤立の要因となり得るひきこもりへの支援を強化するため、関係機関や専門機関で構成した「ひきこもり支援連携会議」を設置し、早期把握や支援の充実に向けて取り組むとともに、ひきこもりやニートを対象とした「ユースプレイス(居場所づくり)事業」を展開し、社会的な自立に向けた支援を実施してきました。

【今後の方針】

関係機関との相互連携により、相談者の状況に応じた実効性の高い支援を実施するとともに、複雑で複合的な課題を有するケースへの対応のため支援員のスキルアップを図るなど、相談体制の充実を図っていきます。

*生活保護の適正な実施

【これまでの取組】

生活保護受給者の生活の安定や自立を促進するため、就労支援相談員、日常生活支援員を配置し、きめ細かな支援を実施してきました。また、生活保護制度の適正な実施のため、平成 28 年 9 月には「債権管理マニュアル」を作成し、保護費の適正な支出及び債権管理に取り組んできました。

令和 3 年 1 月 1 日からは、国の必須事業として保健師資格を有した健康管理支援員を配置し、生活保護受給者の生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組んでいます。

【今後の方針】

支援員によるきめ細やかな支援を行うとともに、被保護世帯の自立助長のため、部内各課をはじめ、学校、医療機関、介護施設等の各種関係機関と連携し、協働で支援を行うなど、より一層の生活保護制度の適正な実施に取り組んでいきます。

目指す姿

介護予防により、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるまち

◆施策1 高齢者支援体制の充実



高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するため、地域包括支援センターを核として介護・医療・予防という専門サービス、住まい・生活支援サービスの連携を推進します。また、介護サービス以外の支援の取組や在宅で介護する家族等を応援する体制の充実、ICTの活用による状況把握や情報共有等を図ります。特に、介護従事者の確保が課題となっていることから、関係機関と協力して、対応を図ります。

*地域包括支援センターの機能強化

【これまでの取組】

地域包括ケアシステムの構築における中核機関である地域包括支援センターに対し、職員・事務員の増員、認知症地域支援推進員を配置するなど機能強化を図りました。

【今後の方針】

地域包括支援センターを地域包括ケアシステムの中核機関として、さらなる体制及び機能の強化を図っていく必要があります。今後は後期高齢者、要介護や認知症の高齢者が増加していくことから、その対応のためのさらなる人員体制の充実を推進していきます。

*地域ケア会議の開催等による地域支援ネットワークの構築

【これまでの取組】

地域ケア会議等の開催により、民生委員・児童委員や高齢者福祉相談員、区長などの地域の関係者との連携の推進を図り、より地域に根ざした形により高齢者を地域で見守り支え合うためのネットワークの構築を推進しました。平成30年度、16地区に地区協議体を設置するとともに、各地域包括支援センターに地区生活支援コーディネーターを配置しました。

【今後の方針】

近所づきあい等の希薄化により、従来より地域内での見守りや声かけなどの支えあいの弱まりが課題であることから、地域における支え合い、互助を支援するために、「生活支援コーディネーター」及び「協議体」などの「生活支援体制整備事業」により、地域内の支えあいを推進していきます。また、地域ケア会議に加え、ミニ地域ケア会議、地域ケア個別会議の開催などを通して地域の関係者との有機的な連携を、ICTなども活用しながら推進していきます。

高齢者の見守りなどの地域課題を解決するためには、市民の地域活動への積極的な参加が不可欠です。そのため、地域での支えあいの仕組みづくりを検討し、令和3年度開始しましたつながりづくりポイント事業の展開により、多くの市民が、当該事業を活用して、地域活動や介護予防活動に参加できるよう、周知や支援を推進するとともに、推進体制の充実を図っていきます。

また、日常の見守りや緊急時にも切れ目のない支援が必要であり、ICTなどを活用した危機管理部門や福祉部門をつなぐ情報共有システムの構築を推進していきます。

***地域住民をはじめとした多様な実施主体による多様なサービスの提供**

【これまでの取組】

平成28年度に総合事業のモデル事業の実施を通して、介護事業所以外の事業所の参入を促し、また従来なかったリハビリテーション専門職と連携した介護予防体操(いきいき百歳体操)の普及や、リハビリテーション専門職が家庭訪問し指導する事業に取り組んできました。

【今後の方針】

これまでの事業を継続して推進するとともに、関係機関や地域住民等との連携の中で、支援が必要な方と必要なサービスを結び付けていく必要があることから、地域連携を推進していきます。

◆施策2 介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供



特別養護老人ホーム等の介護保険施設サービスや、地域密着型サービスなどの在宅介護サービスの充実を図ります。また、介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護サービス、利用者負担及び介護保険料の適切なバランスを図ります。

***在宅と施設のバランスのとれた介護サービス環境の構築**

【これまでの取組】

介護サービス環境の構築として、施設待機者の解消のため、特別養護老人ホームの増床を行い、在宅介護サービスの充実のため、地域密着型サービスである認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備を行いました。

【今後の方針】

在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの提供や、現在不足している夜間の訪問介護・看護サービスなどの構築に取り組めます。

***円滑で安定した介護保険事業の運営**

【これまでの取組】

介護サービスの円滑な提供体制の構築に向け、施設整備等を支援するとともに、介護保険制度について広く市民等に周知するとともに、要介護認定調査業務の一部を指定市町村事務受託法人等に委託することを通じ、要介護認定調査実施体制の強化を図りました。

また、介護保険制度の信頼度を高め、安定的な制度運営を図るため、介護給付適正化事業や介護事業所に対する研修・指導等に取り組み、利用者本位の質の高い介護サービスの推進に努めました。

【今後の方針】

引き続き、介護サービス事業所等が適正で良好なサービスを提供できるよう、介護サービス事業所等への研修・指導等を通じて、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう、介護サービス等の質の向上や適正化に取り組んでいきます。

介護保険料の徴収対策として、介護保険推進員により、65歳到達者や転入者など、新規で本市の介護保険に加入された方を中心に、介護保険の制度の周知及び長期滞納者への催告や臨戸訪問の実施等を行い、また、庁内関係課の徴収部門と連携し、徴収率の改善を図りました。

介護保険推進員による徴収や制度周知及び庁内関係課の徴収部門と連携を図り、介護保険料の徴収対策に取り組んでいきます。

◆施策3 介護予防の推進



介護予防・日常生活支援総合事業を柱とした介護予防サービスの充実を図り、要介護状態への移行の防止と、進行の抑制に取り組めます。

*地域が主体となった介護予防への取組の充実

【これまでの取組】

地域サロンや老人クラブ等において、支えあう地域づくりの推進や、閉じこもり防止等の介護予防に取り組んできました。地域住民が主体となり介護予防の充実を図ることが必要であり、それを実施する場として地域サロンや老人クラブ等は有効であり、そのため、つながりづくりポイント事業とも連携しながら地域サロンや老人クラブ等において、「いきいき百歳体操」等、リハビリテーションと連携した介護予防の取組を推進していきます。また、地域サロンについては、その運営について住民同士がより一層主体的に取り組めるよう仕組みづくりを検討していきます。

【今後の方針】

新型コロナウイルス感染症対策により、活動や居場所の減少が見られることから、感染症対策を行いながら実施している地域サロンの支援を行うとともに、自宅やオンラインでできる介護予防の取組を推進していきます。

*要介護状態への移行を防ぐ予防サービスの充実

【これまでの取組】

介護予防の充実、介護予防の取組として、健康づくり事業を推進するとともに、介護予防・自立支援の推進に取り組み、すべての高齢者を対象とした介護予防事業を実施し、介護予防に関する正しい知識の普及啓発を図りました。

【今後の方針】

介護予防・生活支援サービスについては、事業所及び地域住民による参画と、利用者のニーズを把握した独自のサービス提供が必要であり、そのため、利用者のニーズを把握し、地域住民をはじめとする多様な主体による多様なサービスが提供できる体制の構築を推進していきます。

高齢者は、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有していますが、保健事業は後期高齢

者医療広域連合が主体となって実施し、介護予防の取組は市町村が主体となって実施しているため、健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できていないことから、高齢者の心身の課題に対応し、きめ細やかな支援になると認められる保健事業を行うことを業務とし、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施していきます。

◆施策 4 高齢者とその家族等への総合的な生活支援



高齢者及び高齢者を介護する家族等を支援するため、高齢者の権利擁護や安全確保を推進します。また、認知症の早期発見、早期対応への取組や理解促進の取組を推進します。

*認知症高齢者及びその家族への支援体制の構築

【これまでの取組】

認知症の市民理解促進のために認知症サポーター養成講座を実施するとともに、認知症地域支援推進員を配置し、支援体制の強化を図り、また、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期発見・早期対応の充実を図りました。また、徘徊認知症高齢者への支援として、QRコードシールを希望者に配布し安否を連絡できる体制を整備しました。

【今後の方針】

認知症の方と家族、地域住民等が交流や相談ができる「認知症カフェ」の開設運営支援を行ってきましたが、認知症高齢者が増加すると見込まれる中で、認知症の方が地域の中で安心して生活できるような環境整備が求められており、引き続き、認知症の理解の促進、早期発見・早期対応の充実、相談体制や支援の強化を図っていきます。

*高齢者の権利擁護、安全確保の推進

【これまでの取組】

高齢者の尊厳を保持しその権利を守るため、成年後見制度の申立を支援しました。また、高齢者の虐待を防止するため、高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議を設置し、早期発見の体制づくりに努めてきました。また、令和2年度、地域福祉計画の一部として成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の利用を望む方の増加が見込まれることや虐待防止対策の必要性が極めて高くなっていることから、高齢者の権利擁護及び安全確保の周知啓発・支援体制の充実強化を図っているところです。

【今後の方針】

高齢者の権利擁護の推進に向けて、国の成年後見制度利用促進基本計画においては、取組の推進を図ることが求められており、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和4年度の中核機関の設置と地域連携ネットワーク体制整備へ向け準備を進めていきます。

*高齢者の生活全般の支援充実

【これまでの取組】

高齢者福祉相談員事業、高齢者等世話付住宅生活援助員派遣事業や家族介護者交流会事業、家族介護慰労金支給事業の実施により、在宅で生活する要支援高齢者や介護者の家族等に対する生活支

援を実施してきました。令和元年度からは、固定電話回線を持たない世帯を対象に、携帯型緊急通報装置の貸与の開始、令和3年度からは、国の地域支援事業交付金の任意事業の介護用品(紙おむつ等)の支給に関する対象要件の改正に伴い、対象者の要件等の事業内容の見直しを行うとともに、介護保険サービスと相互に補完し合う関係にある緊急通報体制等整備事業や訪問給食サービス事業を通して、ひとり暮らし高齢者に対する支援を行ってきました。

【今後の方針】

介護保険制度における地域支援事業の上限が見直されたことから、任意事業について、そのあり方を検討し、健全な財政の運営を目指しつつ、高齢者やその家族に対する生活支援に取り組んでいきます。

一人暮らし高齢者世帯の増加が見込まれる中、平常時の見守りや、緊急時の対応など、一人暮らし高齢者に対する更なる支援の充実を図る必要があることから、関係団体と充分連携しながら、高齢者福祉相談員制度を見直し「共生福祉相談員制度」に移行するなど、本市の実情に合った仕組みの構築を推進していきます。

目指す姿

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人として尊厳が守られ、共に生きることができるまち

◆施策1 障がいのある人の人権が守られる取組の推進



障がいのある人に対する差別や虐待の防止、合理的配慮の推進を図るため、障がいに対する正しい知識や理解の習得を個人から全体に広げ、障がいのある人の人権が守られる地域づくりを推進します。

*障がいに関する理解推進

【これまでの取組】

広く一般市民への障がい理解を促進するため、講演会やワークショップ、小中学校での障がい理解のための講座の開催や理解促進チラシの全戸配布や理解や支援のきっかけとなる「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及・啓発を行いました。さらに、平成28年4月に策定された障害者差別解消法に基づき、「職員対応要領」を策定し、市の事務事業等に関する差別解消に努めるとともに、平成28年11月に地域の関係機関からなる障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、差別事例の共有化に取り組んできました。

【今後の方針】

各種相談窓口につながっていない潜在的な差別案件があるものと考えられるため、障害者差別解消法の周知啓発も含め、法の趣旨や各種相談窓口について、継続的に市民に情報提供していきます。

*障がいのある人の権利擁護の推進

【これまでの取組】

障害者虐待防止法に基づき設置された市障がい者虐待防止センターにおいて、虐待通報に基づく事実調査、虐待の把握をし、虐待防止支援を行ってきました。また、関係機関からなる高齢者・障がい者虐待防止ネットワークでの連携強化により、虐待の防止・早期発見・支援を推進しました。

【今後の方針】

虐待の認識がないため通報に至っていない潜在的な虐待案件があるものと考えられるため、虐待防止の周知啓発を継続していきます。

成年後見制度利用を支援するため、親族がいない方に対する市長申し立ての実施や低所得の方に対する後見報酬の助成を実施し、市民向け講演会の開催等を通じて、成年後見の制度理解を図ってきました。今後は、令和2年度に地域福祉計画の一部として策定した市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、中核機関の設置など本市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備を行い、制度利

用が必要な方の早期発見・支援や法人後見の推進及び市民後見人の育成による受任者不足の解消等を図り、成年後見制度の利用促進に取り組んでいきます。

◆施策 2 障がいのある人への支援の充実



障がいのある人の様々なニーズ等を受け止め、適切なサービスを提供するため、基幹相談支援センターや地域相談窓口などの相談支援体制の充実、各種相談支援事業所、介護・福祉サービス事業所等との連携強化を図ります。また、各種障がい福祉サービスや助成事業の周知の推進、手続きの簡素化を進めます。

*相談支援体制の充実・連携強化

【これまでの取組】方針

平成 29 年度までに障がい者総合相談窓口による基幹障がい者相談支援センターや地域や身近な地域相談機関として地域包括エリアを担当する「地域障がい者相談窓口」を 2 か所設置し、障がい福祉サービスの相談・調整を行う相談支援事業所と重層的な相談支援体制を構築しています。

【今後の方針】

今後も、第 2 期地域福祉計画の重点的に取り組む施策である「会津若松市版地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域住民や相談支援機関とも連携し災害時にも対応できる支え合いのある地域づくり、相談支援体制の充実を進めていきます。

*障がい福祉サービスや助成事業の充実

【これまでの取組】

障がい者計画・障がい福祉計画を策定し、市地域自立支援協議会及び庁内関係各課との連携により、各種施策を推進するとともに、必要とされる障がい福祉サービス等の提供体制の確保に努めてきており、今後も適切な進行管理を行っていきます。

【今後の方針】

障がいのある人が地域の中で生活していくためには、様々なサービスの提供や経済的な支援が必要であることから、効果的な支援となるよう各事業について検証し、必要なサービスの提供体制の整備に加え、障がいのある人が必要なサービスを受けられるよう、関係機関等を含めたサービス内容の周知の推進や手続きの簡素化、事業の精査に取り組んでいきます。

目指す姿

年齢、性別、身体的能力、言語の違いなどにかかわらず、誰もが暮らしやすく、活動しやすいユニバーサルなまち

◆施策1 ユニバーサルデザインの推進



「ユニバーサルデザイン推進プラン」に基づき、情報の提供や研修会の開催などにより、広くユニバーサルデザインの理念の普及促進を図ります。また、様々な分野においてユニバーサルデザインの導入を図ることにより、すべての人にとってやさしく暮らしやすいまちづくりを推進します。

【これまでの取組】

出前講座や講演会の開催、市政モニターアンケート等による意識調査、啓発用パンフレットの配布等の様々な手法により、ユニバーサルデザインの理念の普及に努めるとともに、その理念に基づいた計画・施策・事務事業における具体的な取組については、ソフト施策とハード整備をそれぞれ補完するかたちで全庁的に様々な分野において取組を推進してきました。

【今後の方針】

ユニバーサルデザインは「はじめから」「すべての人」のことを考え、生活や活動がしやすい環境づくりを行うものであり、常に改善を目指す「終わりのない取組」であることから、引き続き、身近なところからユニバーサルデザインの理解につながるような情報発信に努めるとともに、市政モニターアンケート等を通して得られた意見を庁内で共有し、PDCA サイクルの手法により継続的な改善(スパイラルアップ)を行いながら庁内各課で連携して様々な分野において取組を推進していきます。

目指す姿

省エネルギーや再生可能エネルギーが普及し、資源循環型のライフスタイルが根付く、環境への負荷が少ないまち

◆施策1 環境負荷の低減



快適で豊かな暮らしを実現できるよう、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進をはじめとする環境施策を推進し、自然・生活・経済の調和のとれたライフスタイルを実現します。

*地球温暖化対策推進事業

【これまでの取組】

地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)及び(区域施策編)に基づき、各種取組を進めてきました。市役所においては、施設の省エネルギー改修や設備の運用による省エネルギーの取組、電気自動車の導入、施設管理担当者の研修等を行ってきました。地域においては、環境大賞事業、学校版・家庭版・事業所版環境マネジメントシステム事業等の取組や省エネセミナーの開催等により、省エネや省資源など環境にやさしい取組を推進してきました。

【今後の方針】

ZEB、ZEH など建物の省エネ化や電気自動車等次世代自動車の普及促進、地産地消による再生可能エネルギー電力の利用推進、初期投資の要らない太陽光発電設備等の設置など、様々な手法を検討・推進して、市域全体での脱炭素社会を目指していきます。

*再生可能エネルギー推進事業

【これまでの取組】

市有施設への太陽光発電設備の導入を進めたほか、住宅用太陽光発電システムの設置補助による普及促進に取り組み、再生可能エネルギー設備の設置が進んできました。また、事業者による大規模な再生可能エネルギー発電施設が設置され、市域の再生可能エネルギーの供給量は、市域の一次エネルギー需要量(H28 現在推計値)の50%程度まで増加してきました。

【今後の方針】

今後も、市有施設へ再生可能エネルギー設備を導入するほか、市民や事業者に対しては、太陽光発電設備等の設置補助や啓発等により、市域における再生可能エネルギー設備の設置を推進していきます。また、風力発電等の再生可能エネルギー発電事業計画に対しては、環境影響評価の手續への協力や情報提供などの支援を行う一方、生活環境・自然環境への配慮について、事業者へ助言を行っていきます。

◆施策 2 ごみの減量化



循環型社会の実現のため3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組の中で、特に、そもそもごみが発生しないライフスタイルを目指し、2R(リデュース、リユース)を重点的に推進していきます。また、リサイクルを継続して行うことにより、資源の有効利用とごみの最終処分量の減量化を図ります。

*分別資源回収

【これまでの取組】

一般家庭から排出される資源物について、容器包装リサイクル法等に基づき、古紙類、ペットボトル、かん類、びん類及びプラスチック製容器包装の分別を行い、リサイクルステーションから収集しています。これまでに、古紙等資源物の持ち去り等の禁止や、雑がみ専用保管袋の配布による雑がみ分別の徹底、古着の拠点回収などにより、燃やせるごみの削減とリサイクルの推進を図ってきました。

【今後の方針】

雑がみ及び古着の回収推進に向けた周知と啓発に取り組むとともに、プラスチック資源循環促進法への対応について情報収集を行っていきます。

*ごみ減量化推進

【これまでの取組】

一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)で定めたごみの削減目標である、1人1日あたりのごみ排出量 970 グラムの達成に向けて、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生使用)の3R(スリーアール)に取り組んでいます。これまで、出前講座による啓発、生ごみ処理容器などの購入支援、3010 運動、リサイクルコーナーの運営、環境フェスタでの子育て支援品の無料提供や古着・古布の回収、エコ料理講座の開催、LINEを活用した情報発信などにより、ごみの減量化の取組を継続してきました。しかし、令和2年度の1人1日あたりのごみ排出量の実績については、全国で、福島県がワースト2位となっていることをはじめ、県内市町村も下位に属し、本市も 1,241 グラムと目標を達成しておらずワースト10位となっています。直近では、県環境アプリによる情報提供や、刈り草等の軽量化・堆肥化に向けた家庭用堆肥枠への支援拡充、使用済小型家電の一斉回収など、ごみ減量の取組の強化に努めています。

【今後の方針】

ごみ減量化への関心が高まっている現状を踏まえ、減量の効果が期待できる「生ごみ類」について、協働による減量化に重点的に取り組んでいきます。

*給食施設生ごみリサイクル

【これまでの取組】

市内小中学校等の給食施設から排出される調理くずや残飯等の生ごみについて、個別に収集し、堆肥化し、堆肥を小中学校へ無償で提供しています。これまでの計画期間中、目標である全量のリサイクルを達成しています。

【今後の方針】

給食施設生ごみのリサイクルを継続し、学校教育や社会教育におけるリサイクル事例として紹介する等により、家庭や事業所での生ごみ削減へと繋げていきます。

*緊急減量化対策

【これまでの取組】

令和8年4月稼働予定の新ごみ焼却施設の施設規模に合わせて、燃やせるごみの排出量を29,983t/年(82.1t/日)まで削減する必要が生じたことから、ごみ処理基本計画の改訂において重点目標として設定し、「資源化品目の追加」、「市民・行政との連携、協働の取組の推進」、「ごみの見える化の推進」、「事業系ごみの減量・資源化の啓発」の4つの重点施策を位置づけました。これまで、雑がみの分別徹底に向けた雑がみ専用保管袋の配布、事業所から排出されるごみの削減と適正排出に向けた事業系廃棄物の分類早見表の配布、ごみの「見える化」に向けたごみ情報紙「へらすべえ」の発行等を行ってきました。

【今後の方針】

市民・事業者・市の協働による燃やせるごみの減量化に向けて、生ごみ削減の重点化、事業系一般廃棄物削減に向けたガイドブック作成やこれを用いた説明会などに取り組んでいきます。また、ごみの十分な削減が見込めない場合には、再度、施策を見直すとともに、有料化を本格的に検討し、有料化の意義、効果、是非について市民へ説明する機会を設けていきます。

◆施策3 廃棄物の適正な処理



廃棄物の収集運搬の充実、広域的な廃棄物処理及び廃棄物処理施設の高度化などの取組により、効率的な廃棄物処理を推進します。

*廃棄物収集運搬処理

【これまでの取組】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び条例に基づき、本市区域内において発生する一般廃棄物である、生活系ごみ(燃やせるごみ、燃やせないごみ)、粗大ごみ、川ざらい清掃土砂、小動物死体等の収集・運搬と適正な処理に取り組んでいます。また、大規模災害等の発生時においても、廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう、災害廃棄物処理計画の改訂に取り組んできました。

【今後の方針】

市内の生活系一般廃棄物の適正な収集・運搬・処理を継続するとともに、災害廃棄物への対策について市民周知を図っていきます。また、沼平第2最終処分場の残余容量不足により一時搬出を停止していた川ざらい土砂について、沼平第3最終処分場の供用開始後、計画的な搬出を行っていきます。

*し尿くみ取り

【これまでの取組】

旧会津若松市内におけるくみ取りトイレを対象に、市直営(くみ取り業務は委託)により、し尿くみ取り事業を行っています。これまで、料金制度の定額制から従量制への変更や、料金の改定により、受益

者負担の適正化を図るとともに、収納推進員による滞納者対策の強化により、収納率の向上を図ってきました。また、下水道の普及に伴い、し尿くみ取りの業務量が減少傾向にあることを踏まえ、し尿くみ取り事業の安定的な運営を継続しながら経費削減を図ってきました。

【今後の方針】

受益者負担の適正化、し尿くみ取り量減少にあわせた経費削減の取組を継続していきます。

***会津若松地方広域市町村圏整備組合事業負担金**

【これまでの取組】

市町村の義務である一般廃棄物の処理について、10市町村で構成する会津若松地方広域市町村圏整備組合において共同処理することとし、中間処理施設や最終処分場の整備・管理運営等に対して、積極的に関わりながら、一般廃棄物の排出割合に応じて負担金を支出してきました。第7次総合計画期間内においては、有機性廃棄物リサイクル推進施設(し尿処理場)が完成し、沼平第3最終処分場とごみ焼却施設整備が整備される予定です。

【今後の方針】

整備が予定されている破砕リサイクル施設に要する財政負担や、プラスチック資源循環推進法への対応等について、整備組合と協議しながら、規模や対応の適正化と財政負担の軽減に努めていきます。

***管理庁舎維持管理**

【これまでの取組】

廃棄物対策課管理庁舎・設備の保守管理等を計画的かつ効率的に行っています。

【今後の方針】

整備組合による整備が予定されている破砕リサイクル施設に、廃棄物対策課執務室を設け、令和12年5月から利用予定ですが、それまでの間、適切な執務環境を維持しながら、必要最小限の修繕・工事で利用できるよう現施設の維持管理に努めます。

目指す姿

市民一人ひとりが環境保全・美化意識を持ち、豊かな自然に囲まれた、きれいで快適な生活環境が整ったまち

◆施策1 豊かな自然環境の保全



自然環境の保全に関する意識啓発を行うとともに、様々な主体と環境保全につながる取組を推進します。

*野生生物生息環境保全事業

【これまでの取組】

野生生物生息環境の保全については、生息環境の調査や市民への出前講座、自然環境教室の開催などによる啓発活動を継続して行ってきました。

【今後の方針】

大規模な自然環境の悪化などは見られませんが、野生生物の生息環境に影響を及ぼすような大規模な開発行為等に対しては、市役所内や関係機関等と連携して自然環境の保全に努めていきます。

*猪苗代湖環境保全推進事業

【これまでの取組】

猪苗代湖の保全については、県や流域自治体と連携し、事業系及び生活系排水処理対策、ヒシや水生植物の湖内からの回収、広報誌や子ども交流会等を通じての水環境保全に関する意識啓発等を行ってきました。

【今後の方針】

猪苗代湖は自然の浄化作用が低下し、現在、水質は中性化しています。また、CODについては、県や流域自治体等の様々な取組により一時安定していましたが、近年再び上昇傾向にあることから、今後も必要な施策を継続していくとともに、より効果的な対策を検討していきます。

◆施策2 快適な生活環境の保全



良好な環境の中で快適に生活ができるよう、市民の参画のもと公害防止と生活環境の保全、まちの美化を推進します。

***生活環境対策事業**

【これまでの取組】

公害苦情については、苦情が寄せられた事業所等に対して、法令に基づき指導等を行うほか、騒音規制法等、法規制の及ばない近隣の騒音や野焼きの煙、水路等の悪臭などについては、速やかな現場確認や発生源への訪問などにより、早期の解決に努めてきました。

また、公害の未然防止に向けては、自動車騒音や高速騒音、悪臭、公共用水域の水質等の環境調査を毎年実施し、結果を市のホームページや冊子で公開してきました。

【今後の方針】

関係機関と連携を図り、農家への野焼き自粛のチラシ配布や、近隣間の苦情には当事者間や地域内での話し合いによる解決に向けた調整を行っていきます。また、環境調査の結果は、現在、概ね良好ですが、今後も継続して環境調査を実施し、市のホームページや冊子等で市民へ周知し、環境保全の意識啓発を図っていきます。

***生活環境の保全、ポイ捨て・犬ふんマナーの向上**

【これまでの取組】

市生活環境の保全等に関する条例に定めたポイ捨て・犬ふん放置の禁止や不法投棄防止の周知徹底のため、生活環境保全推進員及び不法投棄監視員を各地区に配置し、指導・啓発活動に取り組んでいます。また、各地区の環境美化推進協議会が行うクリーン事業や減量化・再資源化事業等への支援を通して、清潔で快適な生活環境の保全・整備に取り組んでいます。

【今後の方針】

生活環境保全推進員、不法投棄監視員は、高齢化・成り手不足にあることから、各地区区長会等と連絡を取りながら、人材確保に努めていきます。

***ごみステーション設置補助**

【これまでの取組と今後の方針】

衛生的で機能的なごみステーションの設置を図るため、町内会によるごみステーションの設置又は改修を支援しています。これまで、集積施設の常設が困難な町内会に対しても、折り畳み式の集積かごを活用したごみステーションの設置を進めることで、カラス等による飛散防止とごみステーションの集約に取り組んでおり、今後も継続していきます。

目指す姿

公園や緑地など、誰もが集える、快適な憩いの空間が整ったまち

◆施策1 安全で快適な憩い空間の提供



地域における様々な主体と共に緑化・美化を推進します。また、公園や緑地、農村公園、児童遊園、広場等を適切に管理し公園施設の長寿命化を図ることで、安全で快適な憩いの空間を提供します。

*花と緑推進事業

【これまでの取組と今後の方針】

公園等緑化愛護会や花と緑のスタッフなどによる主体的な取組が進められていますが、その一方で参加者の高齢化などの課題もあることから、様々な年代の方の参画による活動の広がりを図るため、活動内容の啓発や、会員の要望、意見をさらに反映させた活動の充実に取り組んでいきます。

花と緑のスタッフの参画により、花苗生産基地における花苗育成等の活動を進め、花と緑のあふれる美しいまちづくりを推進してきました。また、公園等緑化愛護会の日常的な維持管理活動の支援等を通じ、市民の安全、安心な憩いの場としての公園、緑地等の整備を推進してきており、引き続きまちの緑化・美化を推進するため、公園等緑化愛護会や花と緑のスタッフなど地域の方々との連携により、事業の推進を図ります。花苗生産基地における花苗育成等について、公募により民間委託し、民間活力を生かした手法や事業の魅力向上など事業の効率化を検討していきます。

*鶴ヶ城公園管理事業

【これまでの取組と今後の方針】

鶴ヶ城公園は市民の憩いと安らぎの場であるとともに、会津地方の観光拠点であることから、良好な施設の保全と管理を行い、誰もがくつろげる憩いと安らぎの場の提供に取り組んでいきます。

*公園緑地等管理事業、農村公園維持管理事業

【これまでの取組と今後の方針】

誰もが集える快適でうるおいのある憩いの空間を提供するため、公園や緑地に求められる都市機能の保全と良好な維持管理を行います。

都市公園は市民の憩いの空間であることから、公園施設長寿命化計画に基づいた改修を行い、安全で快適な公園施設を提供するもので、定期の施設点検を行い、緊急性を把握し計画の改定を行います。また、農村公園においては、快適な住環境整備のため、地域と協働し、地域に密着した管理を行ってきたことから、引き続き施設の適切な維持管理をしてまいります。

***市営墓地・納骨堂の管理**

【これまでの取組と今後の方針】

市民の墓地需要に応えるため、平成 25 年度～令和2年度までに大塚山墓園の 178 墓所を増設しました。今後も多様化する市民需要に対応するため、市営墓地の墓所増設及び納骨堂の適正な維持管理を図りながら納骨室の増設を検討していきます。

目指す姿

交通安全、防犯、市民相談体制などが充実し、適切かつ迅速な対応により、安全で安心にせい
かつできるまち

◆施策1 交通・防犯体制の充実



警察や学校などの関係機関や団体などとの連携により、市民一人ひとりの交通ルール遵守による交通安全意識の高揚や生活道路における交通安全の確保、地域における防犯意識の高揚に努めます。

*交通安全対策の推進

【これまでの取組】

関係機関・団体等との連携のもと、交通安全運動期間を中心に交通安全意識の高揚を図る啓発活動や町内会等からの交通安全要望に対する交通環境改善対応をはじめ、交通教育専門員による朝の立しよう活動及び交通安全教室への講師派遣等、交通事故発生防止に向けた取組を行ってきました。

【今後の方針】

第11次会津若松市交通安全計画を策定し、関係機関・団体等との連携のもと、各種啓発活動や交通教育専門員による立しよう活動及び交通安全施設要望への対応による生活道路の安全確保をはじめ、信号機のない横断歩道における「歩行者優先等の徹底」や「手上げ横断」を推進するための啓発活動など様々な交通安全対策に取り組んでいきます。

*防犯対策の推進

【これまでの取組と今後の方針】

関係機関・団体等との連携のもと、街頭啓発や学校における防犯教育の推進及び町内会への防犯灯設置補助による夜間の犯罪抑制等の取組により、犯罪件数が減少していることから、今後も引き続き、関係機関・団体等と連携を図り、授業の一環としての防犯教育の推進を図るとともに、ツーロック啓発活動等の実施や町内会への防犯灯補助支援などの犯罪抑制対策に取り組んでいきます。

◆施策2 市民相談・消費者保護の充実



市民が消費生活において適切な判断ができ、被害にあわないよう、被害事例などの情報提供や被害防止の啓発などに取り組みます。また、複雑多様化する各種相談について、関係団体等と連携し、適切かつ迅速に対応します。

***消費者保護の推進**

【これまでの取組】

平成28年度に消費生活センターに関する条例を制定し、消費生活相談員の専門知識の習得に努めながら、出前講座等の実施や多重債務者対策、なりすまし詐欺対策などの啓発活動に取り組み、消費者の安全・安心の確保と消費生活相談体制の充実を図ってきました。

【今後の方針】

消費生活相談員の資質の向上を図るとともに、消費者被害の未然防止のため、出前講座等の充実を図るなど消費者教育につなげていきます。また、関係団体や庁内関係部局等との連携をより強化し、相談や被害件数が急増している事例についても、市の公式 SNS 等を活用した速やかな情報提供や注意喚起を図るなど、消費者保護の取組を進めていきます。

***市民相談体制の充実**

【これまでの取組】

無料法律相談や各種団体の協力による専門相談会を定期的を開催し、市民の不安解消に努めてきました。

【今後の方針】

複雑多様化する相談内容により、市民の身近な相談窓口の拡充が求められているため、引き続き、関係団体や市が実施する各種相談会等を様々な広報手段を活用した周知を行い、相談内容に応じた専門相談会を案内し、問題解決につなげていきます。また、不当な差別、偏見等の相談には、国や関係団体と連携し、チラシ等による差別等の解消の啓発や人権相談窓口の周知に努めていきます。

***人権が侵害されることのない社会づくり**

【これまでの取組】

相談内容については、DVや離婚、経済問題、住宅問題、職業問題等、多岐にわたっていることから、複雑・多様化する相談内容に対応できるよう、相談員の研修参加等による資質向上を図るとともに、会津保健福祉事務所や福島県女性のための相談支援センター等の関係機関との情報共有を行いながら、適切な支援策につなげられるよう、相談体制の充実に取り組んできました。

【今後の方針】

DV被害や離婚相談についての「夫婦間の問題」や家族内のトラブル、子どもの親権取得についての「家族の問題」における相談が増加傾向にあります。とりわけ昨年からの新型コロナウイルス感染症に伴う就労形態の変化や外出自粛をはじめとした近年の社会情勢の変化を受け、複雑・多様化する相談内容に対応する必要があるため、引き続き、相談員の研修参加等による資質の向上を図り、支援体制の充実に努めていきます。

また、DV等の問題に早期支援が図られるよう、市政だよりへの記事掲載やDV防止街頭啓発キャンペーン等を通して、相談窓口の周知活動を継続していきます。

目指す姿

高い防災意識と充実した消防・防災体制により、災害被害が少ないまち

◆施策1 災害に強いまちづくりの推進



地域防災計画に基づき、自然災害に備えた住民意識の高揚、自主防災組織の充実及び高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者に対する支援体制づくりを進めます。また、避難所となる小中学校や防災倉庫等への災害備蓄の推進、ICTを活用した情報連絡網の整備、多様な民間事業所等との災害時応援協定の締結などに取り組みます。

【これまでの取組】

地域防災計画の修正をはじめ、下位計画となる災害時業務継続計画や災害時要配慮者支援プラン等の各計画やそれに付随するマニュアルの策定を行い、必要に応じ修正を行ってきました。さらに、各計画やマニュアルに基づき、市総合防災訓練をはじめとした各訓練を継続的に実施し、防災体制の強化を行ってきました。

また、ICTを活用した情報伝達手段の整備・拡充を行うなど、重層的な防災情報発信手段の構築を行ってきました。

自助・共助の取組推進に向けては、防災対策普及員を設置し、出前講座の実施や自主防災組織の設立支援を行う体制を強化し、防災意識の啓発を行うとともに、自主防災組織の設立に向けた取組を行ってきました。

【今後の方針】

これらの取組を継続するとともに、避難行動要支援者の支援体制の強化に向けた個別避難計画の作成をはじめ、自助・共助・公助の災害対策をより充実させる取組を行ってまいります。

◆施策2 消防力の充実・強化



市民等を火災・自然災害から守るため、広域的な常備消防体制と緊急搬送体制の維持・強化を図ります。また、火災発生の予防に努めるとともに、消防団活動や消防施設・設備の充実、消防水利の確保等による消防力の充実・強化を図ります。

【これまでの取組】

会津若松地方広域市町村圏整備組合における施設の建替・改修工事をはじめ、消防救急デジタル無線の整備、緊急車両の整備・更新を行い、さらに市消防施設においては基幹屯所などの建替・改修工

事をはじめ、消火栓・防火水槽の新設、消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ積載車・小型動力ポンプ更新、及び無線のデジタル化等を行うことで消防力の充実と強化を図りました。

また、市消防団員の確保においては、機能別消防団員制度の導入をはじめ、消防団協力事業所表示制度の推進、必要な装備品や資機材の更新、及び「がんばれ！消防団員」サポート事業(市内の登録店舗の協力による消防団員に対する優遇サービスの提供)等に取り組んできました。

【今後の方針】

会津若松地方広域市町村圏整備組合の施設整備や市消防団の消防力向上を図るため、施設整備計画等に基づき施設及び資機材の更新を図るとともに、市消防団の運営については、消防団員の確保をはじめ、報酬見直し等の処遇改善、効率的な組織体制の見直しについて、消防団と協議を進めていきます。

目指す姿

治水対策の充実による、水害に強い安全安心なまち

◆施策1 総合的な治水対策



河川や雨水幹線の施設整備に加えて、事業所や住宅地における雨水の流出抑制対策を推進し、市内全域での治水対策に取り組みます。

*総合治水計画の推進

【これまでの取組と今後の方針】

短時間による集中豪雨(ゲリラ豪雨)が頻繁に発生し被害が多発していることから、国・県など関係機関と連携し、これまでの施設整備に加え流域における対策(貯留・浸透)とソフト対策を総合的に体系化した総合治水計画を策定し、浸水被害の軽減を図ってきました。引き続き、計画の進行管理に努めるとともに、対策の推進を図っていきます。

*雨水幹線整備事業

【これまでの取組】

浸水の常襲地区である、大町一丁目地区・北青木地区・千石地区の被害軽減策として、大町1号雨水幹線及び小田1号雨水幹線、八角1号雨水幹線の施設整備を行うとともに、内水ハザードマップの作成・公表を行い、自助の促進を図っていくなどソフト対策も行ってきました。

【今後の方針】

未整備区域である住吉地区や東山地区等の被害軽減のため、南四合雨水幹線及び飯寺1号雨水幹線、東山4号雨水幹線等の整備を行っていきます。

*溢水対策事業(水路改修・水門自動化)

【これまでの取組と今後の方針】

平成14年度に3度にわたり浸水被害を受けたことから、浸水箇所の現地調査を行い溢水の原因と対応策を検討し、短期的に対応ができるものとして、水路や道路側溝の部分的な改修など整備を行い、平成26年度で完了しました。平成27年度からは、新たな浸水が発生している箇所等の対策を引き続き進めてきており、水路の整備率は67.1%(整備延長/計画延長)です。

これまでに溢水対策に取り組んできた地区は、浸水被害の解消が図られるなど、治水安全度が高くなり安全で安心なまちづくりを進めてきましたが、土地利用の変化などにより、新たな浸水が発生している箇所等の対策を継続して進める必要があり、溢水が発生している箇所や町内会等からの要望を

踏まえ、対策が必要な箇所の整備を引き続き進めていきます。

水門自動化については、降雨時に市街地への雨水流入を抑えるため計画された水門 22 箇所の水門遠隔制御システム化が平成 24 年度に完了し、平成 30 年度には、不要となった水門を再利用して新たに必要となった水門 1 箇所(沢田第一水門)の整備を行い、計 22 箇所の水門自動化が完了しました。水路水量の増減により自動的に水門を開閉するとともに、降雨が予想される場合の迅速な対応が可能となり、治水安全度の向上が図られています。

今後は、適切な可動のため施設の管理やシステム更新に努める必要があり、また、新たな水門を自動化することで治水安全の向上が図られる地区等が確認されたため、整備に向け調整を図っていきます。(徳久工業団地水門、花春水門)

***普通河川の整備**

【これまでの取組】

河川法に基づく指定を受けていない排水路や生活排水路等について、正常な機能を維持するとともに、流水機能の向上を図り良好な環境を整えるため整備を行ってきており、水路の整備率は 42.2%(整備延長/計画延長)です。

【今後の方針】

水路整備については計画的に進めていますが、出水による破損や生活雑排水の滞留による悪臭が多く発生しているため、市民からの要望が年々増加しており、これに対応する整備の推進が必要です。

引き続き、流水の正常な機能管理を図り、洪水等による災害を防止し、市民の生命と財産を守る必要があることから、計画的な整備を進めていきます。

目指す姿

市民、事業者、行政がともにつくる雪に強いまち

◆施策1 除排雪作業の情報化・効率化



ICTを活用した除雪車両の運行情報の共有や事業者と市民、行政による除排雪体制の強化などにより、情報の共有のもとで効率的で効果的な除排雪を行います。また、私道の除雪等にも取り組み、冬期間の交通の確保に努めます。

【これまでの取組】

除排雪作業の効率化を図るため、除雪車運行システムを全除雪車に導入、市HPに稼動状況を配信し、除雪作業の見える化、新たな除雪機械保有者の発掘に向けた情報収集を行うとともに、市政だより等への広報掲載など広く周知、歩車道合わせて283台の体制で除雪を行い、面的除雪の拡充や雪溜場の定期的な排雪により次の除雪の準備を行うなど、除排雪作業の効率化が図られました。

また、私道除雪についても、公道から公道へ通り抜けができる地域の道路交通ネットワークを担う「公共性の高い私道」41路線、3.6kmの除雪を実施しました。

【今後の方針】

雪に強いまちづくりを進めていくため、ICTを活用した除雪車運行システムを活用し、市民への除雪作業の「見える化」を行うとともに、取得されるデータを分析することで、さらなる除雪作業の効率化や除雪時間の平準化による市民の安全性、利便性の向上を図っていきます。

また、除雪延長や道路幅員に適した除雪車の適正な配置を行うとともに、除雪機械の老朽化に伴い計画的な更新を進めることにより、民間除雪受託業者に対する支援によりオペレーターの確保・育成を図ることで、除雪体制の維持に努めていきます。

◆施策2 除雪困難世帯の外出支援



地域での助け合いやボランティア体制を充実することで、高齢者や障がいのある人のみの世帯など、除雪困難世帯への更なる支援を図ります。

【これまでの取組】

高齢者や障がいのある方、ひとり親世帯等の除雪困難世帯に対して、町内会と連携した間口除雪や除雪ボランティアネットワーク事業(地域ぐるみ除雪ボランティア、スノーバスターズ)を通じて、冬期の生活及び外出支援に取り組んでいます。また、間口除雪と地域ぐるみ除雪ボランティアの一元化を継

続実施し、令和2年度までに登録町内会が87町内会、実施町内会数が59町内会、対象世帯が430世帯となりました。

【今後の方針】

除雪困難世帯の外出支援については、市と社会福祉協議会の事業の一元化により、町内会やボランティアが連携して取り組んでおり、今後も実施町内会及び対象世帯の拡大が図られるよう、市の広報などを通してさらなる拡充を進めていきます。

◆施策3 除雪インフラの整備



歩道などの消融雪施設や防雪柵の整備推進を図ります。

【これまでの取組】

冬期間における交通障害対策として、市道幹I-32号線の防雪柵設置工事を実施し、延長L=1,625mを整備しました。また、歩道融雪については、都市計画道路会津若松駅中町線において、平成26年度から工事に着手、延長L=945mを整備し、令和3年度に完了します。

【今後の方針】

防雪柵や歩道融雪等の除雪インフラ整備は、冬期間の交通安全の確保のために有効であることから、今後も計画的に整備していきます。

◆施策4 親雪・利雪の推進



雪が持つ魅力や面白さを楽しむイベントやレクリエーションを推進するとともに、雪の有効活用に向けた情報収集・発信を充実します。

【これまでの取組と今後の方針】

雪や雪国文化の魅力が外国人観光客を中心に注目されていることから、雪を地域資源の一つと捉え、観光施策や交通施策と連携を図りながら、各種団体や企業等が実施している雪を楽しむイベント情報などを効果的に発信していきます。

目指す姿

「ひと」「まち」「くるま」が共生する、効率的でコンパクトなまち

◆施策1 都市基盤の整備と土地の適正利用の促進



適正な土地利用の誘導・促進のもと、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地の形成を進めます。

*都市計画マスタープランに基づく持続可能なまちづくりの推進

【これまでの取組】

平成25年3月に改訂した都市計画マスタープランに基づき、人口減少や少子高齢化社会の進行など社会経済情勢の変化に適した持続可能で魅力的なコンパクトなまちづくりを推進するため、法に基づく都市計画の決定・変更や地区計画制度の活用等、計画的なまちづくりを行ってきました。

【今後の方針】

計画策定から概ね10年が経過することから、現在策定中の立地適正化計画との整合性を図るため、都市計画マスタープランの改訂を令和5年度より着手していきます。

*立地適正化計画策定事業

【これまでの取組】

少子高齢化や将来的な人口減少、都市基盤の老朽化への対応や頻発・激甚化する自然災害など、多様化する都市の課題に対応する必要があることから、国・県・市の目標である都市構造(コンパクトシティ・プラス・ネットワーク)を目指すため、都市計画マスタープランの実施版となる、立地適正化計画の策定に令和元年度より着手しました。

【今後の方針】

都市機能の誘導や居住誘導に係る基本的な方針、施策等の具体的な内容について検討を行い、令和4年度の策定を目指します。

*開発許可・建築確認制度

【これまでの取組】

建築確認申請の事前調査の徹底や違反建築パトロール等の的確な実施、開発許可制度や建築確認制度による適正な指導を行い、良好な宅地水準の維持や、安全安心な居住環境の確保に取り組んできました。令和元年度には、市街化調整区域内建築物の改築期間に係る運用基準について緩和を行いました。

【今後の方針】

建築確認申請の事前調査の徹底や違反建築パトロール等の的確な実施、開発許可制度や建築確認制度による適正な指導を実施し、良好な宅地水準の維持や、安全安心な居住環境を確保していく必要があります。また、開発行為等の指導においては、総合治水計画に基づき、流域における対策において、開発指導要綱の見直しを進め、貯留・浸透の対策に関する啓発に努めていきます。

*扇町土地区画整理事業

【これまでの取組】

区域内の都市計画道路5路線の平成24年度供用開始により交通ネットワークが形成され、さらに、平成29年度に第5回事業計画変更を行い、区画道路、公園、宅地等の面的整備により快適な都市空間の形成が促進されています。

【今後の方針】

令和5年度の換地処分に向けて換地業務委託等により、換地計画の作成、登記事務や清算金に係る事務が円滑に遂行できるよう準備を進めていきます。

*国土調査事業

【これまでの取組】

資産価値や土地利用の需要の高い都市部(人口集中地区内の旧市街地)において平成24年度より調査を開始し、土地の有効利用によるまちづくりの促進と課税の適正化を図ってきました。

【今後の方針】

国が令和2年度に策定した国土調査事業第7次十箇年計画では、都市部における地籍調査の優先的な実施を求められているため、今後についても都市部における地積調査を優先的に計画していくとともに、土地の資産価値や権利意識に留意しながら、法務局が実施している登記所備付地図作成作業と連携し、国土調査事業の推進を図っていきます。

*住居表示整備事業

【これまでの取組】

住居表示整備事業基本計画(平成21年2月改訂)における実施予定区域の整備は、平成28年度に完了しましたが、住居表示整備審議会の付帯意見等を踏まえ、「市街地形成の状況等の基本的な実施基準」を新たに満たす地区について住居表示を整備し、わかりやすい住居表示の推進に努めました。

【今後の方針】

基本計画に定める実施基準を新たに満たす地区について、住居表示の整備に向けて推進を図っていくとともに、本市における住居表示整備のあり方も検討してまいります。

目指す姿

「ひと」「まち」「くるま」が共生する、効率的でコンパクトなまち

◆施策1 道路交通ネットワークの整備



交流人口の拡大に向け、広域道路交通ネットワークの整備推進を関係機関に働きかけていきます。また、市内の交通混雑の解消に向けて、主要な道路の整備を推進します。

【これまでの取組と今後の方針】

広域的な連携交流の促進のため、会津地方の縦軸と横軸を形成する「会津縦貫道」の整備及び「磐越自動車道」の完全4車線化の早期実現を図ることを目的に、本市が加盟する各同盟会を通じて、国・県等に対し積極的に要望活動を行ってきたところです。今後も関係市町村・団体等と連携を図り、効果的な要望活動を実施していきます。

さらに、西への交通渋滞を解消するために取り組んでいる都市計画道路 藤室鍛冶屋敷線は、令和2年度に国道118号から竹田病院前交差点までの山鹿町工区が完成し、続けて本町工区に着手しており、三角屋交差点で主要地方道 会津若松・三島線と結ぶために交差点接続等について、事業主体である県や関係部局と共に地区の皆様の意見を伺って整備方針を検討していきます。

また、市の事業として進めていた会津大学と国道49号を結び会津中央病院やその先にある居合団地や松長団地を最短距離で中心市街地へアクセスする市道一箕3-356号線が令和3年4月に開通し、整備中の事業として、会津若松駅西の渋滞解消を図るため、国道49号と市道幹I-6号線の荒久田交差点の拡幅工事や国道401号と門田町飯寺地区を結ぶ市道門3-223号線の拡幅工事を行っており、国道49号と幹II-5号線の観音前交差点は拡幅工事に着手する準備を進めていきます。

◆施策2 身近な道路環境の整備・保全



すべての人が安全で安心して利用できる道路環境を整え、適切な維持管理を行っていきます。また、道路パトロールや定期的な点検、さらには道路利用者からの情報提供などにより道路施設の状態を把握し、予防的な補修を行うことによって施設の長寿命化を図りながら、良好な道路環境の保全を行っていきます。

【これまでの取組と今後の方針】

歩道を利用するすべての歩行者が安全・安心に歩けるために、段差のないフラットな路面に改良し、障がい者に配慮した誘導ブロックなどのサインを設け、歩道の視認性を高める目的から車道と色彩を

変えた歩道整備を進め、門田町の主要通学路である市道幹Ⅱ-13号線や会津若松駅と中心市街地を結ぶ都市計画道路 会津若松駅中町線の道路改良工事等を実施していきます。また、市内から毎年多数要望される道路舗装工事や拡幅等の改良工事は、現地調査を行って利用状況を確認し整備の優先度を検討して整備を進めていきます。

道路は市民にとって必要不可欠な社会インフラであり、安全・安心に道路を利用することができるように市民からの情報提供に連携して毎日の道路パトロールを行い、道路法等の法令に基づいた適切な維持管理を継続するために舗装路面や付帯構造物である排水路や橋りょう及びトンネル等経年劣化による破損等に予防な補修を行うことによって、効果的な老朽化対策を進め、施設の長寿命化を図り良好な道路環境の保全を行っていきます。

目指す姿

公共交通ネットワークの再構築と活性化により公共交通の利用者が増え、市内外の交流が盛んなまち

◆施策1 公共交通ネットワークの活性化と再生



鉄道や路線バス、タクシーなど多様な交通形態の選択・連携による、公共交通ネットワークの確保と再構築を図ります。さらに、観光振興や中心市街地活性化、健康増進などとの連携を図ることにより、公共交通の活性化に取り組みます。

*公共交通ネットワークの再構築

【これまでの取組】

持続可能な公共交通としていくため、平成27年度に公共交通のマスタープランとして「市地域公共交通網形成計画(以下「交通網計画」という。)」を策定し、平成29年度以降の「市地域公共交通再編実施計画」及び、会津圏域地域公共交通活性化協議会による「会津圏域地域公共交通網計画」、「同再編実施計画」に基づき、市内及び広域バス路線の再編を行うなど、鉄道、バス及び様々な交通モードの連携による公共交通ネットワーク全体の再構築に取り組んできました。

【今後の方針】

交通網計画の終了年度となる令和3年度には、これまでの交通施策を総括し、市の地域特性や市内の交通等の現状及び需要を分析するとともに、今後のまちの公共交通のあり方や課題の解決策などを示す新たな「市地域公共交通計画」をとりまとめ、地域の移動ニーズを踏まえた、利便性が高く誰もが利用しやすい、公共交通体系の構築、維持に取り組んでいきます。

*地域内交通の構築・支援

【これまでの取組】

平成23年度以降、金川町・田園町や湊地区、北会津地区、河東地区において地区住民と協議、検討を行い、公共交通の実証運行や検証、アンケート調査を踏まえながら、協議会やNPO法人などの住民組織の設置、公共交通空白地域における地域内交通の構築、ボランティア輸送等への支援を行ってきました。

【今後の方針】

持続可能な交通として定着していけるよう各地区の特性や実情に応じた運行支援を行い、取組成果を分析しながら、他地域展開の参考としていくとともに、地域づくりの観点からも、地域住民が起点となった地域内交通の構築、支援を継続していきます。

***多様な交通手段と異業種が連携しサービスを提供する MaaS と新たなモビリティサービスの構築・支援**

【これまでの取組】

令和元年度に地元交通事業者やICT企業、有識者により「会津 SamuraiMaaS プロジェクト協議会」が設立され、地方版 MaaS 構築の取組がスタートし、令和2年度には本市も参画し、金川町・田園町での実証を踏まえ、高齢者の移動支援に資する新しいモビリティサービス(AI オンデマンドバス等)を MaaS と連携し構築しました。また、同協議会においてICTを活用した密を避けるための車内混雑状況等のリアルタイム発信や、バス停等の周辺店舗・施設の情報表示、スマートフォン等による非対面でのチケット発券など、「新しい生活様式」に対応した公共交通の利用環境を構築しました。

【今後の方針】

新たな移動手段やサービス提供のあり方について、引き続き「会津 Samurai MaaS プロジェクト協議会」と連携し、検討を進めていきます。また、運転免許証を返納した高齢者をはじめ、あらゆる世代の移動の利便性を向上させるとともに、本市を訪れる観光客などの交流人口の拡大と賑わいのあるまちの創出を目指し、異業種と連携した付加価値の高いサービスを提供する新たなモビリティサービスや、ウィズ・アフターコロナ社会における「新しい生活様式」に対応した公共交通の利用環境の構築、支援に取り組んでいきます。

***第三セクター鉄道への支援**

【これまでの取組】

市が出資する第三セクター鉄道である会津鉄道と野岩鉄道について、経営改善計画に基づき財政支援を行いながら、施設整備補助により施設・設備の維持・更新に努めるとともに、会津・野岩鉄道利用促進協議会を中心に関係自治体や関係団体と連携し利用促進に取り組んできました。

【今後の方針】

両鉄道は、原発事故の風評からは徐々に回復しているものの、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け厳しい状況にあることから、今後は従来の支援を継続するとともに、両鉄道の安定した経営継続に向けた支援のあり方について、県及び関係自治体と連携して検討していきます。

***JR只見線復旧への対応**

【これまでの取組】

平成23年に発生した豪雨の影響で一部区間が不通となっているJR只見線については、「只見線利活用推進協議会(事務局:福島県只見線再開準備室)」を中心に全線再開に向けた機運醸成と利活用促進策の検討などに取り組んできました。

【今後の方針】

令和4年に予定されているJR只見線の全線開通が、沿線のみならず会津17市町村全体の振興に繋がるよう、県と関係自治体が一体となって利用促進に取り組んでいきます。

目指す姿

安全な水道水の安定供給と適切な汚水処理により、衛生的で健康的な生活を支えるまち

◆施策1 水道水の安定した供給と健全経営



水道施設整備の総合的な計画を策定し、浄水場や配水池、ポンプ場、水道管の計画的な維持・整備を図ります。また、水道施設の維持更新事業の平準化と、適正な水道料金による運営により、健全な水道事業の運営を図ります。

*老朽化した水道施設の更新(実施計画)

【これまでの取組と今後の方針】

「会津若松市水道事業ビジョン」に基づき、水道施設整備にかかる基本計画として平成 30 年 12 月に「会津若松市水道施設総合整備計画」、さらに実施計画である「水道わかまつ施設整備アクションプラン」を令和2年度に策定したところであり、今後は本実施計画により更新事業等に努めていきます。

*水道施設の耐震化の推進

【これまでの取組】

水道施設の老朽化対策と耐震化対策については、平成 29 年度に基幹浄水場である滝沢浄水場の全面更新が完成し、高度浄水処理方式(膜ろ過方式)の導入により高品質な水道水の供給が実現しました。水道管路については、平成 18 年から水道創設時に布設された鋳鉄管の「老朽管更新事業」を継続的に実施するとともに、平成 29 年からは、災害時において優先的に給水すべき施設(防災拠点施設、避難所、大規模病院等)までの水道管の耐震化対策(重要給水施設配水管整備事業)に着手しています。

【今後の方針】

水道事業の基盤強化の一環として、技術継承の課題対応を含めデジタル技術などを活用し、施設全般について耐震化による災害に強い施設の構築と将来の給水需要に応じた水道施設の再編を検討しながら、安定的かつ効率的な水運用を目指します。

*施設の適切な維持管理

【これまでの取組】

水道施設の運転・維持管理については、平成 22 年度から水道法に基づく第三者委託を行い、平成 25 年 12 月からは、滝沢浄水場の更新を含めた新たなスキームにより包括委託を契約し、受託者とともにモニタリングを行いながら、公民連携による水道技術の確保と長期的な契約によるライフサイクルコストの縮減により、安全で安定的な水道事業の運営を行っております。

【今後の方針】

包括委託している受託者の業務責任と公益性を踏まえた運用のあり方を勘案しながら、公民一体となって安全・安心な水道水の安定供給に努めていきます。

*適切な水道料金の設定

【これまでの取組】

平成 29 年6月に実施した水道料金の改定により、健全な経営の基礎となる給水収益を確保しており、令和2年度決算に基づく経営指標である『供給利益』(供給単価－給水原価)からも健全経営の状況にあります。

なお、令和元年度の第 4 四半期以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、給水収益が減少しているものの、各種経費の抑制や維持管理費の平準化に取り組み、経営の健全化に努めています。

【今後の方針】

人口減少やアフターコロナの経営及び老朽化している浄水等施設の更新計画などの見直しを行っていくとともに、令和2年度に策定した水道事業アクションプランによる水道施設の適正管理や、AIによる管路劣化度診断などの新しい技術も活用し、必要な設備投資の規模と各種財源のバランスを考慮した事業運営に取り組みます。

◆施策 2 上水道未整備地区における飲料水の安定確保



上水道が整備されていない地区においても、安全で安心な飲料水を安定的に確保します。

*市営簡易水道事業

【これまでの取組】

安全で安心な飲料水を安定的に供給するため、施設の適正な維持管理に努め、令和2年度には地方公営企業法の一部適用を開始するとともに、「会津若松市簡易水道事業経営戦略」を策定しました。

【今後の方針】

施設の適正な維持管理に努めていくとともに、老朽化施設の更新も含めた施設のあり方について検討していきます。また、「会津若松市簡易水道事業経営戦略」を踏まえた経営健全化への取組を推進するとともに、安定的な経営基盤を実現するために、料金水準のあり方を検討していきます。

*給水施設等整備

【これまでの取組】

「会津若松市湊地区給水施設等整備計画」に基づき、水道が未普及で給水が不安な地区の水源調査の実施や、補助金交付等による必要な給水施設整備の推進を図ってきました。

【今後の方針】

今後における施設の将来的な維持管理については、湊地区の3民営簡易水道は、地区との十分な協議のうえ現状把握に努めるとともに施設台帳の整備を進め、老朽化への対応など必要な支援を行っていきます。

◆施策 3 安定した汚水処理サービスの提供



快適で衛生的な生活環境の提供と河川等の公共用水域の水質保全を図るため、下水道や浄化槽の普及を推進し、持続可能な汚水処理サービスを提供します。

*地域に適した下水道事業の運営

【これまでの取組と今後の方針】

公共下水道事業、農業集落排水事業、個別生活排水事業により、地域に適した汚水処理を行い、快適で衛生的な生活環境の提供と公共用水域の水質保全に努めており、汚水の適切な処理により公衆衛生の向上による安心・安全で快適な市民生活を実現するため、水洗化を促進するとともに、整備工リアの拡張や施設の維持管理・更新を行い、将来にわたって持続可能な事業運営を行っていきます。

公共下水道事業については、令和 2 年 9 月に事業認可区域を 155 ヘクタール拡張しており、令和 9 年度にかけて、花見ヶ丘・東年貢・飯寺地区などの管渠整備を進めていきます。

個別生活排水事業については、浄化槽の高度処理型から性能が向上した通常型(BOD 処理)への転換策も検討し、初期コストの削減により、導入の促進に努めていきます。

*透明性の高い下水道事業の経営

【これまでの取組】

効率的で透明性の高い経営を目指し、将来にわたり安定したサービスを継続して提供できるよう、公営企業会計を適用し、下水道事業の運営を行うため企業会計部門である水道部と組織を統合し、上下水道局を設置しました。

【今後の方針】

財務諸表の作成を通じて、自らの資産等をより正確に把握・分析し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めていきます。

*下水道施設の長寿命化の推進

【これまでの取組】

事故の未然防止とライフサイクルコストの最小化を図るため、管渠及び処理場の長寿命化を進めてきました。汚水管渠の長寿命化については、平成 28 年度より下水道ストックマネジメント計画に基づき事業に着手し、令和2年度末において1期計画(5カ年)が完了し、令和3年度以降も引き続き事業を進めていきます。

【今後の方針】

公共下水道の管渠延長は、443 kmであり、施設の老朽化等に起因した道路陥没等のリスクが高まる30年以上経過した管渠は156 km(全体の35.2%)となっていることから、老朽管調査・管渠改良などにより、道路陥没事故の回避と不明水の減少に努めていきます。(令和 3 年 3 月現在)

*下水道接続率の向上

【これまでの取組と今後の方針】

使用料収入確保のため、接続率の低い地区の状況を見極め、引き続き未接続者に対する積極的な

普及活動や各種イベント、小学生への出前講座などでの啓発活動を行ない、接続率の向上を図ります。

新たに整備する地区については、計画時に公共汚水ますの設置位置の確認の際に、公共下水道へ接続の意思確認を行い、整備範囲を絞りこむことにより整備の推進を図ります。

目指す姿

安全で快適な住環境が整っているまち

◆施策1 空家等対策の推進



防災、防犯、景観などの観点から、適切な管理がされず、市民生活に影響を及ぼしている空家等の解消に努めます。また、空家等の利活用促進など空き家発生の未然防止に取り組みます。

【これまでの取組】

平成28年9月に第1期空家等対策計画を策定し、計画に基づき、空き家対策に係る基盤づくりを推進してきました。具体的には、町内会との連携による空き家状況の把握に努め、地域住民等からの相談に対応するための総合相談窓口体制を構築したほか、法務・不動産・建築等の関係団体による空家等対策協議会や庁内関係部局による空家等対策関係課長会議を設置・運営し、課題解決に向けた連携体制を構築しました。

また、空家等改修支援事業を創設し、これまで6件の空き家の利活用促進を支援するとともに、適正に管理されていない空き家21件を、空家等対策特別措置法に基づく特定空家に認定し、これまで7件の解消につなげてきました。

【今後の方針】

令和2年度に策定した第2期計画に基づき、第1期計画で解決が困難であった課題や新たに顕在化した課題に対応するため、関係団体等との連携のもと、未然発生防止の取組や特定空家等の対応の充実・強化を図り、施策を推進していきます。

◆施策2 市営住宅の管理運営



低廉で良好な住宅を提供するため、市営住宅の管理運営を適切に行うとともに、長寿命化に向けた改善や建て替え等を進めます。

*市営住宅の適正な管理運営

【これまでの取組】

市営住宅への入居を希望する低所得者や高齢者など、住宅確保要配慮者の方々の入居時の負担軽減や入居のしやすい環境を整えるため、市営住宅条例で規定している選考方法の見直しや手続き要件の緩和、及び敷金の低減や連帯保証人を不要とするなどの条例改正を順次行うとともに、火災等による被災者の一時避難所として、一定期間利用できるようななどの対応を図ってきました。

【今後の方針】

住宅のセーフティネットとして市民生活の安定を図る観点から、引き続き適正かつ効率的な供給を行っていきます。

*市営住宅の長寿命化の推進

【これまでの取組】

市営住宅の活用手法を定めた「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、城前団地の建替えや居合団地及び城西団地の大規模改善等により、市営住宅の長寿命化に取り組んできました。

【今後の方針】

令和2年度に改定した「市営住宅長寿命化計画」に基づき、引き続き長寿命化に向けた建替えや改善を継続していくと共に、老朽化に伴う用途廃止の取り組みを進めていきます。

◆施策3 住宅・建築物の耐震化の促進



市民の安全・安心を確保し、かつ、生命と財産を守るため、地震などの災害に強い住環境の整備を推進します。

*耐震改修の促進

【これまでの取組】

木造住宅耐震診断促進事業及び大規模建築物耐震診断支援事業を実施するとともに、平成27年度に「会津若松市耐震改修促進計画」を改定し、良好な宅地水準の維持や、安全安心な居住環境の確保に取り組んできました。また、平成29年度からは避難路沿道建築物耐震診断等支援事業も実施しています。

【今後の方針】

耐震改修促進法の改正により、不特定多数が利用する大規模建築物や緊急輸送道路に指定された避難路沿道建築物に耐震診断が義務化されていることから、耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修工事の支援を進めていきます。

目指す姿

自然景観、歴史的景観、まちなみ景観など、本市の景観の特性を活かした、うるおいと魅力にあふれるまち

◆施策1 自然、歴史、市街地の特性を活かした景観形成



歴史、文化、地域の特性を活かした、魅力にあふれ、賑わいのある景観の創出と、豊かな自然景観の保全を図ります。

*市民協働による景観形成に向けた取組

【これまでの取組】

景観法に基づく景観計画の策定や景観条例の改正を行い、法を根拠とした景観行政に取り組むとともに、景観施策の3本の柱である、地区景観(景観重点地区、景観まちづくり協定地区)、歴史的景観(歴史的景観指定建造物)、自然景観(自然景観指定緑地)において、助成制度等による支援を継続して行うことにより、まちなみ景観づくりを進め、まちなかの魅力向上に寄与してきました。

【今後の方針】

景観法に基づく規制や誘導を実施するとともに、助成制度を活用した市民協働による景観形成を継続し、景観認定制度や大好きな会津絵画コンクール等の各種PR施策を実施することにより、景観形成に対する市民の意識の高揚を図っていきます。

*屋外広告物の適切な規制、誘導の推進

【これまでの取組】

市の地域特性を踏まえ、独自の条例である屋外広告物等に関する条例を制定したことで、既存不適格となった広告物の是正に対する助成制度を創設するなど、屋外広告物の適切な規制、誘導、指導等を継続して取り組んできました。

【今後の方針】

安全性の確保を目的として条例の一部を改正したことから、条例の周知をより徹底し、安全で良好な広告景観の形成を図っていきます。

目指す姿

ICT(情報通信技術)の活用により、市民の誰もが積極的にまちづくりに参加できる環境が整備され、地域の課題解決や活力の維持・発展につながるまち

◆施策1 ICTへの興味関心・リテラシーの向上



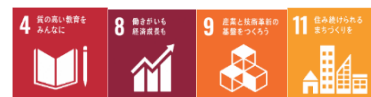
多くの市民がICTの利便性を享受し、日々進歩する技術等を身近に感じることで創出することにより、ICTへの興味関心の向上を図ります。さらに、情報格差(デジタルデバイド)の解消及び情報を使いこなす力(情報リテラシー)の向上を図ります。

*市民ICTリテラシー向上

【これまでの取組と今後の方針】

多くの市民がICTの恩恵を受けられるよう、高齢者等の情報弱者(デジタル・ディバイド)を対象に、パソコンやスマートフォンなどの情報機器の操作技術向上やインターネット利活用の促進を図るセミナー等を開催してきました。特にニーズが高いスマートフォン教室は、開催回数を増やすなど、より一層の充実を図っていきます。

◆施策2 ICTを活用した地域活力の維持・発展



多種多様な公開できる情報やデータ(オープンデータ)の拡充を図ります。また、それらの解析等を行うアナリティクス人材(データサイエンティスト)の育成を図りながら、その解析結果をまちづくりや企業活動等に活用するなど、地域活力の維持・発展につなげていきます。また、ICTの専門大学である会津大学等と連携しながら、ICTやIoTを活用した他の自治体の先導的なモデルとなる取組により、地域のしごとの創出に努めます。

*統計情報・オープンデータの利活用

【これまでの取組】

オープンデータ利活用基盤「DATA for CITIZEN」によりオープンデータの活用を促進すると共に、全国規模のコンテストへの参画を促しながら、会津大学等と連携して実践的なデータアナリティクス人材の育成を図りました。また、庁内業務においても、各種統計情報をはじめとしたデータを扱う上で有益な考え方やツール、データソース等の情報の庁内共有を図りながら、EBPM(証拠に基づく政策形成)の実現を目指しました。

【今後の方針】

EBPMをはじめとした効果的なデータ利活用が進むよう環境を整備するとともに、外部講師による庁内研修の実施等により、職員のデータ分析・利活用のリテラシー向上を図ります。

*「会津若松+(プラス)」による情報提供

【これまでの取組と今後の方針】

平成 27 年度に国の地方創生の交付金により、インターネット上のポータルサイト「会津若松+(プラス)」を整備し、利用者があらかじめ登録した属性情報(年齢、子どもの有無など)や、これまでのアクセス履歴等のデータ分析結果から、利用者にとって興味関心の高い行政及び地域情報を優先的に表示させるとともに、利用者が希望するサービスを一体的に利用することが可能な「デジタル情報基盤(プラットフォーム)」として、市民の利便性向上に資する情報とサービスを提供してきました。

「会津若松+」と連携するサービスとしては、日本郵便と連携して個人宛ての重要書類を Web 上で受け取ることが可能な「MyPost(マイポスト)」や、「除雪車の位置情報」、「母子健康手帳の電子化」、「学校情報の提供」、「AI(人工知能)を活用した市政情報の問い合わせサービス」などがあり、それぞれ順次サービスを開始してきました。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においては、「あいづっこ+、あいづっこ Web」にて、休校日、登校日のお知らせや休校中の学習支援など、ネット配信型の効果的な情報配信に努めたところであり、また、「AIを活用した市政情報問い合わせサービス」においても、感染症に関する問い合わせにも対応するなど、社会状況の変化に対応してきています。

目指す姿

地域コミュニティの主体的で活発な活動により、強い絆のもと特色ある地域づくりが進むまち

◆施策1 地域コミュニティへの支援



地域コミュニティ活動を活発にするため、市民の地域コミュニティ活動への参加意識を醸成し、自治による自主自立のまちづくりを進めます。また、町内会をはじめとした地域の団体の活動の活性化及び組織力の強化を支援していきます。

*町内会、区長会活動への支援

【これまでの取組】

町内会、区長会活動への支援のため、市区長会と市が協働で、組織活性化に結びつく支援策を検討し、町内会活動ガイドブックの作成や町内会加入促進チラシによる呼びかけなどを行ってきました。また、平成29年度に市・市区長会・県宅地建物取引業協会会津若松支部が協定を締結し、町内会への加入促進に取り組んできたところです。

【今後の方針】

高齢化や人口減少、価値観の多様化などにより、地域活動の担い手が不足し、地域内のつながりが希薄化しており、地域の活性化や防犯・防災など様々な地域課題の解決に向けて、地域と行政が共に考え取り組むため、市区長会と連携し、より効果的な支援策を検討し実施していきます。

*市民憲章の推進

【これまでの取組】

市民憲章の推進に向けては、市民憲章推進委員会と連携し、「会津若松市民憲章」の積極的な周知活動や、鶴ヶ城クリーンアップ作戦、花いっぱい運動など、宣言文に掲げるまちづくりの実現に向け、各種推進事業を実施し、市民のまちづくりに対する意識の高揚に努めてきました。

【今後の方針】

市民憲章推進委員会と連携しながら、市民憲章のさらなる普及啓発につながる事業を検討し、市民憲章の理念の実践による、住みよいまちづくりに向け取り組んでいきます。

*コミュニティセンターの運営及び活性化

【これまでの取組】

コミュニティセンターを運営する指定管理者と、平成30年度から、地域コミュニティの育成、発展及び活性化に係る業務に積極的に取り組むことを協定書に規定しました。また、施設の最適な利用環境

を提供するため、冷暖房設備の設置等の整備を順次進め、さらには、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定し、感染防止に取り組みながら、運営を行っているところです。

【今後の方針】

施設の老朽化、利用者の高齢化、ニーズの変化等を踏まえ、計画的・効率的な維持管理や改修等を実施します。また、多くの住民の方々に利用していただけるよう、地域や指定管理者・関係団体・部局等と連携し、コミュニティセンターを核とした地域コミュニティの育成、発展及び活性化につながる施設のあり方について検討していきます。

◆施策 2 地域主体のまちづくりの推進



地域の活性化や個性あふれる地域づくりに向けて、地域の実情を踏まえ、地域のことを市民が自ら考え、地域の活性化や課題解決に向けて取り組むことができるよう、地域による主体的なまちづくりを支援していきます。

【これまでの取組】

北会津・河東・湊地区の既存の地域づくり活動組織の取組を継続・発展させながら、大戸・永和地区など、新たな地域における組織づくりの支援を行ってきました。

令和元年度には、地域づくり活動組織への人的支援として、湊地区に集落支援員を設置しました。また、令和3年度には、分かりやすい支援制度にするため、既存の複数の支援制度を統合し、「地域づくりビジョン推進事業補助金」を設置しました。

【今後の方針】

地域づくりビジョン推進事業補助金を活用する地域の増加に向けて、地域の実情や活動段階に応じた支援を行っていきます。

◆施策 3 中山間地域の活力の向上



人口減少や高齢化が進む中山間地域の集落においても、地域の担い手の育成や集落間の連携強化などにより安全安心な生活環境を維持し、地域活力を向上するための仕組みづくりを進め、中山間地域の特色を活かした地域振興を図ります。

【これまでの取組】

大戸地区と湊地区において、住民主体の地域づくり活動の支援を行いました。

- ・湊地区地域活性化協議会(平成 27 年度～)
- ・はら笑楽交プロジェクト実行委員会(平成 28 年度～)
- ・大戸まちづくり協議会(令和 2 年度～)

湊地区においては、地方創生推進交付金を活用して「ICTを活用した中山間地域づくり事業」(平成 28 年度～平成 30 年度)を実施し、中山間地域生活支援システム「みなとチャンネル」を構築しました。「みなとチャンネル」は現在もコミュニティ内の情報共有に有効活用されており、他地域の活動への横展開について検討していきます。

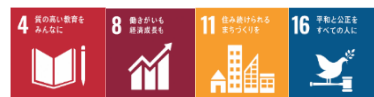
【今後の方針】

中山間地域は、他の地域に先行して地域課題が表面化しやすく、他の地域に先駆けて地域活動の支援を行う必要があります。今後もモデル地区としての支援を継続し、先行事例を積み上げ、課題の解決と地域の活性化に取り組んでいきます。

目指す姿

相互理解と平和意識が醸成され、人や文化、経済の交流により、新しい価値が生まれ続けるまち

◆施策1 交流の促進



国内外の姉妹都市や本市ゆかりの自治体等との交流を促進し、相互の理解と友好を深め、市民団体や企業等の人的、経済的、文化的交流を促進し、互いの地域の活性化につなげていきます。また、被爆地などとの交流を通して、核兵器の廃絶と平和意識の醸成を図ります。

*姉妹都市・親善交流都市等交流事業

【これまでの取組】

ゆかりの地の首長・議長を会津まつりに招待する事業や、姉妹都市むつ市との相互訪問事業、盟約締結都市との10年毎の記念事業、戊辰150周年などの節目の年の記念事業に取り組み、交流の促進を図ってきました。さらに、ゆかりの地である日光市と観光振興に関する連携協定を締結するなど交流の拡大が図られました。

【今後の方針】

これらの事業を通じて、ゆかりの地等との交流、歴史の再認識や次世代への伝承を行い、地域の活性化につなげてきたものであり、今後も、新たな分野での交流や地域の活性化にさらに効果的につながるよう、交流の仕組みづくりを検討していきます。

*核兵器廃絶平和都市宣言事業

【これまでの取組】

広島・長崎に原爆が投下されてから75年以上が経過し、若い世代への戦争や被爆体験の継承が課題となっていることから、市内中学生による被爆地訪問では長崎市を訪問先に加えて広島市と長崎市を交互に訪問することとし、また、市内中学校で被爆体験講話を開催するなど、若い世代を対象にした継承事業に力を入れてきました。

【今後の方針】

次代を担う若い世代へ核兵器廃絶と平和への願いを継承するとともに、幅広い市民参加やより効果的な事業内容となるよう検討していきます。

*国際的な感覚・視野をもった人材の育成

【これまでの取組】

グローバル人材育成事業や未来人材育成事業については、参加者アンケートからも中高生が自身の将来像を考えるきっかけとなっているものと評価しており、実際、参加者は高校生外交官としての活動や海外留学に繋げているほか、大学進学後、両事業に参加する中高生を支援する側として関わるといった人材育成サイクルの形成にもつながっています。

【今後の方針】

高校生の国際社会への興味関心及び異文化理解と国際感覚豊かな人材を育成していくためのグローバルな思考の習熟を図る取組を推進すると共に、中学生の興味・関心が高い分野の講師の選定やオンライン開催など、参加者の増加につながるよう、内容の充実を図っていきます。

◆施策 2 定住・二地域居住の推進



若年層に重点を置きながら幅広い年齢層に向けて、積極的・効果的に本市で暮らしに関する情報を発信します。また、各種相談に適切に対応しながら、交流体験や受入体制の充実を図ります。

【これまでの取組】

近年は首都圏在住の20代～40代の現役世代の移住実践者が増えている状況にあり、移住先として「就労の場がある地方都市」を重視する傾向が見られることから、就労支援を軸に相談対応を行ってきた結果、相談件数・移住実践者数とも目標値を達成できています。

【今後の方針】

引き続き現役世代をターゲットとし、就労支援を軸とした取組を継続していきます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、テレワークを始めとした新たな働き方の浸透などの社会変化により、地方での生活への関心が高まり、地方移住の動きが活発化することが期待されていることから、受入体制の整備・拡充を図ります。また、スマートシティの取組と合わせて地方移転を検討する企業や、転勤者、その家族の転入後のサポートに取り組めます。

目指す姿

多くの人が会津大学をはじめとする高等教育機関で学び、将来にわたって地域で活躍するまち

◆施策1 大学等を活かした人口の流入・定着の促進



地域内高等教育機関の魅力発信・誘致と、高等教育機関等と有効に連携を図ることのできる研究機関等の誘致を図り、知的資源の質の向上と活用を図ることで、人口流入を促進するとともに、卒業後の地域内定着を促進します。

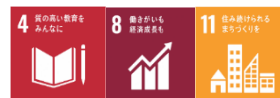
【これまでの取組と今後の方針】

会津大学の学生確保のために、全国の中高生を対象に「コンピュータサイエンスサマーキャンプ」や「パソコン甲子園」を開催し、中高生のコンピュータへの関心と会津大学の魅力発信に大きく貢献しました。今後も引き続き開催を支援していきます。

地元中高生を対象に、各校の特徴や学習内容、スキルアップのメリット等を体験的に学ぶことができるイベント「合同学校説明会」の実施をとおして、市内での就労や定住に大きな役割を担っている地元教育機関への進学を促進してきました。今後も、地域内での進学や就労の更なる促進に向け、それぞれの世代に応じたキャリアデザインの支援を継続して行っていきます。

会津大学卒業後の地元就職の受け皿となるよう、スマートシティ AiCT 入居企業と会津大生との交流・連携の取組を支援しました。今後も引き続き、交流・連携の取組を支援します。

◆施策2 大学等と地域の連携促進



地域の重要な知的資源である会津大学をはじめとする高等教育機関と企業、行政などとの連携を促進し、地域課題の解決や地域の活性化、アナリティクス人材等の人材育成などへつなげます。

【これまでの取組と今後の方針】

会津大学に対し奨学寄附を行い、新規産業創出に繋がる人材育成や、企業等との共同研究などの環境づくりの取組を支援しました。

研究成果の実用化や、ベンチャー企業の増加といった成果はすぐに現れるものではないため、引き続き、支援を継続していきます。

目指す姿

人、物、情報がつながる、賑わいと活気の創造に向けて、市民に親しまれる拠点が整っているまち

◆施策1 新市建設計画の推進



平成16年の旧北会津村及び平成17年の旧河東町との合併に伴い策定した「新市建設計画」に基づく取組の着実な推進を図ります。

【これまでの取組】

新市建設計画は、当初、平成27年度までの計画でしたが、その後2回の合併特例債の活用期限を延長する法改正を受け、平成26年と令和2年の2回、計画期間の延長等を含む改訂を行い、現在は令和12年度までの計画となっています。

新市建設計画に位置付けた事業については、合併特例債を活用する事業を除き、平成26年までに全て着手しています。合併特例債を活用する事業については、市の財政状況を踏まえた全体調整の中で、事業熟度や緊急性を見極め、条件の整ったものから実施しており、未着手の事業については、令和2年に精査を行い、タウンミーティング等で住民の声を聞いた上で、見直しを行いました。

【今後の方針】

おおむね目標に沿った事業進捗が見込まれることから、合併特例債を活用する事業については、引き続き、市の財政状況を踏まえた全体調整を行いながら実施していきます。

◆施策2 市役所庁舎の整備



情報や防災、市民サービスの拠点として、また、市民生活を支える中心施設として、現在の本庁舎を中心に庁舎を整備します。その際、市役所本庁舎旧館については、その活用に向けた検討を進めながら保存していきます。

【これまでの取組】

「現在の本庁舎を中心に庁舎を整備すること」、「本庁舎旧館の活用を検討しながら保存すること」を踏まえ、平成29年度の本庁舎旧館の耐震改修、保存活用の方向性を検討した「本庁舎旧館保存活用計画」や本庁舎と分庁舎の整備パターン、駐車場整備案、事業スケジュール案を示す「庁舎整備行動計画」の作成と各種測量・調査をとおし、平成31年4月に「庁舎整備基本計画」を策定しました。その後、庁舎整備基本計画について、市民の皆様との意見交換を行い、それを踏まえ、特に「事業費」や「駐

車場のあり方」を中心に再検討し、「庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理」をとりまとめました。

令和2年度には、各計画等に基づき、庁舎整備の条件整理を行い、市民の皆様や市議会などからの意見・提言等を踏まえ基本設計を作成し、また、令和3年度からは ECI 方式を採用し実施設計を進め、庁舎建設工事発注に向けた準備を行いました。

【今後の方針】

令和7年度までの事業完了に向け、着実に庁舎整備事業を進め、市役所を訪れる人が快適かつ効率的に目的を達することができるよう、行政サービスのデジタル化にも対応した新たな庁舎の整備を進めることに加え、歴史的な価値のある本庁舎旧館を保存し、活用していきます。

なお、庁舎整備事業の進捗については、適宜、市政だよりや庁舎整備ニュース等を通じ、広報を行っていきます。

◆施策 3 会津若松駅前の整備検討



主要交通の拠点であり、また、本市の玄関口である会津若松駅前については、交通動線(人やバス、車などの動き)等を整理しながら、駅及び駅周辺施設の利用者などの利便性の向上と安全性の向上に向けた検討を進めます。

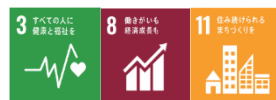
【これまでの取組と今後の方針】

会津若松駅前周辺は、市内の交通結節点として学生や通勤客が日常的に利用するとともに、福島県さらには東北の観光の玄関口として多くの観光客を迎え入れています。一方で、駅前地区では駅東西の連絡性、タクシー・バス・自家用車・歩行者が交錯するバスロータリーにおける安全性・利便性について課題解消や会津エリアの観光の玄関口にふさわしいシンボル性や賑わい、魅力の向上を図ることが求められています。

こうした課題の解決に向け、平成 31 年 3 月に県、市、JR東日本の 3 者において「会津若松駅前広場の整備等を起点とした会津地域の観光振興等に関する包括連携協定」を締結し、令和元年度に「会津若松駅前官民連携基盤整備推進調査」による交通量、用地測量、アンケート調査、概略設計、官民連携事業可能性調査等の実施や学識経験者や市内関係団体、関係事業者等で構成する「会津若松駅前周辺まちづくり検討委員会」を設立し、会津若松駅前の課題解決やあるべき姿について、議論してきました。その中で、令和 2 年 5 月に、「会津若松駅前都市基盤整備基本構想」を取りまとめ、駅前広場事業における基本的な考え方を示したところです。

現在、地権者や関係者を中心に具体的な事業手法について協議し、事業化に向けた覚書の締結を目指しながら、基盤計画の最終的な関係部局との協議や、地域のまちなみ協議会、まちづくり関係者などで構成する「エリアプラットフォーム」でのワークショップなどを重ね、次の段階である基本計画の策定に向け関係者一丸となって取り組んでいるところです。

◆施策 4 未利用地等の利活用検討



県立病院跡地など、市街地中心部にある大規模な未利用地等については、本市のまちづくりへの有効活用に向けた提案や協議を行っていきます。

【これまでの取組と今後の方針】

県立病院跡地につきましては、平成 31 年4月に「子どもの遊び場・子育て支援」をメイン機能として利活用する「県立病院跡地利活用基本構想」をとりまとめ、検討を進めてきました。

令和2年3月に、県より、土壌の一部から、基準を超える有害物質が検出された報告を受け、その対応等に時間を要しておりましたが、令和3年度に土壌の入替等が行われるなど見通しが立ったことから、市としても、基本構想の精査を行いながら、基本計画策定に着手し、子育て環境の充実と賑わいの創出、さらには本市のまちづくりに資する利活用となるように検討を進めていきます。

目指す姿

適切な公共施設の環境のもと、最適な公共サービスが提供されているまち

◆施策1 公共施設マネジメントの推進



すべての公共施設等を対象として、その現状、利用状況等について市民との情報共有を図り、それらの維持や有効活用などについて検討を進めます。また、安全で適切な環境を持った施設の管理運営と財政負担の低減・平準化といった総合的かつ計画的なマネジメントを進め、社会状況の変化に応じた適切な施設サービスを提供します。

*「公共施設等総合管理計画」に基づくマネジメントの推進

【これまでの取組】

平成 28 年8月に策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき、本市が所有・管理する全ての公共施設等の総合的な維持管理を進めてきました。

今期は、特に建物系公共施設について取組を進め、平成 31 年3月には「公共施設保全計画」を策定し、施設の適切な保全や長寿命化に向け、老朽化の状況や緊急性、危険性などをもとに部局横断的に全施設の改修や整備事業の優先度を検討し、施設の計画的な保全を推進しているところです。

また、令和3年9月、用途別及び地域別での施設・機能の現状や課題、今後の取組の方向性、各施設の整備予定等を示した「公共施設再編プラン」を策定し、本市の公共施設全体の総量や配置、活用のあり方について市民の皆さまとともに検討を進める施設再編の取組を進めています。

【今後の方針】

「公共施設等総合管理計画」に基づき、限られた財源を有効に活用しながら、安全で快適な公共施設の提供や施設総量の最適化、市民サービスの向上をすすめ、将来のよりよいまちづくりにつなげていきます。

*市民との情報共有・参画の推進

【これまでの取組】

平成 29 年に「施設カルテ」を作成し、市民の皆様へ建物系公共施設のデータをわかりやすい形で公表するとともに、機会を捉えて「市政だより」や市HPでの情報発信やシンポジウム・講演会等のイベントの開催等により、公共施設マネジメントの考え方について継続的に周知を図ってきました。

また、施設の再編や活用といった、市民の皆様身近な課題については、検討の初期段階から、ワークショップや意見交換会などを開催し、関係する地域の方々や関係団体等の参画を得ながら、公共施設だけでなく、地域の課題や今後の地域活動のあり方なども含めた、まちづくりの視点から検討を進

めてきました。

【今後の方針】

今後も引き続き、住民協働による地域の課題解決や活性化につながる公共施設等の再編・活用の取組を進め、より多くの市民の皆様の関心や理解、参画につなげながら取組の輪を市全体へと広げていきます。

*公共施設の維持保全の適正化

【これまでの取組】

公共施設の改修・更新にあたっては、技術職員の専門的な視点を活かし、コスト縮減や費用対効果の検証、財政負担の低減・平準化、適切な工事監理を図りながら適正な維持保全に努めています。

【今後の方針】

市民の共有財産である公共施設の品質の確保に向け、職員の知見や技術力を高めながら、「公共施設保全計画」や「公共施設再編プラン」等に基づき、施設の安全な維持管理をはじめ、社会環境の変化や市民ニーズに応じた機能向上等、限られた財源の中で最適な維持保全を推進していきます。

◆施策 2 市有財産の利活用



土地や建物などの市有財産が持つ経済性を最大限発揮するよう、適正管理と有効活用を進めます。

【これまでの取組と今後の方針】

市有財産管理については、市有財産の適正な管理と未利用財産の公平、公正で透明性のある利活用の推進を図る「市有財産利活用基本方針」に基づき、廃止を決定した財産や本来の行政目的で十分に利活用されなくなった財産などについて、市有財産利活用検討委員会において個別方針を決定のうえ、売却等の有効活用を図ってきました。

今後も引き続き、財産の状況把握及び境界確認等の条件整備を行いながら、施設の再配置や複合化を検討する公共施設マネジメントの取組とも連携し、その資産価値を最大限に活かす利活用を進めていきます。

目指す姿

社会経済状況の変化に柔軟に対応し、最少の経費で最大の効果を挙げ、適切な行政サービスが持続的に提供されているまち

◆施策1 市民と行政のコミュニケーションの推進



自治による自主自立のまちをつくるため、ICTを活用した情報の収集と発信、懇談会やワークショップ、タウンミーティングなど多様な手段による市民参画の機会創出などにより、情報の共有を図りながら市民と共にまちづくりを進めます。

*広報

【これまでの取組】

市政だよりにおいては、平成29年度より段階的に紙面刷新やカラー化を行い、読みやすい紙面づくりに努めるとともに、新型コロナウイルス感染症やスーパーシティ構想に関する情報など、市民の関心が高い情報を、市政だよりはもとより、新聞折込みチラシや新聞広告等により、的確なタイミングで発信できるよう努めてきました。

また、「会津若松+（プラス）」や「あいべあ」、SNSを組み合わせたインターネット媒体の活用、学生PR部「AiZ'S モーション」によるSNSでの情報発信、さらには広報車による広報活動など、幅広い世代を対象に市民の関心が高い情報を様々な広報媒体を活用することにより、積極的に発信してきました。さらには、シティプロモーション広報動画やパンフレットを作成し発信することにより、「シビックプライド」醸成のための「市民向けシティプロモーション」を展開してきました。

【今後の方針】

市政だよりについては、市政情報を網羅する広報媒体として、市政情報を的確に提供するとともに、よりわかりやすい情報発信のために、内容の充実を図っていきます。また、誰もが情報を得ることができるための合理的配慮（ウェブアクセシビリティ）への対応や、ホームページと会津若松+（プラス）との統合も視野に入れながら、情報発信力の向上に向け、広報媒体の特性を踏まえたターゲットを絞った戦略的な広報活動や多面的、重層的な情報発信に努めるとともに、庁内で統一に対応するためのマニュアルやガイドラインなどの仕組みづくりを進めていきます。

*広聴

【これまでの取組と今後の方針】

多様化する市民ニーズを把握するため、市長への手紙、市政モニターやふれあいの日、対話集会、提案ポストの設置など、様々な手法を用いて要望や意見を的確かつ真摯に受け止めてきました。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化に伴う対応については、市独自の総合コールセンターを設置して市民の不安解消に努めてきました。

これまでの取組に加え、投稿機能を持つ「会津若松+(プラス)」の活用など、様々なツールの活用を検討しながら、確実な進行管理と分析を行い、的確な行政対応が図られるよう取り組んでいきます。

*パブリックコメント等の推進

【これまでの取組と今後の方針】

市の政策を策定する際に、その内容を案の段階で公表し、広く市民からの意見を求め、寄せられた意見について検討を行い、政策への反映を図る仕組みとしてパブリックコメントを実施してきました。

政策形成過程の段階から内容をお示していくこと、また、多様な意見を聴取していくことが重要であり、パブリックコメントをはじめ、これまでも進めてきた市民参画の手法を、複合的に実施していくなど、市民の皆様がより参画しやすい環境の整備に努めていきます。

*附属機関の適正な運営

【これまでの取組と今後の方針】

附属機関における女性委員や公募の市民委員の割合について、目標を定め、多様な市民の市政への参画に取り組んできました。引き続き、各所属に対して働きかけを行い、目標の達成を目指していくとともに、多様な手段により市民参画の機会が増加していることを踏まえ、附属機関における市民委員割合の目標値について見直しを検討します。



◆施策 2 社会の変化に対応していく行政運営

総合計画の政策目標の実現に向けて、行政評価による PDCA サイクルのマネジメントを通じて、社会や市民ニーズの変化に対応する事務事業の構築と、行政資源の適切な配分に努めます。さらに、高度化及び多様化する市民ニーズや社会情勢に対応できる体制を整えるため、業務の一部を外部委託するアウトソーシングや、市民に信頼される高い意欲と能力を持った職員の育成を進めます。

*行政評価システムの推進

【これまでの取組と今後の方針】

平成 28 年度に策定した自治基本条例及び第 7 次総合計画に、行政評価システムによる総合計画の進行管理を位置づけ、毎年度施策の検証と改善方策の検討、事務事業の構築を進めてきました。今後も、総合計画の中間的な評価を踏まえながら、各種施策の着実な推進を行います。

*地方創生推進事業

【これまでの取組】

人口減少社会にあって、将来にわたり地域活力を維持し、発展し続ける社会を構築するため、「スマートシティ会津若松」の取組から地方創生に関連する事業を抽出・整理し、平成 27 年 4 月に第 1 期市総合戦略、令和 2 年 3 月には第 2 期市総合戦略として取りまとめ、庁内各課及び、会津若松市まち・ひと・しごと創生包括連携協議会を構成する産官学金労言の各主体と連携を深めながら、関連する事業を

進めるとともに、関連事業の達成状況やその効果について、PDCAサイクルによる検証を実施し、有効性を見極めながら、更なる取組に反映させてきました。

【今後の方針】

第2期市総合戦略に基づき、人口減少に歯止めをかけ、地域を活性化させるために、「スマートシティ会津若松」の取組や「スーパーシティ」構想と連動させながら、新たなしごと・雇用の創出、交流人口の拡大、人材育成等にかかる取組の更なる深化・発展を図ります。推進にあたっては、会津若松市まち・ひと・しごと創生包括連携協議会との連携を強化することで、関連事業の提案・実施や、効果の検証などを進めるとともに、企業版ふるさと納税制度など新たな手法の活用も検討します。

*自治基本条例の推進

【これまでの取組と今後の方針】

平成28年に条例制定し、自治意識の醸成を図るため啓発活動の取組と地域内分権の取組を推進するため、地域内分権の実地での検証を目的とした地域づくりモデル事業を展開してきました。特に、北会津・河東・湊地区における地域づくり活動の取組が広がりをみせ、永和地区や大戸地区においても公民館を拠点に地域の課題解決と活性化に向けた活動が始まってきています。

地域住民を主体とした自主自立のまちづくりを進めていくため、今後も引き続き、本市の実情にあった「地域のことを自ら考えて実行できる『地域内分権』の仕組み」や支援のあり方などを検討していきます。

*職員管理

【これまでの取組】

職員の任用等の基礎となる人事評価制度を適正に運用するとともに、第3次人材育成基本方針を策定し、計画的な職員の人材育成に取り組んできました。また、社会情勢の変化や新たな行政課題により効果的かつ効率的に対応できるよう、下水道事業の公営企業会計移行に伴う上下水道局の新設や建設部の再編など、最適な行政機構の整備に取り組んできました。さらに、有為な人材の確保に向け、大卒程度試験における東京会場の追加や高短卒程度試験における土木職の募集など、受験者の確保に取り組むとともに、長時間労働を是正し、職員一人ひとりが性別に関係なく活躍できるよう働き方改革を推進してきました。

【今後の方針】

職員一人ひとりのレベルアップを実現するため、人事評価制度の適正な運用を行いながら、計画的かつ体系的に職員の研修事業を推進していきます。また、より効果的かつ効率的に業務を遂行できる行政機構の実現に向けた検討を進め、最適な行政機構の整備に取り組むとともに、職員採用試験について絶えず点検し、改善を図りながら、より有為な人材の確保に取り組んでいきます。さらに、職員の意識改革を図りながら、より良い働き方を実現するため、業務のあり方や進め方の見直しに取り組んでいきます。

*会計管理に関する業務

【これまでの取組と今後の方針】

収入管理業務においては、フロッピーディスクの製造中止に伴う口座振替データの保存媒体の変更

が契機となり、迅速かつ正確に収入金額を確定するための効率的な会計処理が求められたことから、市と金融機関との市の収入に関する口座振替データの受け渡し方法を、主としてより安全な伝達方式であるデータ伝送システムの運用に移行しました。

今後も、法令に基づく適正で迅速な会計処理と安全で効率的な公金管理、収入管理を継続するとともに、ICT等の新しい技術の活用を調査研究し、さらなる事務改善や省力化に向けて取り組んでいきます。

***監査・審査・検査業務**

【これまでの取組と今後の方針】

多様化する社会や市民ニーズに対し事務事業や市民サービスの変革が求められるなか、監査する側においても監査機能の充実強化が求められており、その方策について絶えず調査・研究を行ってきました。公平で合理的かつ能率的な行政運営のため、令和2年4月に改正した本市の監査基準に基づき「定期監査」「例月現金出納検査」「決算審査」「健全化判断比率等審査」など、例年行っている監査のほか、社会情勢への本市の対応などを注視し、必要に応じて「財政援助団体等に対する監査」や「工事監査」「行政監査」を実施し、また、監査の基幹ともいべき定期監査については、従来、2年半で全部局を監査していましたが、平成28年度からは、事業を抽出することにより1年で全部局を監査してきたところです。加えて指定管理者を対象にした財政援助団体等監査については、平成30年度までに全対象の監査を終了したことから、令和元年度からは、新たに市が負担金等を支出している実行委員会や協議会を対象に監査を行うなど、監査機能の充実を図り、さらに、これら監査の結果については、ホームページ等で公表を行うとともに、監査について、より多くの市民に知って頂くために、「年間監査計画」の公表を行ってきました。

これからの5年間についても、監査対象を見極めながら、それらに応じた適切な監査を行うことはもとより、単に違法性や不正の指摘にとどまることなく、指導、提案などに重きを置き、今後の改善につなげていけるような監査を心がけ取り組んでいきます。

***監査機能の強化、専門性の向上に資する調査研究**

【これまでの取組と今後の方針】

監査機能の強化、専門性の向上による監査の品質を確保するため、職員の外部研修への参加のみならず、内部研修の実施についても充実を図ってきました。今般の新型コロナウイルス感染症の影響下においては、外部研修の派遣の機会は少なくなっていますが、今後は東北都市監査委員会や外部研修機関のオンラインによる研修等の機会を積極的に活用し、職員の監査能力の向上に努めていきます。

また、大規模な工事や注目度の高い工事を対象とした随時監査(工事監査)では技術士を活用し、より専門性の高い知見からの監査を行ってきました。こうした専門性の高い知見が必要な監査は、下水道事業における公営企業会計の導入など、市の事業・システム等の変革に応じて、その機会が増えてくるものと認識しており、今後の課題として検討していきます。



◆施策 3 行政サービスの最適化と利便性向上

行政事務について、ICT を有効に活用するとともに、事務の透明性を確保しながら、より一層効率的で的確な執行に努め、行政サービスの最適化を目指します。窓口等における各種行政手続においても、サービスの向上に向けた取組を検証しながら、ICT の利活用による迅速化や、民間サービスとの連携などによる利便性の向上を進めます。加えて、ICT の活用にあたっては、必要な情報セキュリティ対策を講じます。

*スマートシティ会津若松推進事業

【これまでの取組と今後の方針】

第7次総合計画全体をつらぬくまちづくりのコンセプトの一つである本事業を通じて、健康や福祉、教育、防災、エネルギー、交通、環境、農業、観光など生活を取り巻く様々な分野で、情報通信技術 (ICT) や環境技術ツールとして活用し、新たなしごと・雇用の創出、生活の利便性向上、まちの見える化に取り組んできました。なかでも、平成 31 年4月に開所した ICT オフィス「スマートシティ AiCT」には、令和3年3月末現在で首都圏等から機能移転を行った ICT 関連企業計 31 社が入居し、400 人超が在籍 (予定含む) するなど、アナリティクス・ICT 関連産業の集積などには大きな成果がありました。

また、こうした取組について、市民への周知に努めてきた結果、「スマートシティ会津若松」の取組への市民の認知度も向上しただけでなく、より多くの企業や大学等の研究機関、他自治体の方々に対して PR することにより、交流人口の拡大にもつなげてきました。

さらに、令和2年度から3年度にかけて国が地方自治体を対象に公募を行った「スーパーシティ」構想については、市と事業を行う連携事業者を選定し、連携事業者との調整や協議を経て、令和3年4月に国に提案書を提出しました。この間、市民との合意形成に向け、意見交換会やタウンミーティングの開催、市政だよりでの広報、「スーパーシティ」構想に関する意見募集などを通じて、市民の理解を深めてきました。

本事業については、まちづくり全般に関わる多様かつ広範なものであり、その推進にあたっては、市民の皆様理解を深めていただくことが重要であるため、その目的や具体的な内容などについて、引き続き、分かり易い周知に努めます。また、ICT を活用した利便性、快適性の向上につながることを実感していただくことが、理解を深める上でも有効な手段であることから、母子健康情報サービスや、AI (人工知能) を活用した市政情報の問い合わせサービスなど、生活で必要となるサービスなどのほか、農業や観光、医療、交通分野など様々な分野においてスマートシティを体感できるよう、先端的な取組の検討・拡充に努めます。あわせて、本市の取組の先進性を他地域にも PR することで、交流人口拡大や新たな実証事業の誘致、ひいては関連産業の誘致にもつながってくることから、PR 活動の場を広げていきます。

「スーパーシティ」構想で国に提案した様々なサービスの実装に向け、連携事業者をはじめとして、会津大学、地域企業、AiCT 入居企業等との連携をさらに強化し、これまでの「スマートシティ会津若松」の取組の経験や実績を発展・深化させることで、既存の規制に捉われない先進的な取組を充実させ、地域経済基盤の強化と市民一人ひとりの Well-Being (個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態であること) の向上を図るとともに、デジタル時代における地方創生のモ

デル都市となることを目指す「スーパーシティ」構想の推進にあたっては、引き続き、タウンミーティングを開催するなど、「スーパーシティ」構想への市民の理解促進を図るとともに、地域企業や地域関連団体等も含め、市民や関係者の意見・意向等を踏まえながら、取組を進めます。

***庁舎管理**

【これまでの取組と今後の方針】

来庁者及び職員の安全確保、利便性の向上及び執務環境の向上を図るため、日常点検や定期点検を通して事故の未然防止に努めてきました。また、施設・設備等の改修に当たっては、年次計画を立てながら計画的な修繕に努めてきたところであり、引き続き、庁舎整備事業との連携を図りながら、適切な庁舎管理に努めていきます。

***ふるさと寄附金**

【これまでの取組と今後の方針】

平成20年度の制度創設以来、鶴ヶ城の整備や本市のまちづくりなど寄附者の善意を活かした取組を行ってきたところであり、民間事業者からの提案を活用した返礼品の拡充や、クレジット納付等の導入による寄附金の納付利便性の向上を図ってきました。

今後とも、ふるさと納税制度については、国による制度内容を遵守した上で、本市の更なるPRや地域活性化の視点を踏まえ、寄附歳入の確保に向けて継続して取り組みます。

***入札・契約事務**

【これまでの取組と今後の方針】

入札・契約事務については、関係法令等に基づいた適正な執行に努めるとともに、令和2年度から、学識経験者等による「会津若松市入札等に関する有識者会議」を開催し、透明性の更なる向上、客観性の確保に取り組んできました。

引き続き関係法令等の規定に基づいた入札契約手続の適正な執行、競争性、透明性、公平性のより一層の確保を図るために必要な取組を行っていきます。

***公共工事の品質確保**

【これまでの取組と今後の方針】

公共工事の品質の確保に向けては、適正な設計、積算やダンピング受注の防止、発注・施工時期の平準化等の各種取組を行うとともに、前年度の工事成績評価において高評価を獲得した工事から優良工事を選定して表彰することにより、受注者の施工意欲、施工技術の向上を図ってきました。

今後においても、将来にわたって公共工事の品質の確保が図られるよう、公共工事の品質確保の促進に関する法律の理念に基づく工事の発注や、優良建設工事表彰を実施していきます。

***仮庁舎の整備**

【これまでの取組と今後の方針】

庁舎整備事業に伴って必要となる仮庁舎の整備について、仮庁舎期間中も市民サービスの維持向上が図られるよう、また、暫定的な措置であることを踏まえ必要最小限の整備を基本とした、仮庁舎の

整備に係る基本的事項(行政機能の配置、施設や設備等の整備、スケジュールなど)について、庁内検討会議等を通じて協議調整しながら取りまとめた上で、仮庁舎として使用する施設の改修工事、設備の移設等を進めているところであります。

今後とも、庁舎整備事業の進捗状況を踏まえながら、市民周知を図り、令和4年5月の仮庁舎使用開始に向けて、施設改修工事、設備移設及び引越しに着実に取り組んでいきます。また、来庁者等の駐車場として現庁舎駐車場に加えて民間駐車場を活用するなど必要な駐車台数を確保していくとともに、仮庁舎期間中であっても市民サービスの維持向上が図られるよう、仮庁舎の運用を行っていきます。

***文書事務**

【これまでの取組と今後の方針】

仮庁舎及び新庁舎への移転を見据え、更なる文書管理の適正化と電子化の推進を図るため、令和2年度末に文書管理ガイドラインを策定したところであり、当該ガイドラインに基づき、適切な庁内運用に取り組むとともに、電子決裁を拡大し、紙文書の削減を進めているところであります。

また、行政手続における申請書等への押印見直しを行い、行政手続の簡素化と市民や事業者の利便性向上を図ったところであり、行政内部の手続における押印についても見直しを進め、事務の効率化と電子化の推進を図っていきます。

今後引き続き、事務の効率化、紙文書の削減等に向け、適正な文書管理と文書の電子化に取り組んでいきます。

***各種手続における市民の利便性の向上**

【これまでの取組と今後の方針】

コンビニエンスストアでの住民票等の自動交付サービスや、市役所窓口におけるタブレットを活用した各種証明書等の交付など、ICT活用による利便性向上や手続きの迅速化を図ったほか、個人番号カードについては、令和元年度に「マイナンバーカード交付円滑化計画」を策定し、市民課窓口での申請支援サービス提供などを通じ、その普及拡大に取り組んできました。とりわけ、住所変更の多い3～4月には休日開庁や平日開庁時間延長を実施するなど、市民サービス向上に努めてきました。

引き続き、個人情報保護の安全対策に万全を期すとともに、今後、多用途が予定されているマイナンバーカードの普及促進や、ICTを活用したサービスの利用促進に努めながら、窓口業務の利便性向上や効率化を図り、更なる市民サービスの向上に取り組んでまいります。

***斎場運営**

【これまでの取組と今後の方針】

斎場の安定的かつ持続的な運営管理に向けては、平成29年度に「斎場火葬炉設備長寿命化方針」を策定し、計画的な補修等を行いながら施設の維持保全に努めてきたところであり、さらには、平成31年度からは火葬収骨業務等を民間事業者へ委託するとともに、令和2年5月に新型コロナウイルス感染症対策に関する対策方針を定めるなど、安定的な施設運営を図ってまいりました。

引き続き、計画的な補修や業務委託等により安定的な施設運営に努めるとともに、施設老朽化の進展や増加が見込まれる火葬需要に対応するため、将来的な施設更新に向けた整備方法等の検討を進めてまいります。

*議会改革の推進

【これまでの取組と今後の方針】

議会基本条例及び議員政治倫理条例に基づき、市民参加を基軸とした政策サイクルの確立と実践によって積極的な政策形成を行い、まちづくりに貢献していくといった取組が着実に進んでいるところです。

特に広報広聴機能の充実及び議会活動の見える化の推進に向けて、市民との意見交換会をはじめ、本会議及び常任委員会の会議録の検索・閲覧、本会議のインターネットライブ中継、「見て知って参加するための手引書～会津若松市議会白書～」の作成に継続して取り組んできました。

引き続き、議会基本条例の基本理念である「市民の負託に応える合議体たる議会づくり」をめざし、市民に開かれた議会運営を推進するとともに、市民参加の機会の拡充や政策提案・政策立案機能の強化、市政運営の監視・評価などの取組により、さらなる議会改革を推進していきます。

◆施策 4 広域行政の推進



将来に向けて魅力ある会津地方を創っていくため、広域的な取組により、より効率的で効果的なサービスが提供できる行政事務を進めます。広域的な諸課題について、会津地方をはじめ、国や県、県内外の自治体や事業者との連携を強化しながら取組を進めます。

*周辺市町村との広域的な取組

【これまでの取組と今後の方針】

近隣市町村と共同で対応することが効率的かつ効果的である消防、ゴミ処理など、一部事務組合等の事業に対して、負担金を支出し、広域的な事務処理を行ってきました。

今後も、一部事務組合の適切な運営により、地域住民の方々へのサービスを維持していきます。

*広域的課題の解決

【これまでの取組と今後の方針】

会津地方の急速かつ計画的な開発を促進するため、各市町村により国・県等に対して地域課題への対応に関する要望を行い、その解決を図ってきました。

全会津 17 市町村が一体となった要望活動を行うことは、市町村単位で実施するよりもアピール力が強く有効であるため、今後も、各市町村及び関係団体との連携を深め、会津の一体的な発展を図っていきます。

目指す姿

社会の変化に対応した財政運営と、適正な税收の確保により、将来にわたって持続可能で安定的な行財政基盤が構築されたまち

◆施策1 健全な財政運営



中期的な財政見通しに基づき、市債発行額の管理による実質公債費比率の低減、財政調整基金の安定的な確保、総人件費等の義務的経費の圧縮などをはじめとした行財政改革を継続し、健全で持続可能な財政基盤を確立します。

*中期財政見通し・公債費負担適正化計画の進行管理

【これまでの取組と今後の方針】

これまで、次年度以降3年間の、市税をはじめとする歳入及び投資的経費等の歳出を推計した中期財政見通しを作成し、総枠配分方式による予算編成、市債の適正管理など、財政規律を堅持した財政運営を行ってきました。

今後においても、大型事業の実施や新型コロナウイルス感染症対策の動向をはじめ、社会経済情勢を踏まえた財政運営のベースとして中期財政見通しを作成し、総枠配分方式による予算編成を継続します。また、今後必要となる公共施設の整備等に係る優先順位を検討しながら、実質的な後年度負担を重視した令和4年度からの新たな市債管理の方針により、将来に向けて必要な公共投資と健全な財政運営との両立を図ります。

*財政調整基金の適正な運用

【これまでの取組と今後の方針】

財政調整基金は、平成29年度から令和元年度まで基金への確実な積立を行い、目標とする残高である標準財政規模の概ね10%を確保し、災害等の不測の事態に対応できる財政状況を確保しながら、年度間の財源調整としての機能を生かした市民サービス確保の財源として適正に運用してきました。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策経費等への活用により、基金残高は大きく減少し、厳しい状況となっていますが、今後においても、不測の事態や市民サービスに対応できる財政状況を確保できるよう、標準財政規模の10%を安定的に確保することを目標としながら、一定の残高確保に努めます。

◆施策 2 税収の確保



税に関する意識の向上と情報の発信を行いながら、適正な課税・徴税を行い、持続可能な行財政運営の基盤となる税収の確保を図ります。また、税務申告等の手続の簡素化、民間サービスやインターネットを活用した納税環境の整備・充実を進めます。

*税収の確保

【これまでの取組と今後の方針】

市税の課税については、課税手続の効率化と納税者の利便性の向上を図るため、電子申告システム（「eLTAX」(エルタックス)）の整備や利用拡大、マイナンバーを利用した各種情報連携、固定資産課税台帳の電子化への着手など、課税事務の電子化に取り組んできたところです。

また、納税環境の整備については、地方税共通納税システムやインターネット納付システム等の電子納税への対応を行うことで、納税者の利便性向上を図るとともに、ファイナンシャルプランナーなどの納税等相談専門員を活用し、納税困難者の多重債務等の課題解決にもつながる丁寧な相談を実施してきました。

今後についても、電子化に対応した課税事務のシステム改修や納税方法の導入を進めるなど、適正な課税と納税者の利便性向上の取組を継続し、持続可能な行財政運営の基盤となる税収の確保に努めていきます。

2 外部評価委員会からの意見

令和3年11月9日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市外部評価委員会

委員長 平澤 賢一

会津若松市第7次総合計画における中間評価の意見について

会津若松市外部評価委員会では、会津若松市第7次総合計画の政策分野ごとの重要業績評価指標等の達成状況、検証と今後の見込みの観点について、市民目線、専門的視点により意見交換や質疑応答を実施しました。

その結果、社会経済状況や、今般の新型コロナウイルス感染症などの要因により、進捗に遅れが見られた事業が一部に見られたものの、着実に進んでいる取組が多くを占めており、第7次総合計画の全体的な取組は、同計画の基本構想に掲げる「まちづくりのビジョン」及び「まちづくりのコンセプト」の実現へ向けた進捗が認められました。

今後、市においては、次年度以降の取組の深化や改善、さらに、本総合計画の実施計画として位置づける個別計画等の改訂や次期総合計画の策定にあたり、市民及び当委員会の意見等を十分に尊重し、活用していくことを望みます。

<外部評価委員>

平澤 賢一 (会津大学短期大学部産業情報学科教授)
酒井 靖子 (東北税理士会会津若松支部)
中村 達也 (福島県司法書士会会津支部)
猪井 郁 (男女協働参画団体)
西本 真理子 (公募市民)
佐藤 悠介 (公募市民)
武藤 藍 (公募市民)

3 市民意見の聴取(タウンミーティング)

(1)趣旨

令和3年度は第7次総合計画の計画期間の5年が経過することから、これまでの取り組みの進捗状況などを市長が報告し、理解を深めてもらうとともに、意見を今後の取組に反映していくことを目的とする。

(2)概要

- ①名称 「第7次総合計画の前期の取組に関するタウンミーティング」
- ②日時 令和3年10月26日(火)18時30分～20時
- ③会場 会津若松市生涯学習総合センター 3階 研修室2、3
- ④参加者 市民及び市内通勤、通学の方 51名（うち男性 42名、女性 9名）
- ⑤プログラム
 - 1) 第7次総合計画の前期の取組
 - 2) 意見交換

(3)市民の意見等

参加者 51名中、43名（回答率 84.3%）の方に意見、提案をいただきました。

■参加者アンケート結果

① 前期の取組のうち、評価できる施策、事業

項目	主な意見等の内容	年代/性別
市政全般	医療福祉に携わる立場から、高齢福祉分野に焦点が移り易い為、行政全般の政策を知る目的で参加致しました。子育て支援から教育環境の整備、農業・ICT等の働く場の創出まで、数値化(KPI)を以って説明いただき進捗度がよく理解できました(財政バランスを含めて)。スーパーシティ構想が採択されますことを第一に望みます。子供や高齢者をはじめ市民が、日常使い易く実用的なデジタル環境を望みます。	60代/男性
	様々な評価について、例えば議会の立場や区長会などによる評価が欲しい。	60代/男性
	1、スマートアグリ事業。2、待機児童ゼロ。3、スマートシティ AiCT	70代/男性
	子育て、教育、スマートシティ	50代/男性
	総合計画の折り返しとなり、5年間の実績理解できた	60代/女性
	詳細の評価がわからないので判断できない	50代/男性
	数多くの取り組みの現時点での状況がよくわかりました。	60代/男性
	市の積極的な取り組みが分かりました。市長さんの分かりやすい説明に感謝します。	60代/男性
	実施している事が評価できると思います。市民の声に耳を傾けていただけたらと思います。	50代/男性

未来につながる ひとづくり	教育環境の向上→トイレの様式化、エアコンの設置、電子黒板、タブレット 端末の導入。	40代/男性
	全般	60代/男性
	子育て環境の充実	60代/男性
	子ども医療費無料化(一部病院によってはかかる)。	30代/男性
	「1、未来につながるひとづくり」が欠かせないと思われま	70代/男性
強みを活か すしごとづく り	一流のIT企業が集積した事は素晴らしい。これまでの会津では中々想像し づらい事だと思う。	30代/男性
	スマートシティ、スマートシティ AiCT	30代/女性 ほか5名
	強みを活かすしごとづくり、生産者の所得確保と農業の持続的発展のため に、あいづの新ブランド米、会津産農産物のブランド化。	60代/男性
	スマートシティ AiCT、新ブランド米、国道118号若松西バイパス	50代/男性
安心、共生の くらしづくり	ICTへの取組、これからの未来に希望が持てる。	30代/男性
	*郡部として、人口減でも心の豊かな生活ができること。互助の必要な地域 での生活(高齢・独居の%が多くなるので)。	60代/男性
安全、快適な 基盤づくり	移動の利便性のため→若松西バイパスの整備	40代/男性
	除雪車運行システム	50代/不明
豊かで魅力 ある地域づく り	若松西バイパスの整備	70代/不明
	市債残高の低下	50代/男性
	新庁舎の実現について評価します。	70代/女性

② 今後のまちづくりにおいて重要な施策、事業

項目	主な意見の内容	年代・性別
市政全般	1、防災の推進。2、コロナワクチン3回目期待。	70代/男性
	*教育*子育て*地域づくり*介護予防	30代/男性
	人口を増やす施策	50代/男性
	教育、子育て、食・農業	40代/男性
	産業振興、自然文化、共生	50代/男性
	今後5年どのように進めるのか楽しみです。特に市民が参加できる施策を 具体的に示してほしい。	60代/女性
	ひとづくり、仕事づくり、住む場所づくり	50代/男性
未来につなぐ ひとづくり	市民が健康で元気にくらせる町づくり。住民が楽しみながら継続できる環 境を作してほしい。	50代/男性
	東京で行っているビヨンド・トゥモローのように、貧しい子や養児施設の子た ちが、意見を出し合い、社会的に弱い立場にある若者を支援しているような 支援を行ってみたいらどうですか？	10代/男性
	出生数を高めるため、婚活イベント。バツイチの方も多いため、お子さんも 保育士を派遣するなどし、イベントを開催しましょう。固くなく、楽しいイベ ントを企画したいです。サッカー場にナイターを作りましょう。	40代/女性
	残り5年の中で、人づくり、地域づくり。	60代/男性
	未来のための子どもたちについて、市の中でもう少し勉強した方がいいと 思います。今必要な事、これから必要になる事、物を渡せばいいではなく、 なぜそれが必要で今なのか、これからなぜ必要になるかを、子どもの人数 がいる家庭とひとりふたりとでは違うと思いますので、そのへんを理解して 政策に転用してもらえればと思います。自分の思う事はべつでいっていき たいと思います。	30代/男性
今後の市政として「1、未来につながるひとづくり」が欠かせないと思われま す。	70代/男性	
強みを活か すしごとづく り	集結したIT企業と上手に連携し、地域の発展に生かせるかどうかを今後数 年は重要だと考える。	30代/男性
	現在世界的に半導体需要が高まっている中、もう一度半導体企業の誘致に 尽力をしてみれば。市中に大型商業施設をもっと積極的に行ってほしい。	50代/男性

	多くの人が集まれる大型店を誘致して、他県に買物に行かなくてもよい施策を考えてほしい。	70代/男性
	地元企業を生かしたまちづくり、最近、県外の企業の台頭が目につき、地元企業への長い目での影響がある。	30代/男性
安心、共生の くらしづくり	*郡部として、人口減でも心の豊かな生活ができること。互助の必要な地域での生活(高齢・独居の%が多くなるので)。	60代/男性
	健康寿命、地域活性化	40代/女性
	元気な高齢者の社会参加を進める。	50代/男性
	全般	60代/男性
	ゴミをへらしていく努力を市民総力で実施しなくては実現しない。周知させる必要があると思う。	70代/女性
安全、快適な 基盤づくり	*会津若松駅前周辺整備。	60代/男性
	*市内観光エリアの歩道整備＝観光客が安全歩行の為。	
	移動の利便性のため→若松北バイパスの開通	40代/男性
	除雪と排雪の充実。不動川に排雪することも考慮してほしい。緑地公園を排雪場所に。	60代/男性
豊かで魅力 ある地域づく り	ICT への取り組み、あとはそれを使いこなす市民への周知、使い方の普及。	30代/男性
	スマートシティ AiCTができたことで地域も活性できるのではと思います。若者が盛り上げる場所が増えると良いです。	40代/女性
	スーパーシティ構想	50代/男性

③ その他、全体を通して

項目	主な意見の内容	年代・性別
新型コロナウイルス感染症	新型コロナの感染拡大に際して、スマホに市長メッセージが表示されることが、市民の立場でとても有益でした。引き続き市民に寄り添う情報の伝達を宜しく願い申し上げます。	60代/男性
県立病院跡地活用	県立病院跡地は、コンパクトシティに沿った子育て支援や高齢者の健康増進など、市民が集い易い複合施設を市民の立場で希望致します。AiCT との連携によるデジタル促進施設としても役割を期待します。	60代/男性
庁舎整備	市民サービスの提供のため、2Fのわたり廊下の通路をつけてほしい。	70代/不明
	新庁舎は、会津の街のあり様を決める重要な事業だと思うので、街づくり・観光・デジタル行政・自然エネルギー・SDGs などの様々な観点からの効果を考えて進めて頂きたい。	30代/男性
道の駅	「道の駅」を国道 118 号、大戸地区に整備して頂きたい。	60代/男性
高齢福祉	高齢者サロンマップの作製、リンクワーカーの育成、介護をした(自宅で)場合の補助金	30代/男性
地域活性化	地域活性のために盛り上げていきたいと思ひます。会津から全国へと沢山の方々より SNS にて注目をいただいています。奇抜な仮装ではありませんが、笑顔あふれる活動をがんばっていきます。Oniko(おにこ)をよろしくお願ひします。	40代/女性
町名	町名変更をもっと進めていただきたい	50代/男性
スーパーシ ティ構想	スーパーシティ構想の推進	50代/男性
	ICT の件、AiCTビルの満室ということで量的には目的を達成していると思ひますが、市が求めているものに対してうまく機能しているのか？(質の部分)を知りたいと思ひました。また、スーパーシティ構想以降の展開を知りたいと思ひました。	30代/男性
ふるさと納税	ふるさと納税に於ける返礼品について、「会津に税金を納めたいが、返礼品がつまらないので他の県に収めました」といった話をきく事があるので、返礼品を変える事は出来るか？	70代/女性
タウンミー ティング	この催しをもっと地区単位で行って欲しい。	70代/男性
	初めての参加でしたが、室井市長が自ら説明し、市民に対する質問について丁寧に回答していて、非常に好感を持つことができました。引き続きリーダーシップを発揮して取組を進めていただきたいです。	40代/男性

	とても楽しかった(色々な意見)	50代/男性
	全体として有意義なミーティングでした。	60代/男性
	このような機会を今後も継続してお願いしたい。	50代/男性
前期の取組	内部評価であり、目標に対して達成率については懐疑的。 外部評価や目標変更についても行うべきと考える。	60代/男性
	今後期待しています。	60代/男性
	計画性、せめて10年スパンで実現するための具体的な施策がほしかった。	60代/男性
	市長はやってると思います。がんばってほしいです。	30代/男性
	おおむね事業の進捗が理解できている。駅前の夜間が暗すぎます。会津若松駅通路へのスポットライトで照らす事はすぐにできそうですが。	70代/不明
	理解が進んで良かったです。いろいろと意見はありますが、生活安全面できず今後検討して頂きたい事の1つに、生活道路の改善があります。メイン道路以外の各地域の道路は、まだまだ「ふた」のない側溝・段差と大変多いので、観光都市の面からもぜひ取り組んで頂きたいと思います。	70代/男性
	質問・問い合わせ等が大半で、今後に対する意見・提案と受け取れる事項が…。開催されるまでの市民への説明等の手段方法を配慮考慮され、大上段からでなくても市民が取り組める提案等が出しやすい環境づくりが必要なのではなかったのかと感じられました。	70代/男性
	全国でも住みたいまちランキング上位の高い町は、歴史・利便性・季節感・ビジネス・安心度などのキーワードがあります。会津若松市はその要素を兼ね備えていると思います。しかし、その素材を生かしきれてないと思います。いろいろな施策の中から、人口減少を解消し、活気ある、住んで楽しい町を目指し、人口増・観光客増等を軸に住みたいまちランキングアップを目指すべきと考えます。	60代/男性
	(街並み) 日本の有名な観光地、フランス・イタリア・アメリカ等の有名な街並みは共通して統一された街並みの美しさがあります。その面からは、会津若松市は七日町通りが統一されたコンセプトのもと、美しい街並みは作られてよい形になっています。しかし、大町通り、神明通りは道路などインフラ面では整備されましたが、商店街はそれぞれ昔のままの姿であり、集客力が弱く、郊外の駐車場の広い大型店へ流れ、空洞化が進んでいます。例えば、大町通りは漆器の町・民具や木綿の町としての再構築、神明通りは衣服・食・遊ぶ町としての再構築を官民連携で進めるべきかと思っています。	60代/男性
	(歩いて楽しい町中) 地域住民、修学旅行生が買い物や散歩・通勤・通学での移動において、歩いて楽しい町中を作るため、メイン通り以外の小道の舗装化(場所によっては石畳)、側溝の整備(歩道の拡幅と転落危険除去)が必要と感じます。日々の生活においては、生活道路は重要であり、安心して暮らせるための基本であると思います。	
	(中心市街地の駐車場無料化での集客) 買い物に行くのに駐車場がないかあっても有料となれば、車社会の今郊外の無料駐車場のある大型店に足が向くのは、やむを得ない実態かと思えます。街並みの施策の中で、無料駐車場を整備し、気楽に買い物ができる環境を整えることで、空洞化を解消すべきと考えます。駐車場無料化は実際には費用面で抵抗が大きいと思いますが、官民連携で解決していくべきかと思えます。	
	(空き家対策による環境整備) 国交省「ランドバンク」という施策が来年度からスタートするとの事ですが、所有者の解体費、税負担面からなかなか進まない状況を打開するため、この制度活用でこれも官民連携で解決していければと思います。	

■会場での主な意見等

項目	主な意見の内容	回答
県立病院跡地利活用	整備の時期的なスケジュールはあるのか。	現時点でお示しするのは難しい。これまで様々な意見はいただいた。基本構想の中では子ども・子育て機能を主として9つの機能を備えた施設等がまとめられた。今後、民間活力等も含めた整備手法も検討していく。
	商工会議所のアンケート調査結果をどのように認識しているのか。	新聞報道での内容は確認したが、具体的な調査結果は提示されていない。様々なご意見はあると認識している。
歴史、文化的施設の保存	多くの歴史的、文化的資産がある。本市は歴史のあるまちであったことを後世へ伝えることも必要だ。保存や継承についての考えは。	歴史的資源など貴重な財産は全て残したいが、残すことが良いものなのか、私たちが生活していく場も必要である。難しい判断で現実には全て残すことは厳しい。調査したうえで、本などの記録として残していることも理解いただきたい。
新庁舎	新庁舎に地下を活用してはどうか。(地下通路でつなぐなど)	新庁舎はほとんどの機能が集約される。本庁舎の旧館を活用していくため、耐震、免震構造の整備が必要であり、地下の活用はできない。市民の皆様の利便性向上に配慮していく。
結婚支援	出生率が低を懸念。再婚を希望する方で出会いを求めている方も多くいる。結婚支援を実施していきたいと考えているため、市としても協力してほしい。	積極的に実施していただきたい。
ひとり親家庭への支援	父子家庭への支援はあるのか。	ひとり親家庭医療費の支援など、父子家庭への支援もおこなっている。
児童手当	過去に児童手当が月額6万円※支給された時があった。子育て家庭は経済的な負担が大きい、手当の拡充をお願いしたい。	過去の給付額は把握していなかった。調査したい。 ※過去の実績を確認しましたが、月額6万円の給付はありませんでした。
防災ガイドブック	防災情報については、毎年更新されるため、ガイドブックも更新されるとありがたい。	民間事業者が作成しているため、今後要望したい。ハザードマップで事前に確認するなど備えてほしい。
防災メール	気象庁は災害の警戒レベルの判断基準を変更した。エリアメールも活用しているが、判断に苦慮している。	各自でマイタイムラインを活用し、災害時の行動について確認していただきたい。 水害などの対応できない災害もある。自らの行動確認をお願いしたい。
雪対策	除雪車運行システムのGPS搭載機の費用として337台分、1,616万円とあるが、1台あたり47万円※となる。高い費用なのか。	除雪の見える化が図られることはもとより、国へ報告する運行実績が分単位で把握、報告できることになり、交付金等の手続もスムーズになる。 ※正確には47,952円となります。
	町内の除雪は道路わきに積み上げるなどしているが、緑地の活用などの工夫してほしい。	危ない箇所の情報提供をお願いしたい。雪の積み方などの情報も提供していく。
新型コロナウイルス感染症対策	ワクチン接種の3回目は8か月経過してからとの説明だが、報道では6か月ともある。	ワクチンは国から提供されている。データの提供、根拠など、国の方針に従い実施していく。速やかな市民への周知、不安払しょくに努めていく。

4 第7次総合計画とSDGs

本市においては、第7次総合計画に基づくまちづくりを進めることが、SDGs(持続可能な開発目標)の推進にも寄与するものであり、各種計画の策定・改訂時においては、SDGs の17 目標を明記し、さらに今年度より行政評価においては、主要事業と 169 のターゲットとの関連性を明記しています。

また、国や有識者は、SDGs を活用することは、人口減少や高齢化などの自治体が抱える様々な行政課題の解決に寄与し、地域の持続可能性を高める「地方創生」の実現や、政策や施策のアップデートにつながっていくものであるとしています。

第7次総合計画中間評価を機会として、本市における SDGs の活用状況と施策と SDGs 関係や理解度を高め、さらに、まちづくりを進めるパートナーである、市民や事業者への SDGs を周知・啓発を目的に、SDGs をテーマにした企画展を開催しました。

(1)市の施策とSDGs の関係を示した企画展の開催

①開催期間 令和3年 11月1日(月)から 11月14日(日)まで

②展示場所 ・市民課掲示場

・生涯学習総合センター1階 エレベーター前

・会津図書館内

※会津図書館では、期間中から 1 か月程度の間に関連書籍の企画コーナーを設け、利用者の理解促進を図りました。

③展示内容 ・SDGsの概要

・SDGsの達成に寄与している市の取組事例の紹介 など

(次ページ以降に企画展の内容を掲載しています)

④企画展の様子



エス ディー ジー ズ
S D G s って何？

国連に加盟する193のすべての国が賛同して採択された、世界共通の開発目標です。

「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現のため17の目標を定め、2030年までの達成を目指しています。

SDGs…

Sustainable Development Goals

「持続可能な開発目標」の略

会津若松市は、「市第7次総合計画」に基づくまちづくりを進めることで、SDGsの達成に取り組んでいます。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「SDGsは国連が決めたことで、壮大すぎてわからない」と思っていますか？

そんなことはありません。

「ごみを分別する」、「地域のお祭りに参加する」、「木を植える」…すでに皆さんが日常生活の中で、実践していることもSDGsのひとつです。

私たちの日々の行動の積み重ねが、世界を変える大きな力につながっています。さあ、一緒に行動してみましょう！

職員もSDGsへの理解を深めています

市では、先進自治体を講師に招いた研修や、ワークショップを開催し、職員のSDGsへの理解を深めています。

職員ワークショップの様子→





SDGs に貢献する会津若松市の取組

ユニバーサルデザインの推進



など

年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人の多様な人格や個性が尊重され、誰もが主体的に社会に参加・参画し、いきいきと暮らすことのできるユニバーサル社会（共生社会）の実現に向けた取組を推進しています。

ユニバーサルデザインとは・・・
「はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計する」という考え方

例えば・・・
・段差のない道路
→車椅子やベビーカーなどでも安全に走行できる
・高さが異なる手すり
→背が低い人でも、高い人でも使いやすい



みんなのまちのユニバーサルデザインを探してみよう!



会津若松市ユニバーサルデザインキャラクター「ゆにばくくん」

会津若松市ユニバーサルデザインキャラクター「ゆにばくくん」

～わたしたちにできること～

まずは身近な人へのあいさつから始まるコミュニケーションを通じて、多様な人の個性を知り、お互いの意思を尊重する意識づくりからはじめてみましょう。誰もが個性を認められることで、不平等をなくし、すべての人が住み続けられるまちづくりにつながります。

問合せ 協働・男女参画室 0242-39-1405

男女共同参画の推進



など

男女が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、意識づくりや社会環境づくりに取り組んでいます。



男女共同参画都市宣言20周年記念事業

～わたしたちにできること～

家庭、地域、学校、職場等の身近なところから、男女共生の意識づくりを始めてみましょう。こうした一人ひとりの意識が「男だから」や「女だから」といった従来の固定化された社会の仕組みを変える第一歩になります！

問合せ 協働・男女参画室 0242-39-1405



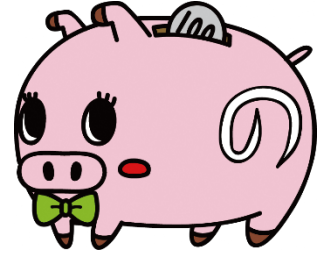
SDGs に貢献する会津若松市の取組



など

適正な課税と納税

市の歳入の根幹である市税を適正に課税するため、電子申告システム（eLTAX）の利用や各種申告手続の電子化を推進し、納税者の利便性の向上を図ります。あわせて、納付方法の拡充や納税が困難な方への相談を行っています。



NOZEI友の会キャラクター 貯金箱展あんない係
「ゼンノウくん」 「のぶた」

～わたしたちにできること～

税の申告は年々電子化が進んでいます。いつでも、どこでも利用可能なインターネットを活用して、迅速かつ安全に税の申告納税をしましょう。

あわせて、納め忘れのない「口座振替」を利用しませんか。

問合せ 税務課 0242-39-1222 納税課 0242-39-1233

便利な行政サービスへの取組



など

市では、住民票などが必要なとき、窓口で書類を書かずに申請できる簡単ゆびなびシステムやコンビニでの自動交付サービスなどの便利な行政サービスの取組をマイナンバーカードの推進と併せて進めています。



ICTを活用した窓口業務

～わたしたちにできること～

窓口に出向かずに近くのコンビニでマイナンバーカードを使って証明書をとってみませんか。また、お子様連れの方や体が不自由な方には、簡単ゆびなびで申請のご案内をします。お気軽に窓口にお越しください。

問合せ 市民課 0242-39-1229



SDGs に貢献する会津若松市の取組



など

公共施設マネジメントの取組

良質な公共施設や公共サービス等を次世代へ引継ぐため、市が所有する全ての公共施設等について、コストの平準化や環境負荷の低減等に配慮した計画的な維持整備や、将来に向けた施設・機能の再編・有効活用などの取組を推進しています。



未来デザインワークショップの様子

～わたしたちにできること～

公民館やコミュニティセンター、体育館など、今ある施設を積極的に利用いただくとともに、今後の市民の皆様の活動の拠点に求められる施設や機能のあり方について、一緒に考えてみませんか。

問合せ 公共施設管理課 0242-23-7087

行財政改革の取組



など

市では、限られた行政資源の中で、必要な行政サービスを展開するため、行財政改革の取組を推進しています。安定的な財政運営、公共施設の老朽化対策、市民の利便性向上とデジタル化を目指します。



ICTを活用した窓口業務

～わたしたちにできること～

住民票などの各種証明書の発行の際、「らくらく窓口証明書交付サービス」によるタッチパネル受付や、タブレット受付サービスを利用して、待ち時間の短縮を体験してみましょう。

問合せ 財政課 0242-39-1203



SDGs に貢献する会津若松市の取組



など

地域福祉推進の取組

市では、「誰もが安心して暮らせる地域社会」の実現に向けて、地域で生活する全ての人々が「お互いさま」の気持ちで支え合える、地域のつながりづくりの取組を進めています。



～わたしたちにできること～

お互いさまでみんなをつなぐまち

近所の人と「あいさつ」をしてみませんか。
また、町内会やサークル活動のほか、ボランティアやNPO活動に取り組んでみませんか。

問合せ 地域福祉課 0242-39-1232

除雪困難世帯の外出支援



など

市では、自力で除雪できない一人暮らしの高齢者や障がいのある方を対象に、地域の協力やボランティアの方々の協力を得て、除雪困難世帯への支援を行っています。



間口除雪の様子

～わたしたちにできること～

会津地方・雪国では「親しまれている雪」をみなさんと協力して「雪かたし」しませんか。

問合せ 道路課（社会福祉協議会ボランティアセンター）
0242-39-1267（0242-28-4030）



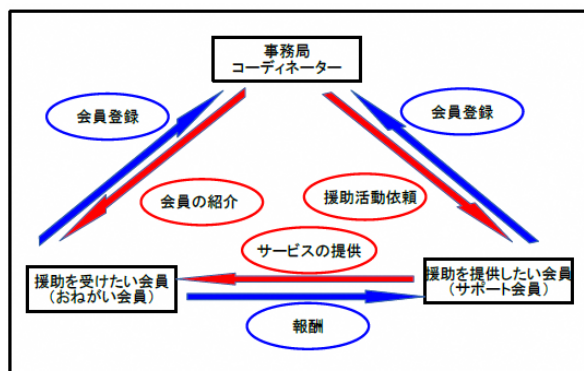
SDGs に貢献する会津若松市の取組

ファミリー・サポート・センター事業



など

市では、仕事と子育ての両立のための基盤を整備し、安心して子育てができる環境づくりを行うため、国で定めるファミリー・サポート・センター事業を実施しています。



事業のしくみ

～わたしたちにできること～

支援をお願いした人は増えていますが、支援を提供する人は伸び悩んでいます。地域の中で安心して子育てができ、一人ひとりの子どもたちが健やかに成長できるよう、ファミリー・サポート・センターの活動に参加してみませんか。

問合せ こども家庭課 0242-23-4545

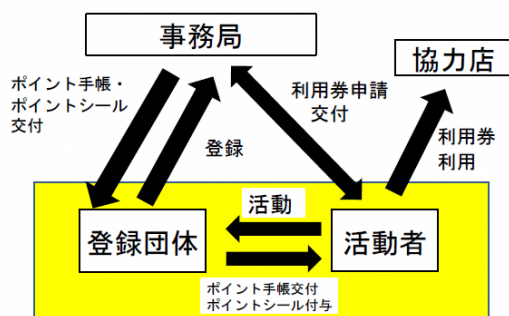
つながりづくりポイント事業



など

市では、地域活動促進や介護予防の推進を目的として、対象となる活動実績に基づきポイントが付与され、協力店で利用できる券が受け取れる事業を実施しています。

しくみ



事業のしくみ

～わたしたちにできること～

つながりづくりポイント事業の対象となる地域ボランティアや介護予防の活動に参加してみませんか。

ポイントを楽しく集めて、地域とのつながりづくりにもつながります。

問合せ 高齢福祉課 0242-39-1290



SDGs に貢献する会津若松市の取組

市民との協働による「美しいまちづくり」の推進



など

市では、市民との協働による公共施設への花の植栽等を通し、「美しいまちづくり」を推進しています。参加者同志が交流を深めたり、公共施設、商店街を花で彩ることで、地域の緑化美化の取組を進めています。



公共花壇での花植えの様子

～わたしたちにできること～

花と緑にあふれる「美しいまちづくり」の推進と、あらゆる年代が集い交流を深め、花植え作業をすることで、心身の健康維持や地域の活力向上なども期待されますので、ボランティア活動に参加してみませんか。

問合せ まちづくり整備課 0242-39-1275

市民活動・協働の推進



など

地域の魅力づくりや課題解決に向けて、NPO・ボランティア等が活躍できる機会の創出と、多様な主体と行政が、相互に尊重しながら、ともに考え、活動し、実践していくための取組を推進しています。



NPO法人による「公園の魅力づくり」

～わたしたちにできること～

自分が暮らしている地域や市民活動に興味を持ち、そして、あなたの知識や能力を地域で生かしてみましよう！

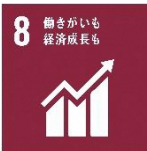
地域を構成する様々な主体による、持続力と回復力のあるまちづくりにつながります。

問合せ 協働・男女参画室 0242-39-1405



SDGs に貢献する会津若松市の取組

地産地消の推進



など

地産地消とは「地元で生産されたものを地元で消費すること」だけではなく、その活動を通じて、生産者と消費者がお互いに『顔が見え、話ができる』関係になり、地域の農業と関連産業の活性化を図ることができる取組です。



直売所の様子

～わたしたちにできること～

会津産の農産物が買えるのは直売所だけではありません。近所のスーパーや、最近ではコンビニでも会津産の農産物コーナーを見たことはありませんか。

新鮮で、安全安心な地元産農産物を購入しましょう。

問合せ 農政課 0242-39-1253

スマート農業の推進



など

ICTを活用した養液土耕システムや栽培支援ドローンなどは、農作業の省力化や生産性の向上、肥料や農薬の使用量の低減などの効果があります。

市では、この「スマート農業」の普及に取り組んでいます。



栽培支援ドローン

～わたしたちにできること～

農家の皆さんは、スマート農業のほかにも、減農薬栽培など環境にやさしい農業を実践しています。

消費者の皆さんも、「使い切れる分だけ購入する」フードロス削減の取組など、環境に配慮した行動を実践してみませんか。

問合せ 農政課 0242-39-1253



SDGs に貢献する会津若松市の取組

自然環境の保全



など

市では森林などの豊かな緑や猪苗代湖などの水辺地、野生生物や生態系の保全に取り組んでいます。

また、自然環境保全の意識を啓発するため、ホームページへの「身近な生き物大図鑑」掲載や、自然環境教室などを開催しています。



自然環境教室

～わたしたちにできること～

野生の生物や植物を持ち帰らない、ごみを捨てない、猪苗代湖や地域の清掃活動や自然環境教室に参加するなどの活動に取り組みましょう。

自然に興味を持ち、人と自然が共生するまちを作りましょう。

問合せ 環境生活課 0242-39-1221

基盤整備の推進



など

用排水路と道路を効率的に配置した農地の集積を行うとともに、生産性の高い大区画基盤整備を実現するために、土地改良区に対し積極的な支援を行い、農業経営の安定化を図りながら、持続可能な農業生産の基盤を創り出しています。



基盤整備後の田園風景

～わたしたちにできること～

私たちの主食である米や野菜の安全かつ安定した供給と、農村の緑豊かな原風景を守るためにも水路、田畑にゴミを捨てたり、汚さないようにしましょう。

問合せ 農林課 0242-39-1254



SDGs に貢献する会津若松市の取組

水道水の安定した供給



など

安全で安定した水道水の供給は、市民生活にとって不可欠な社会基盤です。水道施設整備をより効果的で効率よく実施するため、総合的な計画を策定し、浄水場や配水池、ポンプ場、水道管の計画的な維持・整備を図ります。



デジタル技術を導入した継手管理の様子

～わたしたちにできること～

デジタル技術（AI、IoT）を導入・活用し、管路更新の優先順位付けや水道工事における施工管理の最適化を行うことで、工事計画策定から工事実施までの水道技術水準を維持しています。

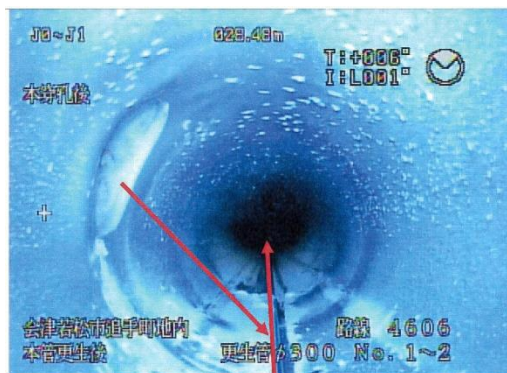
問合せ 上水道施設課 0242-22-6177

安定した汚水処理サービスの提供



など

持続可能な汚水処理サービスを提供するためには、その基盤となる下水道施設の適正な維持管と機能保全が重要です。快適で衛生的な生活環境と公共用水域の水質保全を図るため、計画的に下水道施設の長寿命化を進めています。



ライニング工法による施工の様子

～わたしたちにできること～

下水道の管渠の維持のため、更生工法のひとつである管内ライニング工法や新設管による布設替え工法、樹脂による部分補修材による修繕工法によって、改築・修繕にあたっています。

問合せ 下水道施設課 0242-23-9501



SDGs に貢献する会津若松市の取組

地球温暖化対策の推進



など

市では「地球温暖化対策」として省エネや再生可能エネルギーの普及、資源循環型社会への転換を推進しています。

再生エネルギーへの理解を深めるため、市内の太陽光発電施設や風力発電施設の見学会を開催しています。



再エネ施設見学会

～わたしたちにできること～

地球温暖化対策として、エコドライブや節電・節水、LED照明や省エネ家電の購入、ごみの減量化と分別排出などに取り組みましょう。

太陽光発電設備の導入や電気自動車の購入など、CO2を減らす取組を検討しましょう。

問合せ 環境生活課 0242-39-1221

木質バイオマス発電事業（グリーン発電会津）



など

これまで多くが山林に残置されてきた未利用材を木質バイオマス発電用の燃料として長期的かつ継続的に活用し、電力の安定供給と地域林業の活性化及び森林の持続的再生という資源循環型社会の実現を目指します。



未来に向けた森林再生と資源循環

～わたしたちにできること～

木質バイオマス発電をはじめとした再生エネルギーについて理解を深めていただくとともに、照明のこまめなオン・オフ、冷蔵庫の中の整理など省エネにも取り組みましょう。

問合せ 企業立地課 0242-39-1255



SDGs に貢献する会津若松市の取組

12 つくる責任
つかう責任



など

分別の徹底によるリサイクルの推進

市では、資源物を分別回収していますが、まだ再生可能な資源物がごみとして排出されています。

分別徹底によるリサイクル推進に向け、雑がみの分別、使用済小型家電の一齐回収、古着の拠点回収に取り組んでいます。



～わたしたちにできること～

雑がみ分別に取り組みましょう

これまで燃やせるごみに出していた「雑がみ」や「古着」、燃やせないごみに出していた「使用済小型家電」も、再生可能な大切な資源です。雑がみ専用保管袋などを活用し、分別の徹底とリサイクルに取り組みましょう。

問合せ 廃棄物対策課 0242-27-3961

12 つくる責任
つかう責任



など

ごみ減量化の取組への支援

市では、燃やせるごみとして排出される生ごみの減量化に向け、家庭用生ごみ処理機・処理容器の設置を支援しています。さらに、令和3年7月からは、草木ゴミの減量化に向け、家庭用堆肥枠の設置も支援しています。



～わたしたちにできること～

堆肥を作って化学肥料も削減！

生ごみや草木は、多量の水分を含んでいるため、生ごみ処理機・処理容器、堆肥枠を使って、①乾燥させてから燃やせるごみとして排出する、②堆肥を作って家庭菜園や花壇で使うことで、ごみの減量を進めましょう。

問合せ 廃棄物対策課 0242-27-3961



SDGs に貢献する会津若松市の取組



など

森林整備の推進

地域林業の活性化を図るため、森林所有者が森林経営計画により搬出する間伐材の運搬経費を支援しています。また、森林所有者が管理できない森林は、森林環境譲与税を活用して市が管理を行い、民有林の整備を計画的に進めます。



←間伐実施前の森林

間伐実施後→の森林



～わたしたちにできること～

水源涵養や国土保全、地球温暖化防止など、様々な働きをもつ森林を守るため、「緑の募金」活動から取り組んでみませんか。

問合せ 農林課 0242-39-1254

木材活用の推進



など

市では、県の森林環境交付金を活用して、県産材を利用した公共施設の木質化や公園の遊具整備、ペレットストーブによる木質バイオマスの利活用を支援しています。



木のぬくもりがある内装

～わたしたちにできること～

木には二酸化炭素を吸収する働きのほかに、木材を建築床材に使うことで、室内温度の調節や香りによるリラックス効果があります。日常生活のなかで、木材の利用に取り組んでみませんか。

問合せ 農林課 0242-39-1254



SDGs に貢献する会津若松市の取組



など

公共交通の利用促進

市では、鉄道や路線バス、タクシーなどの多様な交通形態による公共交通ネットワークの確保と再構築に取り組んでいます。また、観光振興や中心市街地活性化、健康増進などの取組とも連携し、利用増加を図っています。



公共交通（鉄道・路線バス）の様子

～わたしたちにできること～

鉄道や路線バスなどの公共交通を積極的に利用しましょう！
利用者が増加することで公共交通が維持され、車を持たない、運転しない人も円滑に移動することができ、人の往来が増えてまちの活性化にもつながります。

問合せ 地域づくり課 0242-39-1202



など

地域内交通の取組

地域内での買い物や通院など、日常的な移動手段を確保するため、金川町・田園町や湊地区、北会津地区、河東地区では、地域内交通の構築や、ボランティア輸送などの取組を支援しています。



河東地区「みなづる号」試乗会の様子

～わたしたちにできること～

通院やお買い物などお出かけの際は、移動手段の確保のほか、住民同士の交流の場にもなる、「地域内交通」をお気軽にご利用ください。

問合せ 北会津支所 0242-58-1801
河東支所 0242-75-2113



SDGs に貢献する会津若松市の取組

「庁舎整備事業」の取組



など

情報や防災、市民サービスの拠点として、また、市民生活を支える中心施設として、現在の本庁舎を中心に庁舎を整備します。
その際、市役所本庁舎旧館については、その活用に向けた検討を進めながら保存していきます。

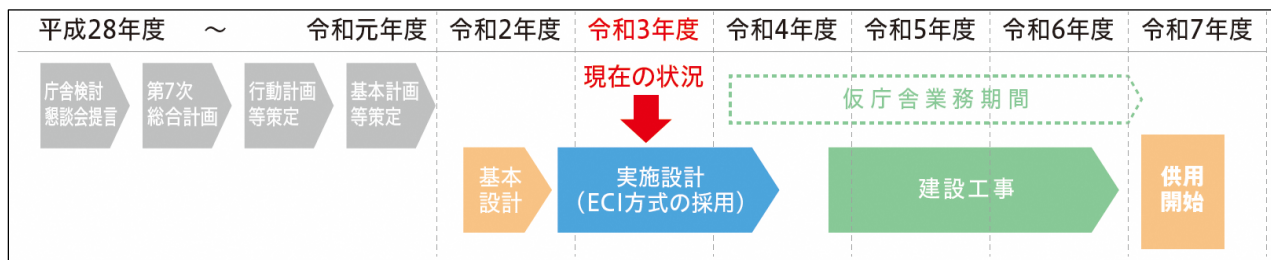
～わたしたちにできること～

新庁舎の設計や建設などの「まちの拠点」の整備をとおり、本市の「環境」、「災害対策」、「地域資源の保存・再生」、「まちづくり」などの各種取組に積極的に参画しましょう。



北東側から見た、新庁舎の外観イメージ

【庁舎整備事業の進捗状況】



← 「新庁舎3Dイメージ映像（基本設計時点）」をご覧ください。左のQRコード（市の公式YouTubeチャンネルに接続します）を読み取りご確認ください。

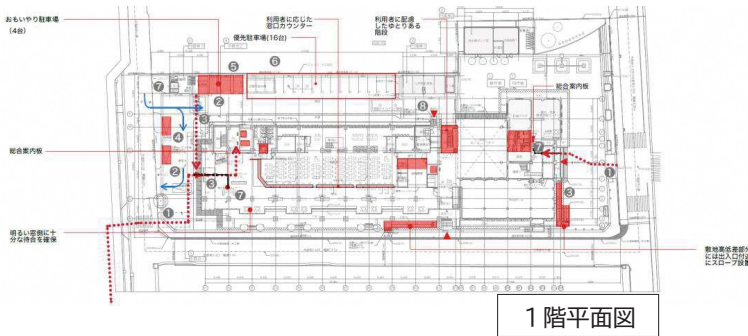
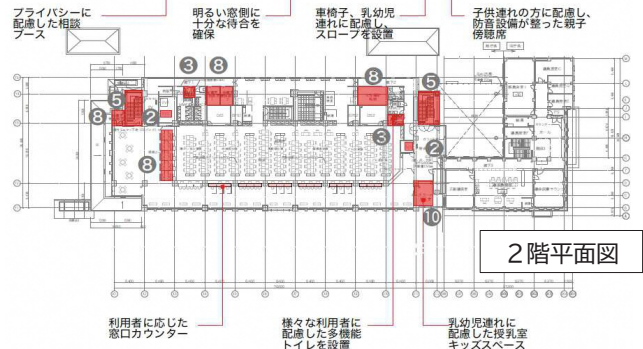
庁舎整備事業の具体的な取組例①



～新庁舎内部・外部のユニバーサルデザイン計画～

性差にかかわらず、すべての人に開かれた新庁舎となるよう配慮します。

- 様々な利用者に配慮した多機能トイレの設置 (各階)
- 授乳室の設置 (2階)
- 議場に親子・車いす傍聴席を設置 (3階)
- おもいやり・優先駐車場の設置 など



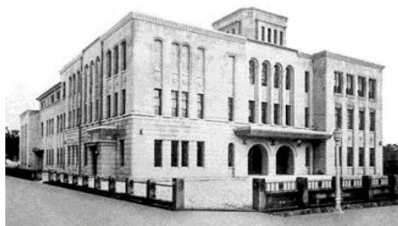
問合せ：庁舎整備室 0242-23-4561

庁舎整備事業の具体的な取組例②

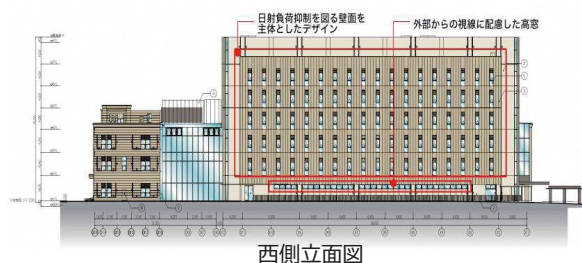
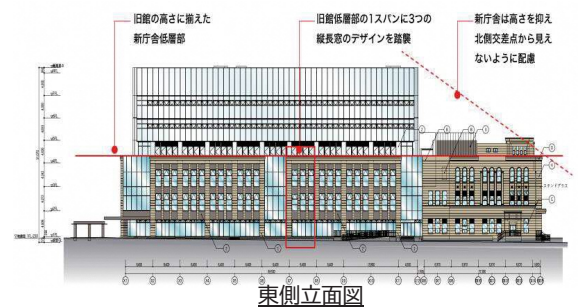


～本庁舎旧館の歴史的価値を保存・再生～

- 本市のシンボルである旧館の外観デザインを可能な限り創建当時の様子で継承
- 内部の階段、市長室、議場のデザインを継承
- 新庁舎の高層部は、低層部のデザインを際立たせ、空とのつながりを重視 など



創建当時の旧館外観



特徴的な内装を保存しながら機能的にリニューアルする「議場」イメージ



旧館と新庁舎をつなぐ (仮称)「あいづっこプラザ」のイメージ



問合せ：庁舎整備室 0242-23-4561

第4章 後期の財政見直し

財政見直しについては、毎年度策定する3年間の「中期財政見直し」の作成において、必要な見直しを行っていますが、中間評価の実施にあわせて、本市の財政状況や国の税財政改革や景気、人口動態による市税の変動等を踏まえ、第7次総合計画に基づく後期の財政見直しを作成しました。

財政見直し(後期:令和4年度～令和8年度)

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 市税	14,913	14,830	14,774	14,927	15,076
2 地方譲与税	426	426	434	434	434
3 地方消費税交付金	2,971	3,036	3,103	3,172	3,241
4 地方特例交付金	96	96	96	96	96
5 法人事業税交付金	155	200	203	203	203
6 地方交付税	10,070	9,723	9,790	9,722	9,794
7 使用料及び手数料	669	669	669	669	669
8 国県支出金	12,270	12,447	12,706	13,309	13,305
9 財産収入	53	53	53	53	53
10 繰入金	1,887	1,330	1,864	1,491	1,178
11 繰越金	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
12 諸収入	1,016	1,016	1,016	1,016	1,016
13 市債	7,025	3,635	6,879	3,547	3,051
14 その他	436	436	436	436	436
歳入合計	53,587	49,497	53,623	50,675	50,152
1 人件費	8,398	8,037	8,063	8,065	8,116
2 物件費	6,826	6,783	6,660	6,762	6,724
3 扶助費	13,669	13,942	14,221	14,505	14,795
4 補助費等	5,925	5,697	5,520	5,432	5,546
5 公債費	4,036	4,043	4,091	4,095	4,194
6 繰出金	5,493	5,517	5,549	5,553	5,571
7 積立金	1,065	1,065	1,073	1,073	1,073
8 投資的経費	6,501	2,736	6,768	3,510	2,452
9 その他	1,674	1,677	1,678	1,680	1,681
歳出合計	53,587	49,497	53,623	50,675	50,152

今後も市民ニーズを的確に捉えながら、安定した行政サービスを提供し続けるため、令和4年度以降についても、新型コロナウイルス感染症の動向を十分に見極めていくことに加え、引き続き増加が見込まれる扶助費等の社会保障費や、会津若松地方広域市町村圏整備組合における施設整備・庁舎整備などの大型事業の動向などを踏まえつつ、不測の事態にも十分に対応できる持続可能な財政基盤を確立していくことが重要です。

そのため、今後においても、行財政改革の取組を推進するとともに、毎年度の中期財政見通し策定による歳入に見合った歳出構造の堅持、財政調整基金の安定的な確保、適正な市債管理など、財政規律を遵守した行財政運営に取り組んでいく必要があります。

※本見通しは個別事業の積み上げによるものではなく、各項目の推計値として、各年度の歳入歳出の規模の大枠を示した内容であり、総合計画の推進にあたっては、行政評価などの検討を踏まえて、各年度の歳入の範囲での歳出とするものです。

【推計方法】

(1) 歳入

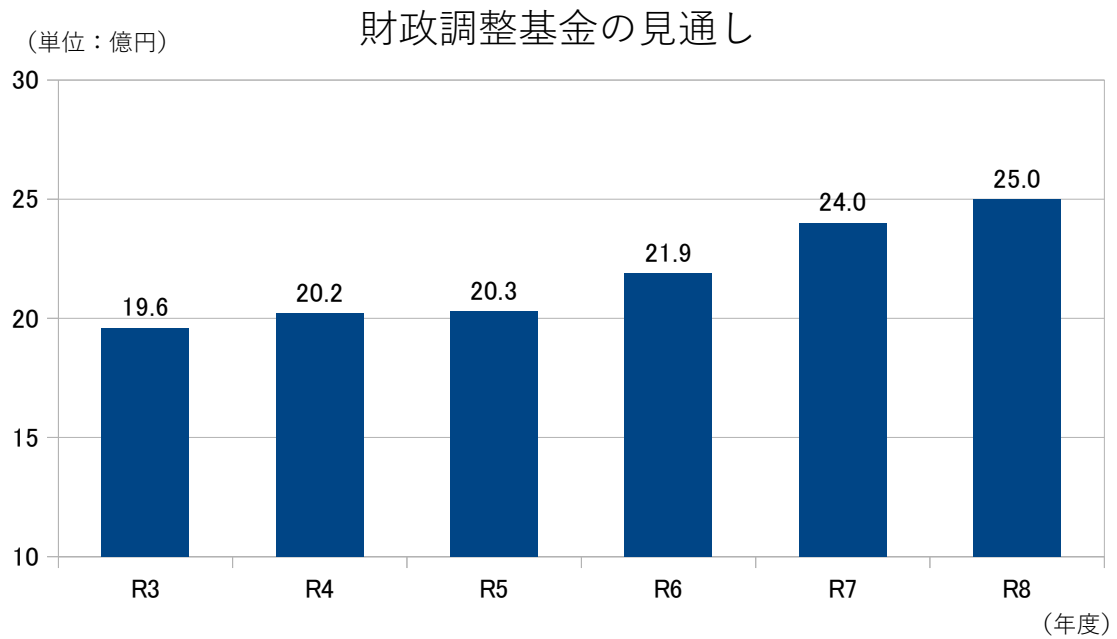
- 市税は、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、固定資産税にかかる減価償却及び3年ごとの評価替えの影響などを加味して、各税目の増減を見込んでいます。
- 地方消費税交付金は、一定の名目成長率を勘案して見込んでいます。
- 法人事業税交付金は、交付基準の経過措置等を踏まえて見込んでいます。
- 地方交付税は、普通交付税における基準財政収入額及び基準財政需要額について、令和3年度の算定結果をベースに扶助費の増加分や市税の増加分等を勘案して見込んでいます。
- 国県支出金は、扶助費の増加分や合併特例事業による増減分等を勘案して見込んでいます。
- 繰入金は、事業に伴う各種基金の繰入れのほか、財政調整基金、減債基金、庁舎整備基金、公共施設維持整備等基金の繰入れを見込んでいます。
- 繰越金は、過去10年の推移を勘案して16億円と見込んでいます。
- 市債は、臨時財政対策債や投資的経費を推計して見込んでいます。
- その他の歳入は、令和3年度をベースに、各年度の増減要素を勘案して見込んでいます。

(2) 歳出

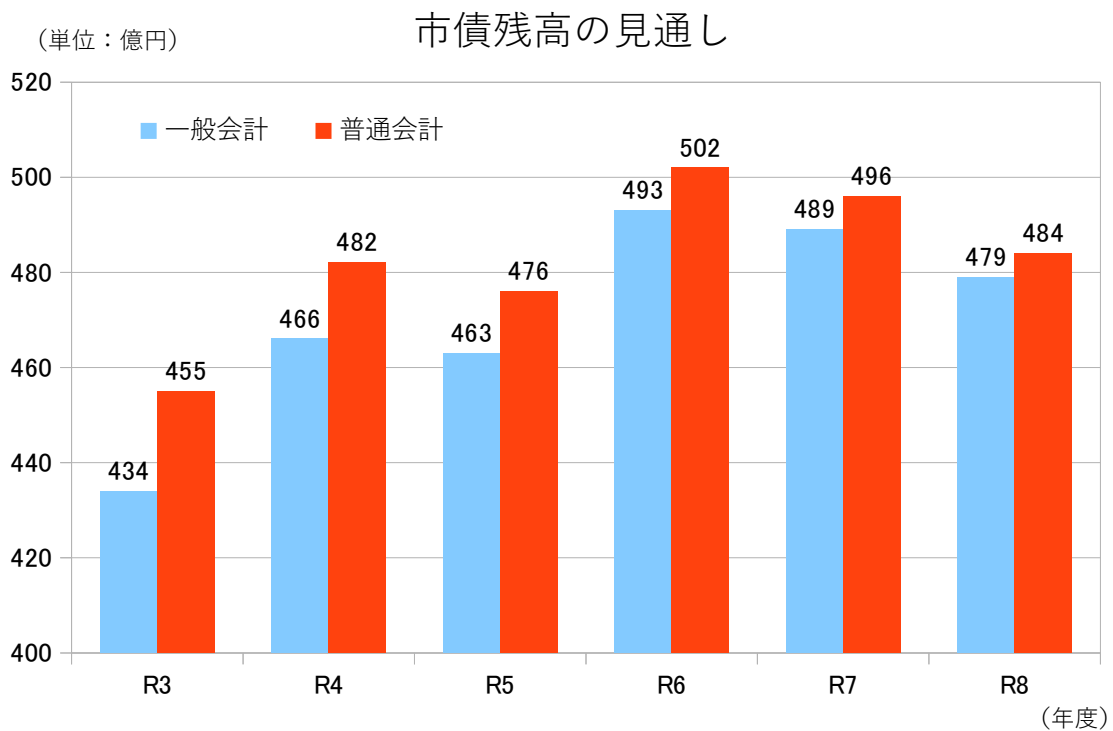
- 人件費は、段階的な定年引上げを踏まえた退職手当の増減等を勘案して見込んでいます。
- 物件費は、一定の物価上昇率等を踏まえて見込んでいます。

- 扶助費は、重度心身障がい者医療費や障がい者総合支援給付費などの社会福祉費や、子ども・子育て支援事業費や児童手当などの児童福祉費等の伸び率を勘案し、毎年度2%増加していくものとして見込んでいます。
- 補助費等は、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防事業負担金及び衛生事業負担金、上下水道局への補助費等、各種団体への負担金・補助金等を推計して見込んでいます。
- 公債費は、これまでに発行した市債や今後発行予定の市債の償還状況(元金及び利子)を推計して見込んでいます。
- 繰出金は、特別会計における市債償還の増減分や介護給付費等の増加分を推計して見込んでいます。
- 積立金は、地方財政法第7条(剰余金の処分)に基づき、繰越金の1/2である8億円を財政調整基金へ積み立て、併せて毎年度2億円を公共施設維持整備等基金へ積み立てるものとして見込んでいます。
- 投資的経費は、庁舎整備事業、都市計画街路事業、市営住宅建設事業などを勘案して見込んでいます。
- その他の歳出は、令和3年度をベースとして見込んでいます。

【参考】財政調整基金、市債残高の見通しについて以下ようになります。



※令和3年度については決算見込み。



※令和3年度については決算見込み。

第5章 中間評価のまとめ

1 中間評価のまとめ

本市においては、平成29年に策定した「第7次総合計画」に基づき、様々な施策や事業を実施してきました。特に、未来を担う子どもたちの健やかな成長を後押しするための教育環境の整備や子育て支援の充実、雇用の創出や地域経済の活性化、ICTを活用した観光産業や農業などの既存産業の振興、さらには、高齢者の方々などに対する包括的な支援といった取組を重点課題として取り組んできました。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活や地域経済、雇用、教育環境など広い範囲に大きな影響を及ぼし、市民の皆様には不安と恐怖を与えています。市では、市民生活を守り、地域活力を再生していくために、感染対策と市民の暮らし・雇用・事業者を守る取組を継続してまいりました。

このように、前述のとおり、これまでの前期の取組の検証や進捗状況をお示ししましたが、それらを踏まえて、前期の取組について総括するとともに、今後の方向性をお示します。

◇未来につなぐひとづくり

(子ども・子育て)

子育て世代包括支援センターの設置、保育所及び認定こども園における多子世帯等の利用者負担額の軽減、ひとり親家庭の医療費の窓口無料化による家庭における医療費負担の軽減など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のないきめ細かな支援体制の構築に取り組んできました。

今後は、第2期「子ども・子育て支援事業計画」を計画的に推進するため、庁内検討組織や子ども・子育て会議を活用して、適切に進行管理を行っていくとともに、引き続き、子ども医療費の助成や教育・保育施設の利用者負担額の軽減策を継続していきます。

(教育環境、学校教育)

学校施設の耐震化や猛暑対策として全小・中学校へエアコンを設置するなど、教育環境の充実をはかってきました。また、あいづっこ学力向上推進計画に基づく、次世代人材の育成支援、プロジェクター付き電子黒板の全小・中学校への配置やGIGAスクール構想に基づく児童生徒1人1台の学習用タブレット端末の整備など学習環境の充実に取り組んでまいりました。

今後は、トイレの洋式化や児童生徒1人1台に整備した学習用タブレット端末については、授業における効果的な活用に止まらず、オンライン授業による非常時における学びの確保など、更なる活用について研究していくとともに、市教育ICTプランに基づき、教職員のICT活用・指導力向上に取り組みながら、教育ICT環境の充実に努めていきます。

◇強みを活かすしごとづくり

(農業分野)

スマートアグリを取組を拡大し、省力化や収量増加による農家所得の向上を図るとともに、会津産コシヒカリの厳選米「AiZ' S-RiCE」の展開と拡大、あいづ食の陣の継続などにより、地元産農畜産物の生産

振興と利用拡大を図ってきました。また、スマートアグリ推進は、販売金額の増加や労働時間の削減等の成果が表れています。

今後は、地産地消の更なる推進や、地域外需要の拡大に取り組むとともに、GAPや有機 JAS の認証取得、農産物モニタリングを通じた信頼性向上による風評払しょくに努めていきます。また、認定農業者や認定新規就農者など地域農業の担い手の育成・確保を図っていきます。

(商工分野)

商工業においては、工業団地の分譲などにより、新たな企業の立地や増設などの規模を拡大した企業が増加しており、新たな雇用の創出が図られたところです。また、ICT関連産業の集積と会津大学生をはじめとした若年層の雇用の受け皿となる、スマートシティ AiCT は満室となり、魅力あるしごとづくりや働く場の創出につながっています。また、会津産業ネットワークフォーラム(ANF)を中心とした会津地域のものづくり企業間の連携強化、産業人材の育成、展示会への共同出展などを通して、企業の経営基盤の強化が図られてきています。

今後は、新たな工業団地の整備に向けて、本市の財政状況などを総合的に勘案し、適切な着手時期や整備手法について検討していきます。また、会津大学の立地を活かした産業集積を図ることは、地域の新たな産業創出に有効であり、加えて、地域のものづくり企業や大学、医療機関等が連携して進める医工連携の推進も、地域の新たな産業基盤の確立に重要であることから、引き続き、雇用の創出や定住人口の増加、地域の活性化に向け、成長産業の集積を図ります。

(観光分野)

「極上の会津プロジェクト協議会」をはじめとした広域連携による周遊観光促進や、JR東日本の「TRAIN SUITE 四季島」、東武鉄道の新型特急「リバティ会津」、「戊辰 150 周年」などを契機とした誘客促進、また、インバウンド対策として、外国人の関心が高いナイトタイムエコノミーなどの実施や、デジタルDMO を活用した効果的な情報発信、さらには、台湾・タイ王国等への観光プロモーションや受入態勢の整備などに取り組んできました。これらにより、観光客入込数は、令和元年 300 万人となり、震災前の約9割まで回復し、同様に、県外から修学旅行で訪れた学校数は、令和元年度 663 校となり、震災前の約8割まで回復しました。さらに、外国人宿泊数についても、平成 27 年は 3,410 人泊が、令和元年は 25,012 人泊へと約7倍に増加するなど、交流人口の拡大を着実に進めてまいりました。

今後は、観光コンテンツ(コト消費)による旅行商品造成等に取り組み、「VISIT AIZU」やSNSの活用による効果的な情報発信を組み合わせることで、交流人口の拡大と地域の活性化を図っていきます。また、アフターコロナを見据えた訪日外国人観光客の増加に的確に対応するため、観光案内所やボランティアガイド、観光案内看板等についても外国人に配慮した整備充実を図っていきます。教育旅行の誘致やインバウンドの推進に向けては、感染症対策等の安全な受入体制を整え、本市の情報発信に取り組んでいきます。さらに、新潟市、佐渡市、日光市、さいたま市等の自治体や交通事業者などと連携し、県域を越えた官民の広域連携を強化し、滞在型観光を目的とした広域観光周遊ルートの構築に取り組んでいきます。

◇安心、共生のくらしづくり

(福祉分野)

高齢者をはじめ、障がいのある方や子どもなど、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるまちを目指し、地域のネットワークづくりに向けた支援などの地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、生活困窮者に対する相談業務や就労支援など要配慮者に寄り添った取組を進めてきました。今後は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるように、令和2年度策定の「地域福祉計画」並びに「地域福祉活動計画」に基づき、社会福祉協議会や関係団体などと連携し、地域住民への理解促進や情報発信を行うとともに、災害時にも対応できる支え合いのある地域づくり、相談支援体制の充実に努め、「地域包括ケアシステム」の構築を進めていきます。また、後期高齢者や要介護、認知症の高齢者が増加する中で、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活していくことができるよう、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターへの支援を継続していくとともに、地域での支え合いの「つながりづくりポイント事業」の活用を推進することにより、市民の地域活動への積極的な参加を促し、高齢者の見守りなどの地域課題の解決を図っていきます。

(ユニバーサルデザイン)

「第3次会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン」に基づき、「すべての人にやさしく、暮らしやすいまち」の実現を目指し、様々な施策に取り組んできました。今年度は当該プランが最終年度であることから、取組の総括を行うとともに、「第4次会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン」を策定し、取組を推進していきます。

今後は、「誰もが」暮らしやすく、活動しやすいまちをつくることは、まちづくりの根本であることから「ユニバーサルデザイン推進プラン」に基づき、その理念の普及を図っていきます。

(低炭素・循環型社会)

地球温暖化対策として、公共施設への再生可能エネルギー発電設備の積極的な導入、市民の住宅用太陽光発電システム等の設置への補助金の交付などにより、市域の再生可能エネルギー発電設備を増やす取組を進めてきました。また、学校において、児童・生徒及び教職員が、省エネルギー、リサイクルなどの取組を進める「学校版環境マネジメントシステム」を推進してきたほか、事業所については、環境にやさしい取組を行っている事業所を認定、紹介するなど、環境意識の向上に努めてきました。

廃棄物の減量化に向けては、ごみ処理施設見学会の開催等を通して、フードバンクや3キリ運動をはじめとした3Rの啓発に取り組むとともに、ごみ情報紙を通して「ごみの見える化」を推進してきました。さらに、従来からの資源物の分別収集や給食施設生ごみのリサイクルの取組に加えて、雑がみ専用保管袋を活用した雑がみの分別徹底や、古着の拠点回収、使用済小型家電の一斉回収といった新たな取組により、更なるリサイクル推進とごみ削減に取り組んできました。

今後は、脱炭素・循環型社会を実現できるよう、市域における地元産再エネ導入の促進、脱炭素に向けた協働の推進、ごみの減量・3R+Renewableの推進、環境にやさしい行動への変容を促す仕組の導入などに、市民・事業者・市が連携して取り組んでいきます。

◇安全、快適な基盤づくり

(地域防災)

災害等に強いまちづくりを推進するため、地域防災計画、国土強靱化地域計画、水防計画、国民保護計画、国土強靱化地域計画などの各種計画に基づき、的確な防災体制の構築に取り組んできました。特に、防災対策普及員による防災にかかる出前講座や地区説明会などを通じて防災意識の啓発と防災知識の普及や自主防災組織の設立支援を行い、また、高齢者や障がいのある人など、避難行動要支援者の名簿作成や支援等について、関係者との共有を行うとともに、個別避難計画の策定を進めていくことで、避難行動支援の実効性を高めるための仕組みづくりを進めてきました。

今後は、有事に備え市民や事業者と役割分担を図りながら、段階的・計画的に災害時に必要な物資の確保に努めます。また、防災メール「あいべあ」やインターネットを活用した情報伝達手段をはじめ、引き続き、重層的な情報伝達手段の整備に努めてまいります。

(雪対策)

雪に強いまちづくりを進めていくため、ICTを活用した除雪車運行システムによる除雪作業の「見える化」を市民への情報提供のみに留まらず、集約された苦情・要望の分析結果を、配車計画や民間事業者への指導に反映することにより、除雪作業の効率化と地域間の除雪時間の平準化による市民の利便性向上を図ってきました。

引き続き、老朽化の進む除雪機械や消融雪施設の計画的な更新や適切な維持管理を行い、冬期間における安全な通行を確保していきます。

(道路)

広域道路交通ネットワークの形成は、周辺住民及び観光客の利便性向上、地域経済の活性化等に大きく寄与するものと期待されることから、「会津縦貫道」の整備及び「磐越自動車道」の完全4車線化の早期実現に向けた取組や都市計画道路の整備促進など、移動の利便性向上に努めてきました。また、歩道や生活道路の未整備路線について、整備の優先度を検討するなど舗装等の整備を進めてきており、引き続き、市内の交通渋滞の緩和や中心市街地の活性化、地域内・地域間の連携を図るため、都市計画道路や地域をつなぐ道路、生活に密着した市道の整備を推進し、安全で快適な道路ネットワークの形成を図っていきます。

(公共交通)

市内及び広域バス路線の再編など、鉄道、バス及び様々な交通モードの連携による公共交通ネットワーク全体の再構築と確保、維持に取り組んできました。また、金川町・田園町や湊地区、北会津地区、河東地区においては、公共交通の実証運行や検証、アンケート調査を行いながら、交通空白地における地域内交通の構築、ボランティア輸送等への支援を行ってきた。また、第三セクター鉄道やJR只見線の支援についても、沿線自治体等と連携し、運行維持や利用促進を図ってきたところ。今後は、新たな「市地域公共交通計画」に基づき、地域の移動ニーズを踏まえた、利便性が高く誰もが利用しやすい、

公共交通体系の構築・維持に取り組んでいくとともに、新モビリティサービスや MaaS の取組など新しい生活様式に対応する公共交通の利用環境の実装に向けて取り組んでいきます。

(上下水道)

安全で安定した水道水の供給は、市民生活にとって不可欠な社会基盤であることから、「会津若松市水道施設総合整備計画」、及び「水道わかまつ施設整備アクションプラン」に基づき、デジタル技術を活用した工事の品質向上及び適正な施設の維持管理、老朽化した施設の適正な更新や耐震化を図り、災害に強い施設の構築に努めてきました。

引き続き、IoT や AI の活用による管路更新の優先順位付けや水道工事における施工管理の最適化を図りながら、施設の更新や耐震化、浄水場の機器更新や施設改修、水道水の水質保全などに取り組みます。また、アセットマネジメントの手法による計画の検証を行いながら、水道水の安定した供給と健全な水道事業の運営を進め、さらに、上水道未整備地区における飲料水の安定確保や簡易水道の適切な維持管理に努めていきます。

(情報通信技術)

地域情報化を推進するため、令和元年度にこれまでの地域情報化基本計画に替わる新たな「会津若松市情報化推進計画」を策定しました。また、市公式のスマートフォンアプリ「ペコミン」を活用し、地図とオープンデータを連携しながら地域の情報交流活性化に向けて利用を促進する取組やパソコンやタブレット講習会を見直し、ニーズの高いスマートフォン教室を開催するなど、市民生活の利便性の向上を図ってきました。

今後は、様々な分野でICTの活用による利便性の向上を促進し、特に、スマートフォンなど市民生活に身近な機器の講習会を拡充し、ICTリテラシーの向上を図り、市民がICTの利便性を享受できるように取り組んでいきます。

◇豊かで魅力ある地域づくり

(地域自治・コミュニティ)

地域主体のまちづくりの推進に向けて、河東地区、北会津地区、大戸地区において、地域の課題解決に向けた活動指針となる「地域づくりビジョン」を策定し、ビジョンに掲げた取組を推進するなど、自主自立のまちづくりが展開されてきています。特に、湊地区においては、集落支援員を中核として、「NPO 法人みんなと湊まちづくりネットワーク」による持続可能な住民主体の地域づくり活動が本格化しています。

今後は、これらの地域活動を支援するとともに、他地域における組織づくり活動の活発化に向けて、地域づくりビジョン推進事業補助金や集落支援員などの支援制度について広く周知を図っていきます。

(公共施設)

「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の総合的な管理に向けた取組を進めてきました。平成 31 年3月には、「公共施設再編の考え方」及び、予防型の維持保全に係る実施計画である「公共施設

保全計画」を策定、令和3年9月には、「公共施設再編プラン」を策定し、本市の公共施設全体の総量や配置、活用等について市民協働により再編の取組を進めています。

今後は、限られた財源を有効に活用しながら、安全で快適な公共施設の提供や将来のよりよいまちづくりにつながる施設総量の最適化や施設サービスの提供に努めていきます。

◇新型コロナウイルス感染症対策

令和2年4月に新型コロナウイルス感染症対策総合本部を設置し、感染が拡大していく状況においては、市民の命を守ることが最も優先されることであることから、市民生活や子ども達の教育環境における感染拡大防止はもとより、雇用維持や事業継続に向けた経済支援策による「市民生活を守る取組」、さらに、感染の収束を見据えた地域経済活動回復に向けた事業再開支援や感染症等の非常時に強い社会経済構造の構築による「地域活力を再生していく取組」を、国県の財源はもとより、市独自の財源を活用して、緊急対策を講じてきました。また、ワクチン接種については、市新型コロナウイルスワクチン接種実施計画に基づき、国、県及び会津若松医師会等の関係機関と連携しながら実施してきました。接種率も順調に推移してきているところです。現在、国では3回目接種に向けた検討が進められていますが、1回目及び2回目の接種につきましては、希望する方が本年11月30日までに接種できるよう体制整備を図っています。

今後も当面は「ウィズコロナ」を前提とし、「新しい生活様式」を社会・経済の様々な分野に浸透させ、感染拡大防止と同時に社会経済活動に取り組んでいかなければなりません。その意味から、緊急対策の4本の柱である、「Ⅰ 感染拡大防止への取組」、「Ⅱ 暮らし・雇用・事業者を守る取組」、「Ⅲ 収束局面での地域経済活動の回復」、「Ⅳ 感染症等の非常時に強い社会経済構造の構築」については、今後も必要な視点と捉えています。

2 今後の取組

◇人口減少対策と地方創生

本市の人口は、平成7年の13万7千人をピークに減少傾向が続いており、令和2年1月現在の現住人口は約11万9千人で、近年は毎年約千人以上のペースで人口減少が続いています。その内訳をみると、自然動態で600人程度、社会動態で400人程度の減少となっています。

このような状況を踏まえ、本市では、2015年(平成27年)4月、第1期会津若松市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び第1期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「第1期市総合戦略」という。)を取りまとめました。さらに、2020年(令和2年)3月に取りまとめました令和2年度以降の5か年を計画期間とする「第2期会津若松市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び第2期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「第2期市総合戦略」という。)については、第1期市総合戦略を踏まえつつ、人口の推移や、子ども・子育て、産業・商工分野等の様々な観点から見た人口減少による影響、将来推計のシミュレーションなどを織り交ぜながら、市民の皆様と人口減少問題に関する認識の共有を図るとともに、市民の皆様をはじめ、民間企業、会津大学など、あらゆる主体の方々が一丸となり取り組んでいく必要があり、第2期市総合戦略を激動の地方創生を生き抜くための羅針盤とし、様々な取組に果敢に挑戦していくこととしています。

地方創生の取組により、ICT関連産業をはじめとした魅力的な「しごと」を地域に創り出し、また、他の産業への波及効果により、更なる雇用拡大を図ることで、高校や大学卒業後の進学・就職などによる転出の緩和と、地方回帰の流れを捉えたUIターンや定住・二地域居住の促進による転入の増加により、2030年を目途とした社会動態プラスマイナスゼロの実現につなげていきます。

また、本市の合計特殊出生率は、2019年は1.43という現状から、国や県の少子化対策施策等と一体となった取組を進めていくことで、「子どもがいいきと育つまち」、「子どもを安心して産み・育てることができるまち」、「子育てをみんなで支えるまち」の実現を図り、2040年までに合計特殊出生率を2.2まで上昇させることを目指していきます。さらに、規制緩和と最先端技術の実装のもと、住民目線でより良い暮らしを実現するスーパーシティ構想への挑戦により、すべての保護者が安心して子育てができ、すべての子どもが安心して楽しく学ぶことができる環境づくりをはじめとして、市民の皆様が自分らしく生き生きと、自分に合った仕事や暮らしができ、困りごとがあれば助け合う「豊かな社会」を実現することで、2060年においても人口10万人程度の維持を目指していきます。

◇スマートシティ会津若松

「会津若松市第7次総合計画」では、計画全体を貫く3つのコンセプトのうちの一つ“つなぎ続くまちへ”の中で、「スマートシティ会津若松」を市政運営全体の向上のために有効な手段として位置付けており、以下の3つの視点から取組を今後も進めていきます。

1. 地域活力の向上:地域経済の活性化
2. 市民生活の利便性向上:安心して快適に生活できるまちづくり
3. 市民との情報共有の促進:「まちの見える化」の実現

本市の地方創生、そして「スマートシティ会津若松」の取組は、市民の皆様にも利便性をより実感していただけるまち、魅力あるしごとのあるまちをつくるものであると同時に、Society5.0と呼ばれる新しい社会をリードし、そして、国連の持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも寄与する取組です。

これからの未来につながるまちづくりを進めていくために、皆様のご協力をいただきながら、このスマートシ

ティ会津若松が、国内だけではなく世界に誇れる地域として輝きを増し、会津若松の歴史にまた1つ、誇りを刻めるよう挑戦し続けていきます。

◇行財政改革の取組

少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の影響などにより厳しい財政状況が続くものと予想される中、安定した行政サービスを提供し続けるためには、安定的な財政基盤を構築し、自治体経営の効率性を高めていく必要があります。

そのため、中期財政見通しを踏まえながら、歳入に見合った歳出構造の確立などによる「持続可能な財政運営」、公共施設の老朽化や市民ニーズの多様化等に対応していく「公共施設の管理・運営の最適化」、デジタルガバメントの構築や職員の働き方改革の推進などによる「行政サービスの質の向上と効率化」の3つの視点を柱とした行財政改革の取組を推進します。

◇持続可能なまちづくり、SDGsの取組

本市の総合計画に基づく取組は、持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)と親和性が高く、SDGs の達成に寄与できるものと考えています。そのため、令和2年度より行政評価において、本市の施策が、SDGs のどの目標と紐づくのかを分かりやすくするため、それぞれの施策に紐づくと考えられる SDGs の目標のアイコンを表示しています。令和3年度からは、施策における事務事業が、17の目標に紐づく169のターゲットを表示し、SDGsの理解を深めるとともに、総合計画の着実な取組を進めています。また、SDGsの推進を図るため、市民の皆様や事業者の方々には、持続可能な社会の構築に向け、それぞれの立場でSDGsを身近なものとして捉え、実践していただくことが重要であり、できることから取り組んでいただけるよう、SDGsの達成に寄与する事例を紹介する企画展の開催や市政だよりによる啓発を行いSDGsの理解度向上と実践を促していきます。

◇今後の取組

平成29年度から令和8年度までの10年間にわたる本市のまちづくりの指針となる「会津若松市第7次総合計画」は、人口減少や若者の流出、高齢人口の増加、産業構造の変化やICTの進化など、地域社会を取り巻く状況は刻々と変化してきていく中であっても、この会津若松市に住み、集う皆様が、安心して豊かに暮らし続けていくことのできる地域社会を目指していくことが、私たちに課せられた大きな取組です。

そのため、基本構想のまちづくりのビジョンとして『ともに歩み、ともに創る「温故創しん」会津若松』を掲げ、市民の皆様の参画と協働により、歴史、文化、自然、産業、教育、人材、地域の絆など、様々な地域資源を活かしながら、新しい会津若松市をつくっていくことをお示ししており、これが第7次総合計画の目標であります。

また、総合計画の進行管理については、自治基本条例に基づき、毎年度の行政評価により実施していますが、第7次総合計画が令和3年度末で計画期間の5年を経過することから、中間評価を実施し、市の各所属においてはKPIの達成状況や実績の推移を検証しました。着実に進んでいる取組がある一方で、社会経済状況や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、一部の事業では遅れが見られます。これらの各分野のこれまでの取組を外部評価委員会やタウンミーティングにおいてご報告し、ご意見やご提案をいただいたところで

あり、これらのご意見等を踏まえるとともに、今後予定されている大型事業等についても、引き続き、事業内容や財源等について十分精査し、感染症の影響及び財政状況を踏まえて全体調整を行いながら、最終年度の目標達成に向け、今後の5年間の取組を再考、改善、強化していくことで、総合計画の確実な推進につなげていきます。

最後に、第7次総合計画は、政策目標ごとに掲げる目標の実現に向けて、ここに住み集う「ひとが」いきいきと輝き、先人たちが培ってきた本市の資産や歴史、文化、生業を大切に受け継ぎながら、そこに新たな考え方や手法を加え、「ともに」このまちを創っていく、そして、私たちの子どもたちに「つなぎ」、暮らし続けることのできるまち、暮らし続けたいまちを創っていくための道標となるものです。

この計画を着実に進めていくためには、行政による取組だけではなく、市民の皆様をはじめ、ここに住み集う皆さんの「参画」と「協働」が必要であり、今後の5年につきましても、市民の皆様と、ともに歩み、ともに未来の会津若松市を創っていきます。

会津若松市第7次総合計画
中間評価

<お問い合わせ先>

会津若松市企画政策部企画調整課

電話 0242-39-1201 FAX 0242-39-1400